

平成 31 年 3 月会議

津幡町議会会議録

平成31年 3 月 4 日再開

平成31年 3 月13日散会

津 幡 町 議 会

平成31年津幡町議会 3 月会議会議録 目 次

第 1 号（3 月 4 日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第 4 号～議案第41号）	4
1. 議案に対する質疑	16
1. 委員会付託	16
1. 散 会（午前11時13分）	16

第 2 号（3 月 5 日）

1. 出席議員、欠席議員	17
1. 説明のため出席した者	17
1. 職務のため出席した事務局職員	17
1. 議事日程（第 2 号）	18
1. 本日の会議に付した事件	18
1. 開 議（午前10時00分）	19
1. 議事日程の報告	19
1. 会議時間の延長	19
1. 町政一般質問	19
4 番 八十嶋孝司議員	19
2 番 竹内竜也議員	25
10 番 塩谷道子議員	31
5 番 西村 稔議員	42
1. 休 憩（午後 0 時05分）	44
1. 再 開（午後 1 時00分）	44
13 番 道下政博議員	44
7 番 森山時夫議員	51
1 番 森川 章議員	54
8 番 角井外喜雄議員	60
1. 休 憩（午後 2 時47分）	65
1. 再 開（午後 3 時00分）	65

16番 河上孝夫議員	65
15番 洲崎正昭議員	69
6番 荒井 克議員	74
1. 散 会（午後4時02分）	77
第3号（3月13日）	
1. 出席議員、欠席議員	79
1. 説明のため出席した者	79
1. 職務のため出席した事務局職員	79
1. 議事日程（第3号）	80
1. 議事日程（第3号の2）	80
1. 本日の会議に付した事件	80
1. 開 議（午後1時30分）	81
1. 議事日程の報告	81
1. 会議時間の延長	81
1. 議案等上程（議案第4号～議案第41号、請願第1号～請願第5号、陳情第1号）	81
1. 委員長報告	81
1. 委員長報告に対する質疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	90
1. 同意上程（同意第1号、同意第2号）	92
1. 質疑・討論の省略	93
1. 採 決	93
1. 休 憩（午後2時26分）	94
1. 再 開（午後2時27分）	94
1. 議会議案上程（議会議案第1号）	94
1. 提案理由・質疑・討論の省略	94
1. 採 決	94
1. 閉議・散会（午後2時30分）	95
1. 署名議員	96

平成31年 3 月 4 日（月）

○出席議員（16 名）

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第 1 号）

平成31年 3 月 4 日（月）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 4 号～議案第41号）

（質疑・委員会付託）

議案第 4 号 平成31年度津幡町一般会計予算

議案第 5 号 平成31年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第 6 号 平成31年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7 号 平成31年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第 8 号 平成31年度津幡町簡易水道事業特別会計予算

議案第 9 号 平成31年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第10号 平成31年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第11号 平成31年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第12号 平成31年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算

議案第13号 平成31年度津幡町水道事業会計予算

議案第14号 平成31年度津幡町下水道事業会計予算

議案第15号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第16号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第17号 平成30年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第18号 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第19号 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第20号 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第21号 平成30年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第 1 号）

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第25号 津幡町森林環境譲与税基金条例について

議案第26号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第28号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第29号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第30号 津幡町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について

- 議案第32号 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第35号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第36号 種辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第37号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第38号 町道路線の認定について
- 議案第39号 財産の取得について（救助工作車（Ⅱ型））
- 議案第40号 財産の取得について（津幡町営バス車両）
- 議案第41号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○多賀吉一議長 ただいまから、平成31年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○多賀吉一議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月13日までの10日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

○多賀吉一議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 3 番 井上新太郎議員、4 番 八十嶋孝司議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○多賀吉一議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本 3 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 1 号から請願第 5 号までおよび陳情第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、町長から地方自治法第180条第 2 項の規定による**報告第 2 号** 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（町道竹橋大坪線道路改良工事（その 2）（道整備）））の報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による平成30年12月分および平成31年 1 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○多賀吉一議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第 4 号から議案第41号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成31年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、提出議案の説明に先立ちまして、町政運営に対する私の基本的考え方と平成31年度当初予算編成の基本方針およびその概要ならびに重点施策につきまして、ご説明をさせていただきます。なお、新しい元号が未定のため、便宜上、平成31年5月以降につきましても、平成の元号を使わせていただきますのでご理解をお願いいたします。

最初に、議会1月会議以降の町政の概況につきましてご報告いたします。

平成31年の冬は、北海道でマイナス30度を下回る気温が観測され、これまでの最低気温の記録を更新するという日もありましたが、全体的には昨年と比べると打って変わり、雪の影響もほとんどなく、非常に穏やかな天候でございました。津幡町では、一部山間部での除雪を実施いたしましたが、平野部での除雪は現在まで行っておりません。3月に入り、雪の心配は一区切りかとも思われますが、まだしばらくは注意するよう指示をしているところでございます。

さて、1月12日から明治150年記念企画展を津幡ふるさと歴史館れきしるにて開催しております。テーマを「明治の歩み つなぐ つたえる」としまして、1868年の明治維新から150年、津幡の変革の様子をさまざまな資料からごらんになれます。3月24日まで開催いたしておりますので、ぜひ議員の皆さまもごらんになっていただければと思います。

2月6日、いしかわ歴史遺産に選定されました本町の俱利伽羅峠のストーリー「いにしへの記憶をたどる道 俱利伽羅峠」の認定証交付式が県庁で行われ、出席してまいりました。いしかわ歴史遺産は、世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習や有形無形の文化財を関連づけ、その魅力を分かりやすくまとめたストーリーを県が認定するもので、町といたしましては、この認定を全国に発信し、大河ドラマ誘致の追い風にしていまいりたいと思っているところでございます。

さて、昨年の議会3月会議でもご紹介いたしましたが、津幡町の四つ子の赤ちゃんが2歳の誕生日を迎えたということで、2月10日にその元気な姿を拝見してまいりました。本年5月から新しい元号となるわけですが、新しい時代を担っていくこの子たちに、元気な津幡、ふるさと津幡を引き継いでいく責任をかみしめた次第でございます。今後も4人のお子さんの健全な成長を願うとともに、津幡町の全ての子どもたちの明るい未来を心から願うものでございます。

それでは、町政運営に対する私の基本的考え方と平成31年度当初予算編成の基本方針とその概要につきまして述べさせていただきます。

日本経済は、アベノミクス効果によりこれまで最長であった2002年から2008年までのいわゆるいざなみ景気を超える長さの景気回復が続いていると発表されております。しかしながら、米中貿易摩擦などを背景に依然として国際情勢は変動が著しく、先行きは不透明な状況となっております。また、人生100年時代と言われる一方、急速な人口減少、少子高齢化が進行する中で、働き手不足は一層深刻化しております。加えて、喫緊の課題である年金、医療、介護を初めとする持続可能な社会保障制度の確立は急務となっており、また多くの自治体が消滅するという衝撃的な危機が予測されている中、地域の活性化と地方創生の取り組み、さらには毎年のように全国各地で発生しております自然災害など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。津幡町におきましても、国や県の施策、方向性を的確に捉え、町として最大限の効果が得られる施策を実行し、繊細かつ大胆に諸課題に対応していかなければなりません。

まず、私の町政運営に対する基本的な考え方は、これまでも申し上げてまいりましたが、大き

く2つの柱で推し進めているところでございます。1つは30年、50年後を見据えた「子の世代、孫の世代のためのまちづくり」、そしてもう1つが「心豊かに今を暮らすためのまちづくり」でございます。

昨年の議会6月会議におきまして、町長3期目の所信を述べさせていただき、その中で「今期は、これまで着実に進めてまいりました各種の政策をまさに形として実現させていく、そんな4年間にしたい」と申し上げたところでございます。新元号の元年ともなります平成31年度は、飛躍する津幡町、未来の津幡町に向けてのスタート元年と位置づけ、各種事業のスタートを切ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

そのスタートとなる平成31年度は、いよいよ役場新庁舎の建設に着手いたします。新庁舎は、鉄筋コンクリート、一部鉄骨づくり4階建て、延べ床面積は約5,090平方メートルで、騒音低減と工期の短縮を図るため、プレキャストコンクリート工法により本年7月に着工、平成32年12月に完成、平成33年1月の仕事始めの業務開始を目指しております。本年4月1日から総務部監理課内に庁舎整備推進室を設置し、建設整備等に係る業務を専門的に行い、その対応に万全を期すこととしております。

次に、交流人口の増加を図り、元気なまちづくりに資する事業として進めております体験型観光交流公園の整備につきましては、現在、公園へのアクセス道路となる町道竹橋大坪線道路改良工事を行っております。平成31年度は、いよいよ同公園の名所にと位置づけるもみじ山予定地にもみじの木を植樹いたします。津幡丘陵公園内、臨時排雪場の後方で育てております1メートル以上に成長したもみじを順次移植してまいります。あわせまして、現在アンズの実を使った特産品の開発を進めておりますが、そのアンズの木のカイロを促進するための業務委託も行うこといたします。すでに何度かアンズの実を使ったお菓子の試作品を試食いたしました。どんなアンズの特産品が誕生するのか楽しみにしているところでございます。

次に、活力あるまちづくりに向けての重要施策であります企業誘致に関しましては、ご承知のとおり、大坪地区に新たな工場用地を造成中でございます。全体面積は3万782平方メートルで、4区画を造成し、平成31年度中の完成、平成32年4月1日から分譲開始を予定しているところでございます。

次に、河合谷小中学校の校舎跡地での宿泊体験交流施設の整備計画については、現在、河合谷宿泊体験交流施設整備委員会におきまして基本構想の検討を進めていただいているところでございます。平成31年度では、実施設計および旧河合谷小中学校校舎の解体撤去を行うこととしております。河合谷地区には、豊かな自然の中に観光スポットとなっております大滝公園や、山と清流がもたらす自然豊かな食材といった貴重な地域資源が数多くあります。これらを生かした体験活動プログラムを作成し、特色ある宿泊体験を提供してまいりたいと考えております。建設に当たりましては、第8次津幡町辺地総合計画でお示ししているとおり、辺地対策事業債を活用してまいります。

次に、住吉公園内で整備を進める屋内温水プールにつきましては、いよいよ新年度に測量、基本設計を行ってまいります。社会資本整備総合交付金を活用し、屋内温水プール建設を含めた公園全体を再整備する都市公園整備事業として実施いたします。このプールが町民の皆さまの心豊かに元気で暮らしていくための交流の場となり、また健康づくりの拠点となりますことを目指し、整備を進めてまいります。

次に、I Rいしかわ鉄道津幡駅東口の整備と新駅設置については、町の活性化、定住人口・交流人口の増加を図るために、最も重要で中心的施策と捉えております。先ほども申し上げましたが、多くの自治体が消滅していくという警鐘がある中、30年後、50年後、さらには100年後を見据えたまちづくりに、真剣にそして大胆に取り組まなければなりません。津幡町は、古くから加賀、能登、越中の分岐点に位置する交通の要衝であり、現在は鉄道でI Rいしかわ鉄道やJ R七尾線、道路では国道8号、159号が交差するなど、交通の利便性が非常に高い町であります。その津幡町の大きな強み、魅力を生かし、さらなる活用を図ることが町の発展の大きな鍵となると考えており、駅周辺の整備と新駅の設置は、その中心となる取り組みでございます。昨年の10月、町区長会の一泊研修に私も参加いたしました。そのときに訪問いたしましたのが、長野県坂城町でございます。この地域では、新幹線開通に伴い、平成9年に第三セクターしなの鉄道が開業し、在来線の運営を引き継いでおります。そして、平成11年に新駅テクノさかき駅が、町民の方々の強い要望により設置されたものでございます。坂城町では、昭和59年に地域住民の要望として新駅建設の署名が町と議会に提出されてから約15年、町を挙げての活動が実を結んだもので、当時の取り組みと経過についてお話をお伺いすることができました。本町では、昨年の5月22日に関係の住民組織代表の方々などで構成する期成同盟会が発足いたしました。この期成同盟会を核として、町民の皆さまの強い思いをさらに結集し、津幡駅東口の整備ならびに新駅の設置の実現につなげてまいりたいと考えております。今後は、この期成同盟会ではI Rいしかわ鉄道への要望書提出を初め、関係機関に働きかけを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、平成29年議会6月会議において、一般質問で答弁をいたしました私学誘致の推進についてでございます。本年2月議会全員協議会で、学校法人稲置学園金沢星稜大学が本町南中条および北中条地内に大学のスポーツ施設などを整備する意向であることをご報告申し上げました。本町といたしましても、大学の拠点施設が整備されることで若い世代を中心に町の交流人口の増加や地域経済の活性化に大きな効果が期待できるほか、官学連携を推進することで町の施策に新しい広がりも見せることになるとういに期待をしているところでございます。町では、平成31年4月から産業建設部都市建設課内に大学誘致推進室を設置し、金沢星稜大学当局と連携して、大学施設の立地に向けて支援、協力していくことといたしております。

町民の豊かな暮らしのための施策につきましては、後ほど重点施策の主な取り組みの中で申し上げますが、子育て支援や教育環境の整備、地域活性化対策、各種の福祉サービスといった暮らしに直接結びつく取り組みをきめ細やかに、そして効果的に行っていくこととしております。

今後も第5次津幡町総合計画に掲げた「住んでみたい ずっと住みたい ふるさと つばた」を積極的に、そして丁寧、確実に推進してまいりますので、議員各位の一層のご指導とお力添えをお願い申し上げます。

それでは、平成31年度当初予算編成概要につきましてご説明いたします。

平成31年度津幡町一般会計当初予算案は137億8,800万円で、前年度当初予算と比べ9.4パーセント、11億8,800万円の大幅な増額予算となっております。

大幅な増額となる主な要因といたしましては、これまで町の主要事業として計画し、たびたびご説明申し上げてまいりました新役場庁舎等建設事業や河合谷宿泊体験交流施設整備事業の具体的着手、さらに屋内温水プールの建設を含めた住吉公園整備事業の本格的着工に向けた測量、基本設計の予算を計上したことが挙げられます。加えまして、多くの町民の方に利用されておしま

す文化会館シグナスの長寿命化大規模改修事業や石川かほく農業協同組合による新ライスセンター建設事業への補助金、さらに町道竹橋大坪線改良事業や町道加賀爪18号線の住の江橋長寿命化補修事業など、予算規模の大きい普通建設事業が集中したことによるものでございます。

また特別会計では、全7つの特別会計の総額で約1億3,720万円、2.2パーセントの増となる63億9,024万7,000円を計上、さらに事業会計につきましては、3会計の合計で約2億6,284万円、4.6パーセントの減となる55億1,323万8,000円を計上いたしております。

各会計ごとに増額になるものと減額になるものがありますが、全11会計で総額256億9,148万5,000円、前年度当初予算との比較で10億6,235万9,000円、4.3パーセントの増となっております。

まず、平成31年度一般会計当初予算案につきまして、その主な事業をご説明いたします。

まず、ハード事業では、総務費の新庁舎整備および福祉センター改築事業に3億7,408万円、民生費の津幡小学校区放課後児童健全育成施設整備事業に2,851万円、農林水産業費の水田営農体制確立事業といたしまして石川かほく農業協同組合が実施する新ライスセンター建設事業への補助金で7億2,786万円、これは国から県を通して交付される補助金6億7,500万円が地元自治体経由で交付されることから予算としては大きな額となっておりますが、町の負担は5,286万円となるものでございます。さらに、商工費の辺地対策事業による河合谷宿泊体験交流施設設計費および旧校舍解体費に1億557万円、土木費の社会資本整備総合交付金・防災安全による町道加賀爪18号線の住の江橋橋梁長寿命化補修事業に8,821万円、屋内温水プール整備計画を含めた住吉公園整備事業に2,846万円、体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線改良事業に1億3,966万円、辺地対策事業による町道菩提寺1号線改良事業に5,000万円、町道庄能瀬線道路改良事業に4,600万円、消防費の救助工作車更新事業に9,518万円、教育費の文化会館シグナスの大ホール大規模改修事業に2億3,700万円など、新規事業、計画決定済み事業ともに緊急度の高い事業に予算を計上し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮いたしました。

一方、ソフト事業につきましては、国の消費増税対応として低所得者世帯と3歳未満児がいる世帯を対象としたプレミアム付商品券交付事業を初め、町単独による小学校英語教育充実に向けた指導員の増員や小学校低学年の複式授業解消のための臨時講師の配置、医療行為により免疫を消失した児童へのワクチン接種費用助成や子ども医療給付費対象年齢の18歳引き上げなどを実施するほか、年々利用者がふえております定住促進事業につきまして予算を増額するとともに、学童保育施設では、条南小学校区で新たに1施設増設となる16施設で運営を行うことになるため運営費を増額するなど、町の定住人口拡大や子育て支援の充実に一層取り組んでまいります。また、これまで進めてまいりました大河ドラマ誘致関連事業や科学のまちつばた関連事業なども引き続き取り組み、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指していく所存でございます。

歳入につきましては、町税のうち町たばこ税以外、全て増額を見込んでおります。町民税で0.4パーセント、831万9,000円増の20億7,533万9,000円を計上したほか、固定資産税では家屋の新增築による増を見込み、1.7パーセント、2,769万4,000円増の16億5,256万円を計上いたしました。町税全体では前年度当初予算比1.0パーセント、4,152万3,000円増の41億6,465万円とし、津幡町の当初予算といたしましては過去最高の予算計上額となっております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の中では1.1パーセント増となっているところを、当町の交付税算入対象となる町債残高が減少していることなどを勘案し、前年度当初予算比0.9

パーセント、3,000万円の増となる32億9,000万円を見込んでおります。

町債は、新庁舎等建設事業に2億9,370万円、石川かほく農業協同組合が実施する新ライスセンター建設事業補助金に3,960万円、河合谷宿泊体験交流施設整備事業に1億550万円、文化会館長寿命化大規模改修事業に2億1,330万円を充当するほか、各種道路・橋梁整備事業に1億9,350万円、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債に4億円を見込み、総額で前年度比54.5パーセント、4億9,100万円の大幅増となる13億9,150万円を計上いたしております。町債の予算額は大幅な増となっておりますが、その発行に際しましては地方交付税算入のあるものを最優先するとともに、発行額を各年度の償還元金以内とするシーリングは堅持しており、当然のことながら財政の健全化にも配慮したものでございます。

特別会計では、国民健康保険特別会計の国税算定において、県の示す標準算定方式を基本に、資産割の廃止や低所得者層への配慮をした賦課方式とするなどの変更を予定しておりますが、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計とともに給付の増が見込まれることから増額予算としております。さらに、上大田区簡易水道施設の改修を行う簡易水道事業特別会計や車両更新を行うバス事業特別会計などでも増額となる一方、前年度で無停電電源装置の改修が終了いたしましたケーブルテレビ事業特別会計では減額となっており、それぞれの目的に応じた特別会計の事情を勘案し、予算を計上いたしております。

事業会計につきましては、河北中央病院事業会計では医療機器購入費に2,000万円を計上して医療設備の向上を図ることとしております。水道事業会計では第8次拡張事業や老朽管更新事業費、また下水道事業会計では浄化センターの汚泥濃縮棟設備や水処理施設の電気機械設備の更新など、それぞれの会計で計画的に事業を実施するための予算を計上いたしております。

一般会計、特別会計、事業会計それぞれの予算編成におきまして、国・県からの補助、交付金など極力有利な財源を選択するとともに各種特定目的基金も活用しながら対応しております。さらに、特別会計への繰出金、事業会計への補助、負担金等に要する費用を含めた一般会計の財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れで調整をしているところでございます。財政調整基金の平成30年度末残高は約7億円程度と見込み、平成31年度一般会計当初予算では4億3,000万円の繰り入れを計上しております。今後の安定した財政運営のためにも、執行に際しましてはさらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めたいと存じます。

次に、平成31年度重点施策の主なものにつきまして、具体的に説明してまいります。

最初に総務関係、そして安全、安心に関する施策でございます。

まず、いよいよ着工となります役場新庁舎の整備につきましては、総務部監理課内に庁舎整備推進室を設置いたします。本年7月着工、平成33年1月4日の業務開始に向けまして万全を期するため、組織体制を整えるものでございます。防災に関しましては、津幡町洪水ハザードマップを更新、作成いたします。現在のハザードマップは、平成21年3月に作成されたもので、想定最大降雨量を50年から100年確率としておりますが、新たに作成するものは1,000年確率といたしまして、浸水想定区域等の見直しを行うことといたしております。また、広報の取り組みといたしましては、新たに広報特使を起用したケーブルテレビ番組を制作し、町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、福祉関係施策でございます。

国の消費税率引き上げに伴う対策事業といたしまして、低所得者、子育て世帯への経済的負担

緩和を図るため、プレミアム付商品券交付事業を実施いたします。町民税非課税の方と3歳未満の子を持つ世帯主を対象に2万5,000円分の商品券を2万円で販売するものでございます。次に、産後の退院直後の母子を対象に津幡町産後ケア事業を実施してまいります。心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援をしてまいります。また新たに、特別の理由による任意予防接種費助成事業を実施いたします。その事業概要は、小児がん治療、その他の理由により、すでに受けた予防接種の免疫効果に期待ができなくなった場合などに再度予防接種を受ける際の費用を助成するもので、疾病の発生を防止し、経済的負担の軽減を図るものでございます。次に、放課後児童健全育成事業では、本年4月から新たに条南小学校区に1施設を追加設置し運営を開始するほか、津幡小学校区には既存の賃貸施設にかえて新たに新施設を整備することといたします。保育園運営におきましては、寺尾保育園で新たに病後児保育を開始いたします。子ども医療給付費では、助成対象年齢を現在の15歳から18歳到達年度末までに拡大いたします。

次に、産業建設関係施策でございます。

道路・橋梁整備に係る施策につきましては、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金、辺地対策事業債などを最大限に活用しているところでございます。通学路安全対策といたしましては、町通学路交通安全プログラムにより実施いたしました合同点検結果に基づき、町道太田29号線などの安全対策を行ってまいります。また、辺地対象事業では、町道菩提寺1号線、町道竹橋俱利伽羅線などの道路改良事業について整備を進め、地域の利便性、安全性、活性化を確保してまいります。町道整備事業では、公共施設等適正管理推進事業で町道太田舟橋線や庄35号線で舗装修繕を行うほか、引き続き町道庄能瀬線や体験型観光交流公園のアクセス道路となる町道竹橋大坪線などの道路改良事業を着実に進めてまいります。橋梁補修事業といたしましては、町道加賀爪18号線（住の江橋）の長寿命化を図ってまいります。除雪対策としまして、凍結防止剤散布車1台を更新いたします。都市計画施策といたしましては、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減を図ることを目的に大規模盛土造成地マップを作成することといたします。また、市街地幹線道路である本津幡横浜線街路事業を引き続き進めてまいります。密集市街地である本地域の交通の円滑化と歩行者の安全確保、都市防災機能の向上を図ることといたします。そして、屋内温水プールの整備につきましては、住吉公園整備事業費として、プールを含めた公園整備に向けた基本設計、測量を行ってまいります。

次に、農業振興施策でございます。

体験型観光交流公園費といたしましては、アクセス道路の町道竹橋大坪線の整備に加え、同公園の名所にと位置づけるもみじ山予定地にもみじの植樹を開始いたします。また将来、同公園での植樹を予定しておりますアズノの栽培を促進するための業務委託も行うこととしております。新規事業といたしまして、石川かほく農業協同組合が実施する新ライスセンター整備に対し補助金を交付する水田営農体制確立事業を行います。この施設は、平成31年4月着工、平成32年3月完成予定とのことでございます。土地改良施設維持管理適正化事業では、潟端北第4排水機場を整備してまいります。また、農村総合整備事業費（体質強化型）といたしまして、御門地内の農業用用水路の整備を行ってまいります。辺地対策事業では、導水管420メートルの布設がえを行う牛首地区飲用水供給施設整備事業を実施してまいります。次に、河合谷宿泊体験交流施設整備事業でございますが、事業年度を平成31年度から2か年とし、本年度は実施設計および旧河合谷

小中学校校舎の解体撤去を行うことといたしております。

次に、環境水道施策についてでございます。

環境保全対策といたしまして、危険空家除却等支援補助金の活用を図り、危険空き家の撤去を進めてまいります。平成31年度は4件の活用が見込まれております。町といたしましては、今後も地域の皆さまと連携をしながらこうした空き家対策に取り組み、住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。水道整備では、引き続き中須加、中橋地内で第8次拡張事業を行います。加賀爪、下矢田地内では老朽管更新事業を、明神、井野河内地内では、下水道事業に伴う配水管布設替事業を実施してまいります。下水道事業におきましては、引き続き拡張事業のほか、浄化センターの電気、機械設備の更新工事などを行うことといたしております。上下水道官民連携事業につきましては、検討委員会を設置し、専門的かつ具体的な検討を行うことにしております。

次に、消防関係施策についてでございます。

防火水槽設置事業では、新たに太田地内に40トン級の耐震性防火水槽を設置し、消防水利の確保を行ってまいります。また、消防庁舎改修事業といたしまして、老朽化した消防庁舎の防水工事を引き続き行ってまいります。また、消防車両整備事業では、購入から18年が経過した救助工作車を更新整備することといたしております。消防力のさらなる充実強化を図ってまいります。

次に、教育関係施策についてでございます。

科学のまちつばたの推進では、引き続きプログラミング教育を充実させることといたしております。WRO用の備品を充実させるとともに、平成31年度も中学生に加え、小学生を対象とした講座を実施することとしております。学校教育推進の施策といたしまして、英語教育の推進を図るため語学指導の充実を図ります。平成30年度にALTを1人増員したところでございますが、さらなる指導体制の充実を進めるため、平成31年度は語学指導協力員を1人増員してまいります。次に、学校施設の整備といたしまして、平成30年度から2か年での策定としております学校施設長寿命化計画をまとめることとしております。また、昨年着手いたしました小中学校空調設備整備事業は、本年7月からの稼働に向け最優先で進めております。小中学校情報教育推進事業では、学習用パソコンの更新を行います。最新の情報機器が使用できる環境を整備してまいります。また、小規模校における複式授業解消のため、町が独自に臨時講師を配置いたします。さらに、教員の多忙化改善を図る外部人員の配置を進めるほか、保健室登校の児童生徒に対応するための学校生活指導員を配置していくこととしております。次に、生涯学習関連事業では、津幡ふるさと歴史館れきしるにおいて、社会人相撲選手権大会50年のあゆみ等の企画展を行ってまいります。文化会館シグナスにおきましては、ホール音響設備などの長寿命化大規模改修を行います。安全、安心の施設管理のもと、今後も利用者の皆さまに充実したサービスを提供してまいります。スポーツ振興事業におきましては、総合体育館2階のトイレを洋便器に改修する工事を行います。また、同体育館に設置のトランポリン2台を更新いたします。津幡運動公園におきましても、体育館内と野球場横のトイレを洋便器に改修することとしております。引き続き、スポーツ施設の適切な維持管理とスポーツ環境の充実に努めていくものでございます。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

河北中央病院では、地域医療のさらなる充実を図るため、病院改革プランに基づきこれまで乳腺外来の開設や訪問リハビリテーションを開始するなど、さまざまな取り組みを進めてまいりました。入院患者数、外来患者数、病床利用率などいずれも着実に増加してきており、その役割は

一層重要になってきております。今後も地域医療を支える拠点病院としての責任を果たしてまいりたいと考えております。平成31年度は、新たに心電・呼吸・S p O 2 送信機、ベッドパンウォッシャー、入院患者用電動ベッドなどの医療機器を購入いたします。

以上、平成31年度の重点施策について、概要をご説明いたしました。

それでは、3月会議に提案いたしました平成31年度の当初予算案ならびに平成30年度の補正予算案ほか諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明いたします。

議案第4号 平成31年度津幡町一般会計予算について。

歳入歳出予算総額は137億8,800万円で、その概要は今ほどの平成31年度当初予算編成概要や重点施策等で説明させていただいたとおりでございます。

次に、議案第5号から第14号までの10件の議案は、平成31年度各特別会計および事業会計の当初予算についてでございます。

議案第5号 平成31年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、前年度当初に比べ2.9パーセント増となる33億9,019万円を計上するものでございます。保険税は、賦課方式の変更、税率改正等により低所得者層に配慮するとともに国民健康保険財政の健全化と安定化を図ることとし、引き続き適正な運営に努めてまいります。

次に、**議案第6号 平成31年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。**

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比3.3パーセント増となる3億7,264万4,000円を計上するもので、主なものは、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るための石川県後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

次に、**議案第7号 平成31年度津幡町介護保険特別会計予算について。**

本予算は、近年の給付実績などを参考に前年度当初比1.0パーセント増となる24億6,912万4,000円を計上し、介護予防の推進と要支援・要介護者に対する介護サービス給付等を行うものでございます。

次に、**議案第8号 平成31年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。**

本予算は585万4,000円を計上し、上河合地区ほか2地区の簡易水道の管理運営を行うものであります。

次に、**議案第9号 平成31年度津幡町バス事業特別会計予算について。**

本予算は1億1,091万8,000円を計上し、廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行を行うものでございます。公共交通機関としての利便性や安全性を一層高め、町民サービスに努めるものであります。

次に、**議案第10号 平成31年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。**

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を4,115万9,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

次に、**議案第11号 平成31年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。**

本予算は、35万8,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第12号 平成31年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。**

本予算は、1日平均52人の入院患者と173人の外来患者を見込み、収益的支出を13億1,537万6,000円としております。資本的支出は1億4,229万1,000円とし、新たに心電・呼吸・S p O 2 送信機等を購入するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。

企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第13号** 平成31年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億6,018万9,000円を予定しております。1日平均9,827立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。資本的支出では3億9,930万8,000円を予定し、第8次拡張事業として引き続き中橋、中須加地内の配水幹線の拡張を実施するほか、老朽管更新事業として加賀爪、下矢田地内等で整備を進めるものであります。企業債につきましては、第8次拡張事業などについて、限度額および借入条件を定めるものであります。

次に、**議案第14号** 平成31年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で14億3,036万9,000円を予定しております。1日平均1万立方メートル余りの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものであります。資本的支出では14億6,570万5,000円を予定し、浄化センター3系水処理施設電気機械設備更新工事等の改良事業を予定するとともに、企業債の償還を行い、下水道事業の普及、推進に努めるものであります。企業債につきましては、公共下水道事業ほか3件について、限度額および借入条件を定めるものであります。

続いて、議案第15号から第21号までの7件の議案は、平成30年度一般会計および特別会計ならびに事業会計の補正予算についてでございます。

議案第15号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、国の補正予算に対応するもののほか、年度末を控え定住促進事業や国民健康保険特別会計への繰出金、商工業振興助成費など増額となるものを含め、各種事業の実績見込みにより増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ1億2,085万1,000円を増額し、予算総額を136億6,174万1,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、プレミアム付商品券交付事業費ほか8事業について、それぞれの個別事由による進捗状況等により翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、固定資産デジタルデータ整備費ほか6事業について、事業費の確定等により限度額をそれぞれ変更することとし、また中学校給食設備更新費について、期間と限度額を定め追加するものであります。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い、新庁舎等建設事業ほか9事業において、限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第16号から議案第21号までの特別会計、事業会計の補正予算につきましても、年度末を控え実績見込みを踏まえて増減調整を行うものでございます。

議案第16号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ162万1,000円を減額するものでございます。

議案第17号 平成30年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ43万円を増額するものでございます。

議案第18号 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,383万円を増額するものでございます。

議案第19号 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ46万9,000円を減額するものでございます。

議案第20号 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算(第4号)について。

本補正は、歳入歳出それぞれ262万1,000円を減額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、町営バス購入費につきまして、表のとおり限度額を変更するものでございます。

議案第21号 平成30年度津幡国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算(第1号)について。

本補正の主なものは、収益的支出において457万円の増額補正を予定し、資本的支出において837万3,000円の減額補正を予定するものでございます。また、医療機器等購入費に係る企業債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、長時間労働等の是正を行うための関係規定の追加を行うものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、第2期地域ケーブルテレビ加入者が第1期地域と同じ条件で視聴ができるよう、視聴に必要なセット・トップ・ボックスの入手方法について見直しを行うほか、ケーブルテレビの利用料等について消費税を別途とする金額表示に改めるものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について公表を行い、防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火管理業務の適正化および消防用設備等の適正な設置促進を図るよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町森林環境譲与税基金条例について。

本案は、本年4月から施行されます森林経営管理法に基づき、森林整備を行うための財源に充てる基金を設置する条例を制定するものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、小型合併浄化槽設置者の下水道接続を促進するため、助成金の特例期間を延長するものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について。

本案は、学校教育法の改正により専門職大学が創設されることに伴い、本条例に定める布設工事監督者等に係る資格要件を定める規定の改正を行うものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険財政健全化と安定化を図るため、県の示す標準算定方式を基本に賦課方式、税率などの改正を行うものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町立保育園の認定こども園への移行に伴い関係規定の改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号** 津幡町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども医療費の一部支給について、適用年齢を引き上げるための必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第31号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、本年4月から条南小学校区に放課後児童センター1施設を追加設置するための必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第32号** 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、学校教育法の改正により専門職大学が創設されることに伴い、本条例に定める放課後児童支援員に係る資格要件を定める規定の改正を行うものでございます。

次に、**議案第33号** 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、河北中央病院各種使用料につきまして、適正な金額に見直しを行うほか、消費税を別途とする金額表示に改正するものでございます。

次に、**議案第34号** 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について。

本案は、牛首辺地について、新たに牛首地区営農飲雑用水施設の整備事業を追加する変更を行うものでございます。

次に、**議案第35号** 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について。

本案は、下河合辺地について、新たに河合谷体育館の整備事業を追加する変更を行うものでございます。

次に、**議案第36号** 種辺地に係る総合整備計画の変更について。

本案は、種辺地について、新たに町道種5号線河原橋の整備事業を追加し、町道菩提寺1号線と菩提寺地内の耐震性貯水槽の整備事業費を増額する変更を行うものでございます。

次に、**議案第37号** 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について。

本案は、朝日畑辺地について、新たに町道上藤又大窪線上藤又橋および除雪機械の整備事業を追加し、町道竹橋俱利伽羅線と南横根の耐震性貯水槽の整備事業費を増額する変更を行うものでございます。

次に、**議案第38号** 町道路線の認定について。

本案は、能瀬ニ13番3地先を起点とし、能瀬ニ12番6地先を終点とする道路を町道能瀬54号線として、道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、**議案第39号** 財産の取得について。

本案は、老朽化が著しい消防本部の救助工作車Ⅱ型1台を更新するもので、指名競争入札により9,493万2,000円で株式会社本田商會が落札いたしました。現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第40号** 財産の取得について（津幡町営バス車両）でございます。

本案は、老朽化が著しい津幡町営バス車両1台を更新するもので、指名競争入札により2,154万6,000円で酒井自動車株式会社が落札いたしました。現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第41号** 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について。

本案は、平成30年津幡町議会12月会議において議決されました議案第80号 請負契約の締結について（津幡町立小・中学校空調設備整備事業）でございます。そのうち、契約金額9億5,100万円を8億8,900万円に改めるものでございます。

以上、本3月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長が詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○多賀吉一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○多賀吉一議長 ただいま議題となっております議案第4号から議案第41号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜散 会＞

○多賀吉一議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時13分

平成31年 3 月 5 日（火）

○出席議員（16 名）

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会計管理者 兼会計課長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第 2 号）

平成31年 3 月 5 日（火） 午前10時00分開議
日程第 1 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○多賀吉一議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○多賀吉一議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜町政一般質問＞

○多賀吉一議長 日程第1 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 八十嶋孝司議員

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

私のほうからは4点だけ質問させていただきます。

その前に、3月末でご退職されます総務部長、石庫 要様、そして環境水道部長、梶田和男様、そして会計管理者、大田新太郎様、そして河北中央病院事務長、田縁様、本当にご苦労さまでございました。いろんな思いはあるかと存じますが、また退職されても我々議員に対しまして、大所高所からご指導のほどよろしくお願いいたします。本当にご苦労さまでございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず第1点、平成への回顧と新年度への意気込みを聞くということで、矢田町長にお伺いいたします。

1月の新聞紙上の言葉を借りると「約200年ぶりの天皇退位という形で平成の時代は終わりを迎える。ポスト平成を迎えるに当たり、約30年間の平成史を振り返ってみませんか」とあり、ジャーナリストの池上 彰氏はその紙上の中で「平成は国内ではバブルの崩壊、海外では東西冷戦の終結とともに始まる。そこに阪神淡路大震災が重なり、世紀末の暗雲が漂う中でオウム真理教のようなカルト集団のような事件も起きた。平成という元号は「内平らかに外成る（史記）、地平らかに天成る（書経）」からの引用である。しかしながら、国の内外は名前のとおりに決して平和とはいかなかった」。この新聞の詳細は別として、池上 彰氏は「おおよそ分断と連帯の時代であった」と述べておられます。そして最後に「元号が変われば時代の雰囲気も変わります。願わくは平和な時代を迎えられますように」と締めくくっておられます。

そこで、矢田町長にお尋ねいたします。

町長は、平成の初期から石川県議会議員として県議会の中核で活躍され、さらに現在、津幡町

長として3期目の任期を全うしておられます。この平成時代の終えんに、政治経済はもとより日々の出来事にも一方ならぬ思いがあると推測いたします。矢田町長にとって、振り返って平成という時代はどのような時代として思い考えてこられたのか。さらに、新元号の制定に伴い新年度への意気込みもあると思います。あわせてお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の平成への回顧と新年度への意気込みを聞くとのことご質問にお答えいたします。

本年5月1日、いよいよ日本は平成から新元号へと変わり、新しい時代へ向かう大きな節目を迎えることになります。その節目に当たりましての私の思いと新年度の主要な取り組みにつきましては、昨日の本会議で提案理由の説明の中で、平成31年度の町政運営および予算編成の基本方針、ならびに重点施策として申し上げたところでございます、

したがいまして、重なる部分は省略させていただきまして、平成を振り返り私の今後への思いを申し上げさせていただきます。

私が直接政治にかかわったのは、石川県議会議員に初出馬、初当選となりました昭和58年、1983年でございます。昭和の時代の終盤からまさに平成の時代全てにおきまして政治の世界にかかわってまいりました。私がこの世界に歩みだした昭和という時代をあらわすとするならば、大量生産、大量消費、そして大量廃棄という経済活動に象徴される右肩上がりの高度成長社会であったと思います。その後、平成の時代を迎えバブル経済が破綻し、その後の低成長時代の中で省エネ、リサイクルなどに取り組む循環型社会が構築されました。また一方で、著しい情報化時代へと移り変わり、多種多様な職種が生まれるとともに多様な価値観が生まれ、さまざまな生活スタイルの中で晩婚化や少子高齢化も進行いたしました。そうした大きな時代の変化とともに、私は県議会議員として、また津幡町長としてその職責を担わせていただいております。そして、これからの時代はこれまでとは違うさらに大きな変化が訪れ、その変化に対し我が町津幡町も正面から立ち向かっていくことになると思っておりますし、その覚悟もしているところでございます。

私は、昨年の議会6月会議で町長3期目の所信の中で次のように申し上げました。「これからの社会は、かつて誰も経験したことのないことが起こり、今までの政策や取り組みが一切通用しない、そんな時代に突入する可能性があります。多くの自治体が消滅するとの警鐘に対し、私たちは早急に手だてを考え、立ち向かわなければなりません。津幡町が100年後も元気な町であるために、今、その礎となるまちづくりを進めていく、そして大胆に取り組んでいく。そんな決意でございます」このように申し上げました。今現在、その決意のもと各種の施策に取り組んでいるところでございます。

そして、きのうも申し上げましたとおり、新年号の元年ともなります平成31年度は、飛躍する津幡町、未来の津幡町に向けてのスタート元年と位置づけ、各種事業のスタートを切ってまいります。これまで着実に進めてまいりました各種の政策を形として実現させていく、そんな思いでございます。

まずは、新年度の重要施策につきまして着実になし遂げていくために、今後も議員各位のご理

解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の平成への回顧と新年度への意気込みの答弁とさせていただきます。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 きのうの所信表明を改めてまた繰り返して、ありがとうございます。

きのうも申されましたけども、30年後、50年後の孫、子どもを見据えた将来像、そして心豊かに今を暮らすためのまちづくりということで、きのうもお聞きしました。ぜひお力のほど邁進していただきたいと思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。

児童虐待相談に対する当町の対応はということでお尋ねいたします。

昨年3月に東京目黒で起きた5歳児の船戸結愛ちゃん女児虐待「もうおねがい、ゆるしてください。おねがいます」と書き残し、死亡した事件は記憶に新しいところであり、忘れることはできません。そして、1年もたたないうちに今回の千葉県野田市での小学4年生、栗原心愛さんの虐待死亡事件の報道です。一体、世の中どうなっているのかと偽ざる心境でございます。心愛さんは「お父さんにぼう力を受けています。夜中におこされたり、おきるときにけられたり、たたかれたりされています。先生どうにかできませんか」と皆さんご承知のとおり学校に知らせていました。この子たちは年齢が違いますが、自分の身に現実起きていたことを生々しく訴え救いの手を求めています。本当に助けることができなかったのかと、何とも言えない気持ちでいっぱいです。

昨年の東京目黒の虐待や今回の千葉県野田市の虐待の件といい、共通して指摘されているのは児童相談所の対応不足の浮き彫りになっている点でございます。住所を移動してもファクスでのやりとりのみ、互いの情報の共有不足、そして緊急度の高い事案への認識不足など次々と指摘されています。加えて、野田市の件では児童相談所や市教育委員会が高圧的な父親に及び腰となり、児童の書いたアンケート用紙の回答を非公開で面談し、渡すなど極めて不適切な対応が非難されています。このようなことを聞くと、事件はどこかの段階で必ず防げたのではないかと思います。

調査によりますと、平成29年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は速報値として13万3,778件、前年比1万1,200件増と過去最多であり、統計をとり始めた1990年度から27年連続で増加していると公表されています。さらに、虐待がしつけの延長にある家庭の問題として捉えられていた時代から、虐待防止法に基づいてあつてはならないものとして法律化されたことで、家庭の問題ではなく社会の問題として、もはや対策を講じていかなければならないと警鐘を鳴らしています。

そこで、まず教育長にお尋ねいたします。

今回の野田市の虐待事件での教育委員会の対応をどう思われたか。これが第1点。

次に、町民福祉部長にお尋ねいたします。

当町における過去3か年の虐待件数の報告とその内容。

最後に、これはあつてはならないことが現実起きております。それぞれ担当の部署として解決策、改善策とでも申しませうか、お話しいただきたいと思います。

まず教育長からお願いいたします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 児童虐待相談に対する当町の対応はとのご質問で、今回の野田市教育委員会の対応をどう思うかについてお答えいたします。

野田市教育委員会の対応につきましては、他自治体のことであり、私の立場からはコメントは差し控えていただきたいと思います。

私からは、本町の町立小中学校での児童虐待に関する対応について述べさせていただきます。

学校は日常の教育活動を行いながら、いじめや虐待を受けている児童生徒がいないか日常的に児童生徒の様子を観察し、いじめや虐待の早期発見、早期対応に努めています。

例えば教職員が身体のおざや不自然なけがを発見した場合、児童生徒から聞き取りを行い、虐待の疑いがあれば速やかに児童相談所に通告し、町教育委員会にも連絡することになっています。学校では毎朝、健康観察により体と心の健康と安全の確認を行っていますが、それだけでなく学校生活のさまざまな場面において衣服や体の汚れ、持ち物の状況、急激な体重の減少、友達とのかわり方や言葉遣いの変化などにも目を配り、児童生徒の心身の状況の把握に努めています。このように、全教職員による日常的な児童生徒の観察を通し、精神的に不安を抱えている様子はないか、家庭の様子に変化はないかなど小さな変化も見逃さないよう、学校全体で組織的に児童生徒のＳＯＳをキャッチするよう努めています。

また、小学校入学前の児童を対象に毎年10月ごろに実施している就学時健診においては、対象児童の受診率を100パーセントにするため、当日不参加の場合は後日個別に受診していただくこととし、小学校入学前の児童の安全と健康状態の確認を確実に行うようにしています。

町教育委員会では、児童が安定した家庭環境で暮らせてこそ学校教育の効果も上がると考え、保護者の悩みや抱えている問題には可能な範囲で寄り添った保護者支援の充実に努めていかなければならないとも考えています。

本町においてこのような悲惨な事件が起こらないよう、教育委員会では今後も学校や関係機関と連携しながら虐待の早期発見に努めるとともに、個人情報取り扱いには十分に注意を払いつつ関係機関と情報を共有し、児童生徒の安全確保を最優先とした対応をしていきたいと考えております。

○多賀吉一議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 当町におけます過去3か年の虐待件数とその内容についてお答えいたします。

過去3年間の児童虐待対応件数は、平成27年度57件、うち新規事案が10件、平成28年度50件、うち新規事案が9件、平成29年度38件、うち新規事案が18件の計145件であります。また、3年間における虐待の種別の割合は、暴言や配偶者等による面会DVなど心理的虐待が60パーセント、暴力など身体的虐待が23パーセント、育児放棄などのネグレクトと性的虐待をあわせて17パーセントとなっています。さらに、被虐待児童の年齢層では小学生が42パーセントと最も多く、次に未就学児童が37パーセント、中学生が14パーセント、高校生ほか7パーセントでした。主な虐待者は、母親が70パーセント、父親が20パーセント、その他10パーセントとなっています。

児童虐待に関しては、ほとんどが家庭の中で行われていることから外部からの発見が難しく、11月の児童虐待防止推進月間で行いますオレンジリボンキャンペーンを通して住民への周知活動

や日ごろから児童とかかわる機会が多い学校や児童福祉施設などとの連携を図りながら、いち早く対応することが大切です。そのため、担当する町福祉課地域包括支援センターでは、保護や支援が必要とされる児童等に関する情報や考え方を共有し、確かな連携のもとで対応できるよう、県児童相談所、県石川中央保健福祉センター、警察署、学校、保育園および民生児童委員等で構成されます町要保護児童対策地域協議会が中心となり、適切な対応と支援を行っています。

また、さらなる支援体制の強化を図るため、今月20日には町と金沢弁護士会とが被虐待児童等の法的支援に関する協定およびDV被害者等の法的支援に関する協定を締結する予定となっております。この協定により児童虐待やDV対応に関する法律的な問題について、町担当者が直接、しかも無償で弁護士に相談することができることとなるため、今以上に迅速かつ適切な対応が可能になるものと考えております。

虐待による痛ましい事態が起こらないよう、町として今後も児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えています。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 今ほど教育長の立場、そして町民福祉部長の立場からお聞きしました。正直件数の多さに驚きました。やはり何とも言えないといいますか、気持ちでいっぱいですね、正直言いまして。それと先ほども報告にございましたけども、虐待の主な割合といいますか、全国的な平均を見ますと67パーセントが母親、そしてあとの33パーセントが父親のしつけというふうなのが全国的な数字で報告されています。先ほど申しましたけれども、しつけがやはり課題となりまして、今のようなことが起きるのではないかなというふうに思いますので、ぜひおのこの立場から撲滅に向けてご尽力いただきたいと思います。

それでは、次に3点目に移らせていただきます。

三国山キャンプ場再開、にぎわいの創出はということでお聞きいたします。

私は平成27年9月会議で、突然休園となりました三国山キャンプ場について質問をいたしました。当時、修復には2年間かかるとの回答でございました。県森林公園はこのキャンプ場を含め、平成21年4月からは森林公園地域振興会、そして金沢森林組合エコグループが指定管理者となり運営を行ってきています。私は当時の質問を振り返ると、平成26年度三国山キャンプ場を訪れた人数は1万4,535名、森林公園を訪れた人数の7.4パーセントですが、何と売り上げは413万円と全体の59.7パーセント、約6割を占める。当時の私の資料にもあり、まさに森林公園のドル箱であったわけです。この私の質問に対しまして坂本副町長も、訪れた方々に気持ちよく公園を利用していただけるように管理に万全を期したいと述べておられ、森林公園の交流拡大を図り、町の活性化につなげていきたいとも述べておられます。

私はつい最近ですが、三国山キャンプ場の再開のうわさも耳に聞こえてきました。再開の時期はいつなのか、また約3年間たちましたが、その安全性はどうなのか、売り上げも引き続き寄与できるか、またアウトドア派の方々にとっても再開が大変気になるところでございます。

矢田町長は県議会議員当時から森林公園の活性化、その利用に並々ならぬものがございました。

そこで、この三国山園地の再開について、矢田町長の思いと再開時期等の現時点での情報をお聞きいたします。

矢田町長、お願いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 三国山キャンプ場の再開につきましてのご質問にお答えいたします。

石川県森林公園三国山キャンプ場はご承知のとおり、平成27年に発生いたしました地すべり災害によりまして休園を余儀なくされております。その間石川県では早期再開を目指すべく、地すべり対策工事として水抜きボーリング工事や集水井戸工事を実施いたしました。

平成30年第3回県議会定例会におきまして谷本知事の概況説明では、地すべり対策工事を4年かけて施工し、三国山キャンプ場の営業再開の見通しが立ったため、平成31年4月、ことしの4月ですけれども、平成31年4月のオープンを目指しているとの報告がありました。所在町である本町といたしても安堵していたところでございます。

県では、このキャンプ場のリフレッシュ工事として、地すべりの影響で損傷した森のトンカチ館の入口スロープやガス管、排水管の修繕、湖畔の小道や園内道路の改修、長池の転落防止柵の設置およびキャンプ場内の給水施設の改修、管理棟の外壁塗装やログハウスのウッドデッキの修繕を実施しております。そして、指定管理者である森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループが平成27年8月に県に対して提案活動を行った内容にありました、これまで以上の機能向上を図るため、ログハウスや管理棟にエアコンの設置、トイレの洋式化工事を行い、さらに男女兼用だったシャワー棟を男女別にするため、女性専用シャワー棟の新設などもあわせて実施していただいております。

県では、平成31年4月中にキャンプ場のオープンを予定しております。今知事の日程等の調整をしている最終段階でございます。このオープンには知事も同席いたしまして、盛大なセレモニーの開催を計画をしていると伺っております。リニューアルオープンによりさらに利便性が図られ、にぎわいの創出が期待できることから新しくなったキャンプ場を起爆剤といたしまして石川県森林公園への交流人口の拡大を目指し、本町の活性化につなげてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 随分昔ですけども、町の子ども会が各小学校から集いまして約100名ほどでキャンプ場を訪れた記憶があります。今少しそれが地すべり等でできなくなった、利用というものがとまっていたことが残念でございますけども、リニューアルに向けてぜひにぎわいの創出を図っていただきたいというふうに思います。

最後になります。質問の4番でございます。

保育料無償化に伴う給食費の負担についてということでお聞きいたします。

新聞報道によると本年10月から始まる幼児教育、保育の無償化が決定したということでございます。

給食費については無償化の対象外となり、保護者が給食費を払う形となります。この無償化は消費税率10パーセントへの引き上げに伴う税収増加分が財源であり、うち30パーセントが地方に配分される上、すでに自主財源で部分的な無償化を進めている自治体も多いことから政府は地方にも負担を求める方向で調整していると報道されておりました。

そこでお尋ねいたします。

給食費は御飯などの主食費と副食費に分かれ、保育料に含まれるなど負担方法も幼稚園と保育所で異なります。現在当町では、保育料が2人以上のお子さんがいる多子世帯では2人目が半額、

3人目が無料となることや、ひとり親家庭、在宅障害児等にも軽減措置が施されています。今回の政府の無償化対象に給食費が対象外となったことにより、すでに保育料が無料であった世帯や軽減措置を受けていた世帯が新たに給食費を負担する事態が生じないか懸念されます。

政府見解と、これらの事態が生じた場合の支援制度の拡充を含めて見解を伺います。

子育て支援課長にお伺いいたします。

○多賀吉一議長 山嶋子育て支援課長。

〔山嶋克幸子育て支援課長 登壇〕

○山嶋克幸子育て支援課長 保育料無償化に伴う給食費の負担についてのご質問にお答えします。

現在、保育料につきましては、保護者の町民税所得割課税額を合算した額を本町の保育料の基準額表に照らし合わせ決定しており、ご質問にあるような経済的に厳しい状況に置かれがちな多子世帯やひとり親世帯、障害児のいる世帯などに対しては保育料の軽減を行っております。本町では、県単独事業して県と町で半分ずつ負担し、年収360万円以上640万円未満相当の世帯における18歳未満の児童を3人以上養育する世帯に対して第3子以降における保育料の無償化を行っています。さらに、町単独事業で年収360万円以上640万円未満相当の同様の世帯における第2子に対して、保育料に対する軽減の措置を行っているところです。

現時点におきまして、3歳から5歳までの保育料無償化について国から提示されている資料によりますと、給食費のうちおかずなど副食費につきましては、年収360万円未満相当の世帯の全ての子どもが免除となる予定です。さらに全所得階層のうち、保育の必要性があり入園する3歳から5歳の2号認定については、小学校就学前の範囲で同時入所をしている第3子以降の子どもについて免除となる予定であり、さらにつばた幼稚園のように保護者の就労の有無などにかかわらず入園する3歳から5歳の1号認定については、小学校3年生までの範囲で同時入所をしている第3子以降の子どもについて免除となる予定です。

幼児教育無償化の実施が予定されている10月以降、保育料と給食費が区分されることなどによる新たな負担の発生が予想される場合の対応については国や県、他自治体の動向をもとに、地域間で大きな格差が生じることのないよう検討していきたいと考えております。

なお、矢田町長からは国・県の対応にかかわらず、現在より保護者負担がふえないよう、そして現在の負担バランスを維持または改善するよう指示されていることを申し添えさせていただきます。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 いろいろな所得の制限等をお聞きいたしまして、そういう対象があると思います。引き続き、軽減措置の継続を含めて支援の拡充をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、町営バスの効果的運行についてです。

津幡駅を拠点とする二次交通の核として、町営バスに期待を寄せたいものですが、少子高齢化、

ドライバーの確保、燃料費の高騰、車両維持管理費の増加、料金収入の減少など公共交通を取り巻く環境は依然として厳しく、その前途は必ずしも明るいとは言えません。

公共交通を守る、このことは住民の移動の自由を保障することにほかならないわけですが、その果たすべき役割や課題などを明らかにした地域公共交通網形成計画（素案）2019～2023が示されております。これらについては、1月28日から2月12日を意見公募期間としてパブリックコメントに付され、お二方から3件の意見をお寄せいただいたようですが、町営バス関連としては河合谷線英田地区への運行、スクールバスとしての運行強化についてのご指摘であったようです。

さて、素案では「鉄道駅をハブとした公共交通網による自動車に過度に頼らず暮らせる、通えるまち・津幡町の実現」を基本理念として掲げていますが、ライフスタイルの変化や社会背景などを考え合わせればごもっともであり、時代の要請とも言えるでしょう。そのためにも、それを支える二次交通としての町営バスの効果的運行を考えることこそが大前提となるでしょう。

そこで、2点質問いたします。

1点目です。素案では、平日の便別平均乗車人数についてグラフ化しています。便によって乗車人数の多寡が生じていることについて、各地域方面便は帰宅のため夕方以降の利用が多くなり、津幡駅方面便は行きのため早朝の利用が多くなると考察しています。町営バスが津幡駅を利用した通勤、通学に一定の役割を果たしていることを裏づけているとも言えますが、データからは同じ路線でありながら行きのための乗車人数に対し、帰宅のための乗車人数が少なくなっている事実を読み取ることもできます。町民アンケートに基づくバス改善事項として、フリー乗降の導入に次いで利用しやすい時間帯のバス運行が挙げられていますが、運行ダイヤについて考えることが求められているのだとすれば、津幡駅発の帰宅便についてではないでしょうか。これについて、現在よりも最終発車時刻を遅くした便を設けることによって利用しやすくなり、結果として早朝の津幡駅方面行きの便の利用者がふえ、あわせて駅前ロータリーで生じる朝夕の混雑についても解消にもつながるのではないのでしょうか。まずは、津幡駅発の最終発車時刻を現在よりも繰り下げた便を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、石川中央都市圏ビジョンでは、連携協約に基づき推進する具体的取り組みとして広域的公共交通網の構築を掲げ、事業概要としてコミュニティバスの相互乗り入れなど、広域における交通ネットワークを充実させるとしています。当町を含む連携市町については、金沢市や交通事業者等と連携して広域交通ネットワークの充実に取り組むものとされているわけですが、このことについて関係市町などとの間における協議の進捗状況はいかがでしょう。

以上、交流経済課長にお聞きいたします。

○多賀吉一議長 吉岡交流経済課長。

〔吉岡 洋交流経済課長 登壇〕

○吉岡 洋交流経済課長 竹内議員の町営バスの効果的運行についてのご質問にお答えいたします。

まず、町営バスの津幡駅発の最終発車時刻を繰り下げるべきとのご提案についてお答えいたします。

町営バスの運行時刻につきましては、駅利用者の利便性を考慮し、ＩＲの時刻改正に合わせその都度改正を行っております。ご提案にあるように最終発車時刻を繰り下げた場合、もう1便設ける必要があり、町営バス運行経費のさらなる増額につながると考えられることから、コスト面

も含め研究してまいりたいと考えています。

次に、石川中央都市圏ビジョンにおける広域交通ネットワークの進捗状況につきましては、現在のところ、町では石川中央都市圏の圏域内でのコミュニティバスの相互乗り入れは実施しておりません。しかしながら、金沢都市圏におけるパーク・アンド・ライドシステムの適地について検討および調査する金沢都市圏パーク・アンド・ライドシステム実施協議会や、圏域の担当者による広域交通における公共交通の課題などについて検討する交通部門事務連絡会を開催しており、継続して石川中央都市圏の圏域内市町との情報共有や連携など広域公共交通ネットワークの充実に取り組んでまいります。

今後も津幡町地域公共交通網形成計画に即した各種施策を実施し、本町における持続可能な公共交通網を目指しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ご答弁をいただきました。

現在の津幡駅発の最終便の後にもう1便設けるにしたら、もちろんコスト面で1番ネックになるのだと思いますが、金沢駅を19時ぐらいに発車して津幡駅に到着する便ぐらいに対応できるバスを設けると、恐らく朝の通勤、通学の方も利用されるのかなと思いますし、車に過度に頼らない公共交通、二次交通を大事にするんだっていう意識づけにもつながってくるのかと思いますので、ぜひ検討を進めていただければと思います。

そして、コミュニティバスについては、相互乗り入れは現在のところは現実的ではないとのことなんですけれども、例えば津幡町には石川高専の学生さんもいらっしゃるでしょうし、津幡高校の生徒さんも通学されると思いますので、周りの市町とのコミュニティバス同士の連携、連絡についても一考するというのも値するのかなと申し上げまして、次の質問に移ります。

続いて2項目め、土曜授業の廃止と今後の土曜学習事業についてです。

当町では児童生徒が土曜日を有意義に過ごし得るよう、土曜学習事業が実施されています。行政・学校・地域がそれぞれ主体となり、それこそ幅広い分野にわたる種々のプログラムがあまた企画されることによって、学校が休日となる土曜日にしかできない体験、学習機会の創出となり、さらには交流の場の提供につながっていることから高く評価したいと思います。

さて、平成29年3月会議において、土曜学習事業の中でも性質を異にするとと思われる土曜授業について一般質問したところですが、当時の学校教育課長は「土曜授業は、平成25年11月の学校教育法施行規則の一部改正を受け、当町では平成27年度から小中学校において、年3回午前中に実施してきました。その狙いとして、町教育振興基本計画における確かな学力の定着、心を磨き健やかな体を育む活動の充実、いのち・からだ・こころの教育の推進に主眼を置いてきました」とその主旨を説明されました。そうしたことを踏まえて、土曜日ならではの学校教育活動になり得ているのかという質問に対し「町土曜学習事業実施要項では、教育振興基本計画に掲げる5つの目標を推進するため、児童生徒が広く学術、文化、スポーツ活動に参加できるよう、行政、学校、地域の文化団体、スポーツクラブ等が連携して土曜学習を実施するものとしております。その中で、土曜授業については学校が担うものとして、確かな学力を身につけ、個性や創造性に富む人づくりおよび道徳心を育み、心豊かで活力ある人づくりに沿った内容を実施しております。平成29年度からは教科または道徳にこだわらず、特別活動や総合的な学習の時間の内容、さらには学校行事などを組み入れることも可能とする予定でおります。幅広い活動内容を取り入れるこ

とで、地域とともに歩む学校を目指し、各校で工夫を凝らした土曜授業となるように働きかけていきます」と答弁を締めくくられています。

完全学校週5日制のもとにあって、社会全体で全ての子どもに土曜日の学習環境を保障すべく学校が担う役割として、当町にあっては土曜授業を実施されてきたものと理解しておりますが、これまで年度ごとの実施回数であったり、授業内容について軌道修正を図りながら継続させてきたものの、廃止する旨を決定なさったとお聞きしています。諸々の事情を考え合わせれば土曜授業の廃止は必然と思われますが、そうした状況にある中で町教育振興基本計画に掲げる目標を推進するに当たり、土曜学習事業は今後どのように展開していかれるのか注目したいと思います。

そこで、2点質問いたします。

1点目として、町立小中学校において平成27年度より続けられてきた土曜授業ですが、これまで4年間の総括と廃止を決定するに至った経緯についてはいかがでしょうか。

2点目は、来年度以降も土曜学習事業を実施するに当たっての方向性はいかがでしょうか。それとあわせて、土曜授業を廃止した後も学校が何らかの形で土曜学習事業に関与していくことが想定されているのでしょうか。

以上、教育長にお聞きいたします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 土曜授業の廃止と今後の土曜学習事業についてのご質問にお答えいたします。

本町の学校における土曜授業と学校外での土曜学習は、文部科学省の土曜日の教育活動推進プロジェクトを受け、平成27年度より実施してきたものです。

初めに、その中の土曜授業について、これまでの総括および廃止を決定するに至った経緯についてお答えいたします。

本町の小中学校における土曜授業については、標準授業時数の確実な確保による学力の定着を主な狙いとして実施してきました。

まず、これまでの総括についてですが、特によかった点として次の2点が挙げられます。

1点目は、実施授業時数の増加により教育課程にゆとりができたことです。特に昨年2月の大雪による臨時休校やインフルエンザの流行による学級閉鎖等にも、特別な時間割を編成することなく対応することができました。

2点目は、実施3年目から授業内容について柔軟性を持たせたことで、学校や地域の特色を生かした土曜授業を実施した学校にあっては地域と学校の一層の連携が図られたことです。

しかし、これらの成果の一方で課題となった点もありました。その1つが、学期中に教職員の代休がとれないため教職員の多忙化の一因となったことです。教職員の多忙化改善は、今まさに喫緊の課題です。また、子どもたちにとってもその週は休日が減り、身体的、精神的に十分な休養がとれず、リフレッシュできない子どもも出てきました。

簡潔ではありますが、以上のように総括できると考えています。

そこで今後、教職員の働き方改革をさらに進めなければならないこと、また来年度、町内全小中学校にエアコンが整備できる見通しが立ったことから、夏季休業中の教室環境が改善されて授業の実施も可能となり、標準授業数の確実な確保も見込めること、県内で実施している自治体の一部に限られていることなどこれらを総合的に判断し、土曜授業については今年度をもって廃止

することにしました。なお、平日なかなか学校に来られないという保護者もおられることから、土曜日の授業参観については、全小学校で年1回以上は行いたいと考えております。

次に、次年度以降も土曜学習事業を実施するに当たっての方向性についてお答えいたします。

土曜学習事業は土曜日の教育環境を充実させ、子どもたちが広く文化、スポーツ活動に選択的、主体的に参加できるよう、学校の授業とは別に展開している事業です。本事業は、土曜日の子どもたちの受け皿としてスタートした事業で、地域の方や石川高専、企業等幅広く協力をいただきながら着実に定着してきており、今のところ大きく変更する予定はありません。しかしながら、社会状況の変化に対応しつつ、講座内容の工夫、見直しなどは毎年行っていきたいと考えています。また、学校の関与ということですが、土曜学習事業の内容等に関する児童生徒、保護者への周知についての協力、また講座によっては講師や協力者として一部教職員の参加協力などをお願いしたいと考えております。

今後も子どもたちが土曜日を有意義に過ごし健やかに成長するためにも土曜学習事業を居場所づくりの機会と位置づけ、継続して取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 1点だけ再質問、確認をさせていただきたいと思います。

土曜授業については廃止されるということなんですけれども、町内の小中学校で年1回ぐらいは土曜日に授業参観に充てるということなんですけれども、恐らく土曜日に授業参観という形をとられるということなので、児童生徒さんも土曜日に出て来なきゃいけないということでリフレッシュできない、あるいは先ほども答弁の中で言及されましたが、教職員の方の多忙化改善、労働時間が長くなるっていうことがあるんですけれども、その土曜日の授業参観に充てた部分については、やっぱり代休というものを設けるのかどうなのかについてだけ再答弁をお願いします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 再質問にお答えいたします。

土曜参観を来年度以降行った場合に、その代休日を原則的には日曜の次の月曜日に設けていく形になるかと思います。ただ、いろいろな学校の状況によっては、月曜日ではなくその翌週のどこかでとるということも出てくるかと思いますが、代休を設けることによって児童生徒がリフレッシュできる状況をつくり、また教職員の休養も十分とれるような、そういう対応を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 今ほど再答弁をいただきました。

その中で、土曜日に授業参観を行うということで、児童生徒さんにも次の日曜日の翌日の月曜日等について基本的には代休をしっかりと設けてリフレッシュできるような時間を設けるということ、それから教職員の多忙化改善にもしっかりと考えていくという言質をいただきましたので、それでオーケーだと思います。なぜ学校が週5日制になったのか、そもそもの部分に立ち返りながら、今後も学校が休みになる土曜日の学習環境、土曜日ならではの学習環境の提供、このことについては地域の皆さんの、これは吉田教育長のご答弁の中にもあったんですけども、地域の皆

さんのお力をお借りしながらということになるんでしょうけども、社会全体で全ての子どもに学習機会を保障することにつなげていただければと申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは3項目め、広域連携についてです。

政府の諮問機関である地方制度調査会では、昨年7月末から複数の基礎的自治体で構成する圏域を新たな広域連携の形とすることを見据え、その根拠となる法令を整備するための議論が始まられています。しかし、この構想に対しては自治体の34パーセントが反対していると新聞報道などによって伝えられてもいます。来年の夏ごろには一定の方向性が示されるようですが、それぞれの自治体ごとに特色や抱える課題、取り巻く地域事情は異なるわけですから、仮にそれらが無いがしろにされるものだとすれば反発も生じるでしょう。

翻って、平成28年3月には当町を含む4市2町の間で石川中央都市圏連携協約が結ばれています。これに基づき連携中枢都市である金沢市が核となり、広い分野にわたる取り組みが進められているところです。

さて、昨年6月会議で町長は3期目の町政運営に当たる上での所信表明をされる中で、連携事業の好事例の一つ、夜間小児医療、広域急病センターには町長も夜遅くにお孫さんを2度ほどお連れしたそうですが、この共同運営に触れながら「町民の皆さまの暮らし向上につながりますよう、さまざまな分野におきまして広域連携の検討を進めていきたいと考えているところ」だと言及なさっています。

現時点で制度に関する詳細は不明とは言え、広域連携の新たな形として構想されている圏域を含め、自治体間における連携はさらに進められていくのでしょうか。

そこで質問いたします。

広域連携に対するご所見はいかがでしょうか。あわせて、喫緊の課題として石川中央都市圏において連携に取り組むべき分野について、どのようにお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 広域連携についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問の中にもありました新たな広域連携の形としての圏域構想につきましては、詳細がまだ明らかになっていないということもございますので、現時点での所見は差し控えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

一般的な広域連携の私の所見、考え方は、住民ニーズが多様化、高度化する一方で、人口減少、少子高齢化が進行する社会に中でありまして自治体の特色や魅力を生かしつつ、業務の効率化と住民サービスの向上を図り、持続可能な行財政運営を推進するための現実的で実効性のある方策の一つだと考えております。

さて、本町を含め、金沢市、白山市、野々市市、かほく市、そして内灘町が連携中枢都市圏として形成しております石川中央都市圏は、平成28年3月の連携協約締結後、町単独では取り組むことが困難な課題を中心に、さまざまな分野で連携を図っております。主なものといたしまして、先ほど竹内議員の話にもありまして、昨年4月から金沢広域急病センターでの夜間小児診療の広域運営や子育てアプリの共同運用を開始したほか、新年度からは出産後、育児支援を必要とされる方が医療機関等で育児サポートを受けられる産後ケア事業を開始することとしており、

安全、安心で住みよい地域づくりに大きく寄与していることを実感しております。そのほか、防災や国際交流、図書館運営、公共施設等総合管理、産業振興、教育支援、まちづくり、大学連携など、さまざまな分野で連絡会や勉強会を立ち上げ、広域連携による取り組みが進められております。

喫緊の課題として、石川中央都市圏におきまして連携に取り組むべき分野は何かとのことでございますが、新たな取り組み分野といたしまして、A I等の新技術分野の研究を挙げたいと思います。この分野につきましては、昨年9月会議の道下議員の一般質問で総務部長が答弁しましたとおり、行政でのA I導入に関する調査研究についての連携を本町から提案をさせていただきまして、本年1月17日に6市町の担当者による勉強会を開催したところでございます。住民サービスの向上や働き方改革の推進にもつながる分野であることから、今後も引き続き連携を深めたいと考えております。

また、観光につきましてもさらに連携を深めたい分野でございます。北陸新幹線で金沢市へ来られた観光客を周辺自治体へ誘致するため、連携した取り組みが必要だと考えております。先般、本町では北国街道の倶利伽羅峠道が「いにしへの記憶をたどる道」として、いしかわ歴史遺産の認定を受けたところであります。一例といたしまして、そうした街道、あるいは特色ある建築物、それにインスタ映えスポットといった新たな共通の切り口で圏域の魅力を再発掘し、観光振興や交流人口拡大につながる取り組みができないか協議していきたいと考えております。

今後も圏域自治体と連携を図り、情報を共有しながら魅力ある圏域、魅力ある津幡町となるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 広域的な連携に対する町長のご所見を屢述いただきました。大変ボリュームのある答弁で本当に驚いたんですけれども、昨日の本会議の冒頭、提案理由説明の前段部分で、30年、50年、100年後を見据えたまちづくりを真剣に、大胆に取り組む必要があると町長は言及なさっていますし、未来への挑戦の元年とするんだという力強いお言葉もございました。当町ではしばらくの間、懸案であった多くの大型事業が進んでいくこととなりますけれども、その一つ一つが点にとどまるのではなくて線としてつながっていき、さらには広く面となることによって津幡町の魅力に磨きがかかり、交流人口の増であったり、定住促進、ひいては住民福祉の増進になり得るものではないかならないんだなとも思いますし、今後もあらゆる分野での広域連携の可能性が探られていくんだと思いますけれども、議会としても住民のために何がベストかをしっかりと提案していく責任があるんだなと申し上げまして、2番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、2番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

本日は5点到り質問をさせていただきます。

まず1番目ですが、地域の身近な要望に素早い対応をとということでご質問いたします。

お正月明けに町民の皆さんにアンケートをお願いしましたところ、たくさんの返信をいただきました。3月会議の一般質問では、皆さんからいただいた質問や要望をお伝えしたいと思います。

周りの生活環境で不便や危険を感じていること、改修してほしいことをお尋ねしましたら、たくさんの要望を地図つきでお寄せいただきましたので、それらについて質問いたします。

要望をまとめますと、

1つ目、街灯が全体的に少ないので暗くて危ない。特に中学生が部活を終えて帰宅する時間帯を考えると危ない。

2つ目、カーブミラーがなかったり小さかったりするので、適切なカーブミラーをつけてほしい。あるいは、カーブミラーが壊れているのになかなか直してもらえない。何とかならないか。

3つ目、側溝が深いのにふたがないので危ないと感じている。道路をつくるか、家を建てるときでないとふたはつかないと聞いているが、このままにしておいていいのか。

4つ目、バス停に屋根がないので、お年寄りがバス停で待っているのを見ると気になる。朝8時30分前後にお年寄りがバス停で待っている。ベンチも屋根もなく不便に思う。車通りもあるので、道路にはみ出しそうになると心配。このお便りをいただいた後、町の中のバス停を見て回りましたが、屋根のないところが大変多くありました。また、渦端のバス停のように屋根があるのに破れたままになっていて、残念に思ったところもありました。

そのほか、井上の荘のビオトープの改修、融雪装置を求める声もありました。

地域の道路や街灯、カーブミラーなどは各地区の区長を通して町へ改善を求めることになっているのは知っていますが、このように多くの目で見て危険な箇所をなくすようにすることは大変大きなことではないでしょうか。

松戸市などが有名ですが、自治体によっては「すぐやる課」をつくって、市民からの申し出があればすぐ出向くというシステムになっているようです。こういう課をつくれと言っているのはありませんが、アンケートにもあるように「団地のカーブミラーが折れてしまいかなり見通しが悪い。なかなか直してくれない。何とかならないか」とか、「カーブミラーが1か所壊れ、町に現物支給をお願いしているが、まだ届かないのはなぜか」など、町の対応の遅さに憤っているのも読み取れます。地域の要望にすぐ応えてこそ行政は私たちのために頑張っているんだと実感できます。区長を通さないと絶対やりませんでは、町民は行政から離れていくと思います。

私にも経験があります。近所の側溝に泥が詰まっていて水はけができませんでしたので、区にも町にもお願いしましたが、結局たらい回しにされただけで何も変わっていません。固くなった側溝のふたは自分の手ではとれませんので、こんなときこそ町が動いてほしいと思いました。何もしてもらえないんだという諦めの気持ちが残りが、がっくりしたものです。反対に、道の穴を直してほしいとお願いしましたときには、すぐに直していただき、ありがたいなあと思ったものです。道路脇の側溝のふたが壊れていたときも素早く対応していただき、大変うれしく思いました。

川の土砂撤去などの費用のかかるものは順番にしかできませんが、カーブミラーや街灯の設置など身近な要望には素早い対応をしていただきたいものです。町民は、町の対応を見て本当に安心、安全なまちをつくらうとしているのか、見定めようとしていると思います。

身近な要望には素早い対応ができないものか、産業建設部長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 塩谷議員の地域の身近な要望に素早い対応をとのご質問にお答えいたします。

本町では、安全、安心なまちづくりを推進していることから、日々、安全対策や維持管理に努めているところです。

とりわけ、地域の身近な要望である街灯やカーブミラー、道路などのご意見につきましては、地元区長を初め、皆さまからいただいた情報をもとに現状を確認し、迅速かつ適切な対応を行っております。なお、街灯やカーブミラーの要望につきましてはそのほとんどが地元管理となっており、地域での十分な話し合いのもと、地域を取りまとめている地元区長を通じて、これまで同様対応したいと考えております。地域の課題については、地域住民が主体となり、共通の認識をもっていただき、解決していくことが望ましいと考えております。

皆さまからいただく全てのご要望をすぐに対応できるものではございませんが、身近な要望で道路の陥没など緊急性の高い案件に関しては、これまで同様に担当部署において受け付け、早急に対応したいと考えておりますのでご理解願います。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 緊急性のあるものはすぐにやりますということで、あと多分カーブミラーもそうだと思うんですが、なかなか直してもらえないとか、現物支給が間に合っていないとかっていう問題も確かにありますので、具体的なことはまた区にもお伝えしたり、町にもお伝えしたりして、早急に直していただけるような安全、安心の町をつくるために、また私も協力していきたいと思います。

では、2つ目の質問に移らせていただきます。

国保税の均等割を子どもは半額にということをお願いいたします。

以前の議会でも同様の質問をいたしました。収入のない子どもに税金をかけるというのはあまりにも筋が通らないので、再度質問いたします。

国保税が他の医療保険と一番違うところは、所得割のほかに世帯に掛かる平等割、家族一人一人に掛かる均等割があるということです。均等割は所得の有無や高低にかかわらず負担額が算定され、現代の人頭税と呼ばれています。家族がふえればふえるほど負担額がふえることとなります。家族が多いと中小企業の労働者が加入する協会けんぽの2倍にもなります。

国保税の問題については、全国知事会も国保税を協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の公費負担を要望しました。その結果3,400億円が投入されましたが、なお高すぎる現状を改めることはできていません。

低所得の方には減免制度があるという説明もされたこともありますが、減額されてもなお負担能力を超える国保税が徴収されます。2017年度の厚労省の資料では、減額を受けている世帯のうち、所得100万円未満の世帯が9割近くを占め、100万円以上200万円未満の世帯は1割程度です。減額の対象が極めて低いことも問題です。

先にも述べましたように、国保では均等割として収入のない子どもからも税金を取っています。町長は、国保への支援は一部の方への支出となるので行わないと言われますが、そもそも均等割などによって国保税は高い支払いを求められているわけですから、支援を入れることによって少しでも引き下げようとするに理解は得られると思います。

加賀市では国保税の均等割を子どもは半額にしています。津幡町でも均等割を子どもは半額にしようとするれば、1,000万円を工面すればできます。子どもをふやしたいと言いながら、子どもが多い世帯により高い国保税を求めるのは矛盾していませんか。減免制度があると言わ

れるでしょうが、減免される世帯は限定されています。

もう1点確認しておきたいことがあります。高い国保税のため支払いができずに滞納している方に対して、無理な取り立てはしないようにしていただきたいということです。2014年の国会質問で、機械的な差し押さえはしないという通知を出すようにという質問に対して、当時の厚労相からは「ぬくもりを持った行政をやるべく徹底していく」との答弁が行われています。生活困窮を引き起こす可能性がある場合、処分の執行を停止するとした国税徴収法が国保税にも準用されます。給与、年金の生計費相当分、児童手当などの福祉給付などは差し押さえ禁止財産として、これらは差し押さえができないことになっています。このような通達は届いていますでしょうか。滞納している方の中には仕事のかけ持ちがあり、役場のあいている時間には来れないという方もいらっしゃいます。また、役場に行くとき厳しく取り立てられると思って足が遠のいている方もおられます。それらの方に、役場へ出向けば生活が成り立つように相談に乗ってくれることが伝われば来やすくなると思います。役場に出向くことが一番の問題解決になることを知らせてあげたいと思います。

町長に2点についてお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 国保税の均等割を子どもは半額にしてくださいという質問にお答えいたします。

昨年の6月会議、それに12月会議でもお答えいたしましたように、国民健康保険における子どもの均等割の課税につきましては、国全体の問題として検討すべきものと考えております。また、全国知事会等が国の責任において全国一律の制度として導入するよう要望し、国の動向等を注視していることから、現時点で子どもの均等割を半額にすることは考えておりません。

本3月会議に議案上程しております国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、税率および賦課方式について県から示されました標準保険料率を採用し、資産割を廃止した改正となっております。今後、医療費の増大と被保険者の減少により国民健康保険事業の運営が懸念されますが、本町では最低2年間は改正税率を維持できるよう、事業調整基金を活用した対応を考えているところでございます。なお、現行税率と改正税率の比較では、年間1世帯当たり約6,600円の減、1人当たりでは約4,100円の減となり、さらに今回の改正では低所得者や子育て世代に配慮した税率といたしております。

次に、滞納している方の対応につきましては、町民課および税務課納税推進室など関係各課が連携を図りながら慎重な対応に努めております。生活実態を無視した滞納処分は行っておりません。今後も引き続き職員の対応方法も含め、相談しやすい環境づくりを推進してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、均等割という制度は国の制度なので町でなくすということとはできないと思います。前は無料にという、ゼロにしてほしいということも言いましたが、ちょっと遠慮して半額ということでお願いをしたわけですが、例えば加賀市などでは半額でやっております。やっぱり自治体として子どもには優しい自治体ですということをアピールするためにも、加賀市のような取り組みも大変大事かなと思いますので、またお願いをすると思

いますので、よろしくお願いします。

またもう1点、今回国保税の見直しということも議案として出されておりますが、一応その質問もちょっと考えておりますので、それらを精査して、いいものかどうかということを判断させていただきたいと思います。役場から通知が来まして大変困っていた方に「役場に行くといろいろ相談に乗ってもらえるし、いいよ」ということをお伝えしましたところ、行かれた方がありました。「やっぱり行ったらちゃんと相談にも乗ってもらえたし、払える範囲でできるようになったので、大変よかった」というお話も聞いておりますので、ぜひそういう方たちが町に足が向くようにということを今後もよろしくお願いしたいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。

自衛隊から求められる名簿提出は慎重にということでご質問いたします。

全協で、自衛隊から高校生を卒業する18歳と大学を卒業する22歳の名簿を求められたのに対して、名簿を渡しているとお聞きしました。安倍首相の「自衛隊募集に関して6割の自治体の協力が得られていない」という発言を契機に、名簿を出すようにという要求が強まっているように思います。

防衛省が自衛官募集に躍起となる原因は幾つか考えられます。

1つは少子化です。北陸中日新聞の報道によりますと、17年度の採用は計画より2割少ない7,520人で、4年連続で計画を下回っているとのことでした。

2つ目には安保法制がかかわっていると思います。元陸上自衛隊レンジャー隊員の井筒高雄氏は「安保法制で海外の実戦任務が可能となった。命をかけて人を助ける仕事は警察や消防でもできる。任務の変化が親の意向を含め、影響しているのではないか」と語っています。私もそれは否定できないと思っています。自衛隊に集団的自衛権まで認め、安保法制をつくったことによって、海外の戦場に赴くことが可能となりました。PKOの任務では住民保護が求められるようになってきたので、より戦闘地域に近づくことが考えられます。親としては命を危険にさらすのはやめてほしいと思うのは自然です。

3つ目には、自衛隊内でのいじめの問題が裁判にもなり、職場としての魅力を低めたのではないかと思います。

本論に入りますが、自衛隊に求められるままに本人の了承も得ないで名簿を差し出すことに本当に問題はないのでしょうか。

自治体が名簿を提出する根拠は、自衛隊法97条の「自治体の首長が自衛官などの募集で事務の一部を行う」と定めていること、また自衛隊法施行令120条の「自衛官などの募集に関して首長に資料の提出を求めることができる」としていることです。しかし、自衛隊が名簿を求めることができるとしても、自治体には求めに対して従わなくてはならないという規定はありません。石破前防衛大臣は「あくまで自衛隊はお願いするのであって、できませんと言われれば仕方ありませんと言うまでのことだ」と答えています。

一方、自治体が情報を提供する際には、住民基本台帳法や個人情報保護条例に基づく制限が求められます。津幡町個人情報保護条例では、第9条に保有特定個人情報以外の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の規定があり、外部提供する場合は、本人の同意を得ているときや審査会の意見を聞いた上で公益上の必要、その他相当の理由があると実施機関が認めるときなどとなっています。相当な理由というのは、大災害が起きてひとり暮らしのお年寄りを優先的に救助する

必要があるときなど緊急性、公益性が高いものが該当すると考えられています。自衛隊の募集事務にこれが該当するとは思えません。災害に備えて地域の高齢者や障害者の方の個人情報には区長にしか教えられず、秘密扱いになっています。一般的には、個人情報はそれだけ重要ということなのではないでしょうか。

安倍首相の言動を見ていると、地方自治体は国に従うべきだと言っているように思えます。地方自治権が確立されたのは戦後つくられた日本国憲法によってです。戦後レジームからの脱却を叫ぶ安倍首相の中には、戦後確立された地方自治権の考え方がないのかもしれませんが。

お聞きいたしますが、自衛隊の求めるままに18歳と22歳の若者の個人情報を知らせることは個人情報保護条例に違反しているとは思われませんか。知らせるのであれば、せめて本人の確認が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 自衛隊から求められる名簿提出は慎重にとのご質問にお答えいたします。

地方自治体における自衛官募集事務につきましては、ご質問にもありますように自衛隊法第97条第1項の「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」との規定に基づき、法定受託事務として行っております。そして、自衛隊法施行令第120条におきましては「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。

本町では、これらの法令に基づき、自衛隊からの自衛官および自衛官候補生の募集のために必要となる募集対象者情報の提出依頼に対し、その対象者名簿を提出いたしております。その際の個人情報の取り扱いについてでございますが、本町では津幡町個人情報保護条例を制定し、町が保有する個人情報の開示等に関し、個人の権利および利益の保護を図るとともに町政の適正な運営に資することとしており、慎重にそして適正に運用をしているところでございます。

自衛隊に対象者の個人情報を知らせることは、個人情報保護条例に違反しているのではとのごでございますが、本条例の第9条に個人情報の外部提供等の禁止について規定されております。あわせてその禁止に対する除外規定が設けられております。その除外規定の一つに「法令等に定めがあるとき」とあり、自衛隊法および自衛隊法施行令がその法令に当たると考えております。

したがって、名簿の提出が個人情報保護条例に違反をしているということにはならないと考えているものでございます。参考までに、除外規定の一つに議員の言われる「本人の同意を得ているとき」もございます。

私といたしましては、自衛官募集事務などの法定受託事務を含め、国からのさまざまな依頼や要請につきましては、国との連携を密にする上でも積極的に協力をしていくことが地方自治体の務めであると考えているものでございます。とはいえ、一方で地方分権が進む中で、地方自治体は何事にも責任を持って主体的にみずからの方針、方向性を決定していくことが重要であると思っております。国からの協力要請におきましても、今まで行ってきたことを前例のとおり行うのではなく、その時点において最も適切に対応していくことが必要であろうと考えております。

ご質問の自衛隊から求められる名簿の提出は慎重にとのことにつきましては、次回から名簿の

提出を見直すと申し上げるわけではございませんが、情報提供のあり方、方法はさまざまであることを踏まえ、津幡町としてどのような協力の形がよいのか、なお一層慎重に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 大変微妙なお答えでした。

見直すとは言いながら、提供しないというわけではないという、結局一緒なのかなというふうなことも思いましたが、私が申ししたのは、せめて本人の確認をとっていただけるとうれしいということだったんですが、自衛隊から募集要項が届いたので、まるで赤紙がきたようにびっくりしたというようなことを新聞で読んだこともあります。自衛隊員の募集をもっと協力的にするためには、やはり多くの反対の中で制定された安保法制も撤回するということが大変大事なことになるのかなってということも思いました。今後のあり方を検討すると言われましたが、その中にせめて本人の確認をとるといえるようなことは入っているのかどうか、それだけ再質問いたします。

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

今、塩谷議員の言われる本人に対しての同意ということにつきましては、今のところ考えておりませんけれども、これまで紙媒体での名簿提供を行ってございましたけれども、対象者、いわゆる18歳と22歳ですか、を抽出した上での閲覧という形にすることも一つの方法だと、これは決定ではありませんけれども、考えているところでございます。

以上です。

○多賀吉一議長 塩谷議員に申し上げます。

再質問のときは、冒頭に「再質問をします」と言ってからお願いいたします。

○10番 塩谷道子議員 分かりました。そうですね。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 何らかの見直しをしていただけるといえることなので、よろしくお願いいたします。

4番目の質問に移らせていただきます。

高齢者の外出支援策をということでご質問いたします。

町民アンケートでたくさん寄せられた回答は、高齢者の交通手段の問題でした。「免許証を返納した後の交通手段が心配です。バスの便も悪いしタクシーは高いし」というご意見も多くありました。また「母は、いきいきサロンに行きたいようだが一人では行けない」というようなご意見が多くありました。

バスの問題では「午前バスで出かけても15時過ぎでないと帰りのバスがない。町なかでいつまでも待てないので使いにくい」という声もお聞きしました。また「バス停が家から遠いのでバス停まで行くのが大変だ」という方もいらっしゃいました。「今は車があるから医科大へ行くのも苦ではないが、免許証を返納した後どうやって医科大へ行けばいいんだろうか。医科大のバスが出ているが、そこまで行くことが問題だ」という声もお聞きしています。例えば井上の荘では、

広い団地の中で井上小学校前、3丁目公園、井上の荘の3つのバス停しかないので、団地の中の方などは使いにくいだろうなあと思います。

町営バスの運行上の諸問題については津幡地域公共交通会議で検討されていると思いますが、私からも3点の提案をいたします。

1点目は、バスの車種の問題です。町営バスは朝から通勤に使うからお客さんも多いとはいうものの大きなバスが満員になっていることはありませんので、ワゴン車タイプの車に変えてバス停や便数をふやすことが必要なのではないかと思います。

2点目は、バス料金の問題です。バス料金は乗車区間によって変わりますが、これを同一料金にすることが必要だと思います。もうけを考えるバス料金なら距離に比例して高くなるだろうと思いますが、町営バスは社会保障としてのバス運行と考えることが必要だと思います。町内から遠ければ遠いほどバスへの依存度は大きくなるはずです。

3点目は、福祉バスと町営バスの区別をなくす方向で検討できないかということです。福祉バスは利用できるバス停が決まっていますので、もっと広く使えるようにすることが乗車人数をふやすことにつながるように思います。広く意見も聞いて津幡地域公共交通会議で検討していただけないでしょうか。

もう1つは、いきいきサロンの問題です。自分で歩ける人を対象としているようですが、送迎ができるような体制を考えている地区もあると聞いていますので、それらの対象をぜひ広げていただきたいと思います。その際に費用も必要になってくると思いますので、地区任せにしないで町としての援助をぜひお考えください。

高齢者にとって外へ出ることでお互いに話ができることは、ずいぶん元気をもらってくるということは私の母親を見ていても実感することです。各地域の方々が該当すると思われる方には声をかけ、出かけられる支えをつくっていただきたいと思います。

これらの問題を解決するために、かほく市が実施しているように75歳以上のひとり暮らしの方、高齢者世帯で車に乗っていない方にタクシー券を交付する施策も有効だと思いますので、ぜひご検討いただけたらうれしいと思います。

バスの問題につきましては交流経済課長に、いきいきサロンの問題につきましては福祉課長にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 吉岡交流経済課長。

〔吉岡 洋交流経済課長 登壇〕

○吉岡 洋交流経済課長 高齢者の外出支援策をとのご質問にお答えいたします。

お答えに入る前に、塩谷議員のご質問の中に津幡町地域公共交通会議とございましたが、平成30年2月に同会議を法定協議会である津幡町地域公共交通活性化協議会へ移行しておりますことを申し添えさせていただきます。

まず1点目のバスをワゴン車タイプの車に変えて、バス停や便数をふやすことが必要なのではないかとのご質問については、常日ごろから効率的な町営バス運行を実現するため調査研究しているところでございます。その中で、すでに小型車両のメリット・デメリットを把握し、バスの便数をふやすことも含め、コストパフォーマンスも考慮し検討しているところでございます。

2点目の乗車区間によって変わるバス料金を同一料金にすることが必要とのご質問については、平成28年12月会議において当時の山崎課長が塩谷議員に答弁しておりますが、町営バス料金は道

路運送法に基づき都市部以外での対キロ区間制による運賃設定を基本に運行しており、同一料金化は難しいと考えております。

3点目の福祉バスと町営バスの区別をなくす方向で検討できないかのご質問については、福祉バスは町営バスでもカバーし切れない地域も含めた町内各地区とウェルピア倉見を結ぶ需要を満たすものとして確立しており、現状では明確な役割分担がなされており、大幅な変更は利用者の利便性を損なう可能性もあるため、今のところ町営バスと福祉バスの区別をなくすことは考えていません。

しかしながら、町営バスは町民の足として重要な交通手段であると認識しており、車両の購入計画や運賃体系も含め、町営バスの運行全般について引き続き今後も調査研究を重ねていきたいと考えています。

以上でございます。

○多賀吉一議長 中村福祉課長。

〔中村 豊福祉課長 登壇〕

○中村 豊福祉課長 いきいきサロンの送迎体制の対策と費用の援助をとのご質問にお答えいたします。

このご質問には、平成30年6月会議において町民福祉部長が答弁しておりますが、本町では全地区に地区くらし安心ネットワーク委員会が設立され、それぞれの地域課題にあった介護予防活動事業の中で各地区が創意工夫をしながら、送迎や買い物支援などの外出支援に取り組んでいます。

本町では、今後も町社会福祉協議会と連携を図りながら、地域が中心となった活動を支援するとともに高齢者の方が住みなれた地域で元気に暮らし続けられるよう、身体維持機能を目的とした介護予防の推進にも努めてまいりたいと思います。

なお、タクシー利用助成についてはこれまで何度かお答えしておりますが、助成対象者は公平性の観点から年齢ではなく身体に一定の基準が必要であると考えておりますのでご理解願います。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 福祉課長に再質問いたします。

前にもお話をお聞きしているように、各地区で工夫しながら送迎とかということも考えているということをお聞きしたんですが、それではなかなか先に進んでいなくて、せめて均一になるのか人数によるのか分かりませんが、車を出すことに対するそういう援助が行えないのか、さらにということです、ということもお聞きしているんですが、それも絶対無理だということですか。今以上のことはできないということでしょうか。その点だけよろしくお願いします。

○多賀吉一議長 中村福祉課長。

〔中村 豊福祉課長 登壇〕

○中村 豊福祉課長 再質問にお答えいたします。

このご質問につきましては、平成30年6月会議において町民福祉部長が答弁しておりますが、町では地域介護予防活動事業を予算化し、すでに地区くらし安心ネットワーク委員会において外出支援の方策として、タクシー代や借り上げ車両の保険料に活用されております。また、町といたしましても、引き続き地域へ情報提供ならびに活動の活性化支援を町社会福祉協議会と連携を図りながら行ってまいりますのでご理解願います。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 質問はこれ以上はいたしません、今お聞きしましたように地区の取り組みによって、そういう車へのお金も出せるということです、またいい取り組みをぜひ広げていただきたいなと思います。

それから、バスの運行に関しましても車種のことはご検討中だということでしたし、道路運送法があってそれによって縛られているっていうのは私もちょっと抜けていましたので、同一っていうのは無理なのかもしれませんが、料金の幅をどうするかっていうことはもう少しご検討できるのではないかと思いますので、その辺もまたよろしくお願ひしたいなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

5番目の質問は、子どもたちを虐待から守るための相談・支援体制の強化をとということでご質問いたします。

千葉県野田市で起きた児童虐待死事件は、私たちに大きな衝撃を与えました。一時児童相談所で生活した後、再び我が家へ連れ戻されたとき、この子はどんなつらく悲しい気持ちだったかを考えるとつらくてたまりません。

20年ほどにも前になりますが、教員をしていたときに児童虐待が疑われる事案がありました。子どもが目の周りを紫色に腫らしてきたので、それと分かりました。子どもからも聞き取りがしっかりと行われ、職員会議でも経過が報告され、このまま家に帰すのはよくないと判断し、校長先生が児童相談所に電話をして家には帰さず児童相談所に預けました。親はしつけでしているのになぜ子どもを返さないのかと抗議に何度も来られましたが、校長先生は子どもを守りました。その後、児童相談所は親に対してカウンセリングを行い、かなりたってからもう大丈夫だろうということで家に帰しました。ところが、子どもは家に帰されてからまた虐待を受けていました。今度は子どもが自分で児童相談所に電話をして、家には帰らないという決断をしました。かなり前のことですが、今でもそのことをはっきり覚えています。

児童虐待をする親には、しつけなら暴力も許されるという考え方が残っているように思いますし、自分が育てられたように自分の子どもを育てるとも言います。子どものときは嫌で仕方なかったことも、親になったとき、あのときに親にされたことによって今の自分があると肯定してしまうそうです。

児童虐待がなぜいつまでもなくなるのか。子どもの考えを尊重するより自分の思ったようにならないことへの親の憤りもあり、力づくでも思ったようにさせるという考え方もあるように思います。別の虐待事件では、食べるのが遅いと言って子どもを殴ったということも報道されていました。非寛容の風潮が虐待を生み出しているという意見も聞きます。野田市の事件では、父親、つまり夫から妻である母へのDVもあったと報じられていましたから、一人の人格を自分の所有物と見る考え方があるとも伺えます。また、親の生活のしづらさも原因にあるのではないのでしょうか。妊娠ブルーとか産後ブルーとか、子育てへの不安感に大きく支配されることもあると聞きます。また、経済的なゆとりがなく、子どもたちへの十分なまなざしが注げないということもあるでしょう。児童虐待がなぜいつまでもなくなるのか、一口では言えない、それぞれの家庭の抱える問題があるのだと思います。

そこで町の取り組みとしては、いかに相談体制を手厚くするのか、学校や地域、病院などとの連携を密にするのかという課題があると思います。

町では出産後の全家庭訪問を行っていることやケアできる体制をとっているともお聞きしています。町内の連携、児童相談所との連携もとっていると思いますが、一つだけ心配なことがあります。児童虐待の問題でも、相談窓口は包括ケアセンターが行っていると思いますが、介護や高齢者、障害者の相談も多い中で、相談に当たる方、支援に当たる方は今の体制で大丈夫なのでしょうか。親御さんの中にはダブルワークをしている方もいらっしゃるので、時間外に訪問することなども必要になるかと思います。もし、相談や支援体制が不十分なら、その強化を図ることが必要なのではないかと思います。

児童虐待と思われる事案が津幡町にはどれだけあるのか、新規や継続も含めて教えていただきたいと思っていましたが、これは先ほどのご答弁でお聞きいたしましたので、これは省かせていただきます。

相談体制、支援体制は十分なのかということを町民福祉部長にお尋ねいたします。お願いいたします。

○多賀吉一議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 子どもたちを虐待から守るための相談・支援体制の強化をとのご質問にお答えいたします。

児童虐待の事案については、先ほど八十嶋議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

本町の児童虐待に関する相談支援体制は、町福祉課地域包括支援センター家庭支援係が担当しております。相談される方の事情に応じて時間外のご相談にも応じております。また、虐待対応に当たっては、地域包括支援センターにおいて、当事者の安否確認、警察および県などの関係機関との連絡調査や保護など役割を分担し、迅速な対応に努めております。

今後も引き続き、専門職の人員および質の確保とスキルアップに取り組むとともに、児童虐待の相談対応および支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問させていただきますが、今の支援体制で十分なのですかというのは、いろいろこれからスキルアップもするし、専門職もふやしていくっていうお話はお聞きしたんですが、今の人員で大丈夫なのか、それがまたその職員の方への負担っていうのが重なってこないかということも大変心配してお聞きしたのですが、その点はいかがでしょう。

○多賀吉一議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 現在、地域包括支援センターでは10名の職員がおりますけれども、その10名全員で対応しております。今現在、児童虐待の対応に当たりましては、今の人員で十分対応できていると考えております。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問はいたしません。

昨年でしたか、視察に行きましたときに、滋賀県だったと思いますが、介護の包括支援とそれから児童虐待の包括支援と別々の課をつくっているというところもありましたので、それだけ大変なことなのかなと思ってきたこともあつてご質問しましたが、今の10人体制で頑張れるということでしたので、大変ハードな仕事だなと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、10番 塩谷 道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

任期最後の質問を2項目にわたっていたします。

まず初めに、町の観光客誘致は順調に進んでいるか、また観光客が当町にどれくらいの人が訪れ、どこを訪れたか、交流経済課長にお尋ねいたします。

以前一般質問をしたときのご答弁は、河北郡市1市2町がタイアップしてマップをつくり、本町に観光客を誘致することでした。現状はどのような取り組みをしておられますか。実績として、どの場所にどのような成果があったかを説明していただきたい。

また、NHK放送の大河ドラマ誘致運動をして10年余りの月日がたちましたが、いつまで続けるのか。本決まりになったときに本町に観光客がたくさん訪れると思われますが、そのときの準備はどのようにしているのか。今まで放映された都市ではそれなりの記念館を設けたり、大型観光バスがとめられる大駐車場や観光バスの通れる道路整備をしておりますが、本町では大駐車場や道路の整備計画はどのような計画になっているのか、ご答弁を求めます。

○多賀吉一議長 吉岡交流経済課長。

〔吉岡 洋交流経済課長 登壇〕

○吉岡 洋交流経済課長 西村議員の観光誘致は順調に進んでいるかのご質問にお答えいたします。

本町への観光客の入り込み客数につきましては、県に報告している町の主要な観光施設、宿泊施設等の入り込み客数調査において、北陸新幹線が開業した平成27年は約87万5,000人で、倶利伽羅山開山1300年に当たる平成30年は約90万人となっています。倶利伽羅不動寺では前年比約5パーセントの増、道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口では前年比の約15パーセントの増となり、にぎわいを見せました。このことから、町観光PRの取り組みが順調に進んでいるのではないかと思います。

河北郡市観光企画委員会では、平成30年度に郡市内周遊バスツアーを2コース実施し、合わせて58人の参加がありました。また、津幡町内で開催した郡市の観光誘客イベントとしては、4月に道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口で開催した倶利伽羅にぎわいフェスタ2018に約700人、9月に倶利伽羅不動寺鳳凰殿で開催したあかりのアート アカリートに約4,000人の方が来場し、津幡町の観光PRとして、そして河北郡市の観光PRとして大きな効果があったと考えております。

次に、大河ドラマ誘致活動につきましては、平成21年度に取り組みを始めて約10年が経過しました。以降、全国的にも誘致運動が広まり、現在6県35市町村でさまざまな取り組みが行われております。また、ことしに入って木曾義仲を題材としたテレビ番組が相次いで放送されるなど、誘致に向け弾みがつくのではないかと思います。また、受け入れ環境整備として、倶利伽羅公園トイレの改修や駐車場の拡張、町道竹橋倶利伽羅線の道路拡幅、そして倶利伽羅地域における各種観光看板の設置などの整備を実施してきました。なお、大河ドラマの記念館や大型バスが駐車可能な駐車場などの整備につきましては、すでに候補地の選定を進めており、大河ドラマ放映が決定された段階で速やかに対応できるよう、先進事例などの調査研究を進めたいと考えております。

す。

これからも、大河ドラマ誘致を軸としながらも、豊かな自然や古来より交通の要衝であった歴史あふれる津幡町の観光施策を鋭意進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○多賀吉一議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 よく理解できましたが、ただあの、飛行機を飛ばすにも飛行場が要りますし、船が着くには港が要りますので、また商売促進には駐車場が必要なので、NHK大河ドラマが決定した暁にどういうふうな対応をするのか心配だったので、それもよく準備しているということで、よく分かりました。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

民生委員の待遇と今後の選任について、町長にお尋ねします。

高齢化社会は当町においても今後ますます増大し、民生委員のご負担が増加していくと思われます。特に昨年の豪雪には大変ご苦労されたものと察します。また、ひとり暮らしの体の不自由な世帯もふえてきております。

民生委員の方々にも70歳を過ぎ、健康で活躍されておる方もたくさんおられると思われます。かわっていただける人がいないのも実情であります。

手当に対しても、日当にもなっていないのが実情であり、早急にこれらの問題の改善に取り組むべきだと思いますが、町長のご答弁をお願いします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 民生委員の待遇と今後の選任についてのご質問にお答えをいたします。

現在本町では、86名の民生委員・児童委員が活動されており、委員の方々には日ごろから行政と町民をつなぐパイプ役として福祉行政の大事な役割を担っていただいていることに対しまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本年は民生委員・児童委員の一斉改選の年であります。委員候補者につきましては、地域の実情に精通した方を選任していただくため、各区長に推薦をお願いしておりますが、近年の少子高齢化や社会環境の変化に伴い、民生委員・児童委員の役割は重要かつ複雑化しており、区によっては高齢化などにより後継者不足が課題となっております。

担当の福祉課では、候補者に関するご相談に応じたり、要請があれば民生委員・児童委員の役割について理解を深めてもらうため、地域に出向きご説明をさせていただき、委員の確保に努めているところでございます。

次に、民生委員・児童委員の手当につきましては、民生委員法で給与を支給しないことが規定されているため、あくまでもボランティアとして活動していただいております。しかしながら、委員活動費として1人につき年間5万9,000円の費用弁償が支給されております。以上のことから、町としては委員個人に対して活動の対価となる給与や手当を支払うことはできませんが、町単独で毎年約300万円余りを予算計上し、地域福祉活動の活性化や委員の資質向上に係る研修等を町民生児童委員協議会に委託しており、委員が円滑に活動できる、そんな環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

○多賀吉一議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問をさせていただきます。

というのは、私も民生委員になりたいなと思うているからです。私の実情をちょっと言いますと、私は会社員として37年間働いて、年金額は13万円弱です。年金から支払われる金額は、介護保険料が毎月1万5,000円程度、電気、電話、上下水道、テレビ視聴料、新聞代、固定資産税、健康保険、火災保険で約7万円かかります。残った金は……。

○多賀吉一議長 論旨をはっきりしてください。再質問は、質問趣旨をはっきりしてください。

○5番 西村 稔議員 説明しないと分からないかと思ってね。

4万5,000円、散髪、入浴、バス代と町会費を払うと1万5,000円かかります。あと3万円残るんですけど、消費税10パーセント今度は払わないといかんもんで、2万7,000円で1か月の食事をとらなければならないです。1日当たり900円で生活しなければなりません。そして、病気にでもなったら絶望的なものですから、とても民生委員になりたいくてもなれないのが実情であります。ですから、もっとボランティアでやるのも分かりますけれども、やっぱり5万9,000円というのは、今日あまりにも少なすぎますので、もっと手当を厚くできないものか、町長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 大変厳しいということは分かります。ただ、この5万9,000円、費用弁償というのは国のお金でございまして、これは津幡だけではなくてほかも同じでございます。国の費用だということで、これは上げるにしても町だけが勝手に報酬を出してはいかんということになっておりますので、できませんということもご理解をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○多賀吉一議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 町ではどうしようもないということが分かりましたので、また国に対しての働きをやっていきたいなと、こういうふうに思っております。

これで、西村 稔の質問を終わらせていただきます。

○多賀吉一議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午後0時05分

〔再開〕 午後1時00分

○多賀吉一議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博でございます。

今回、3点にわたって質問をさせていただきます。

昨日の矢田町長の平成31年度一般会計当初予算案の説明で、これまでさまざまな準備を進めてきた各種大型事業が本格化することから平成30年度と比較して9.4パーセント、11億8,000万円増の計137億8,800万円の予算の所信表明がありました。

その中で、ハード事業では、実施計画を終え、工事が開始される新庁舎整備および福祉センター改築事業費、また文化会館シグナスの大ホール大規模改修事業費、河合谷宿泊体験交流施設整備事業費や屋内温水プールの整備を含めた住吉公園整備事業費、また体験型観光交流事業の幹線道路改良事業費などなどの説明がありました。

ソフト事業では、低所得者世帯と3歳未満児がいる世帯を対象としたプレミアム商品券交付事業費や定住促進事業費、放課後児童健全育成事業費や科学教育振興事業費、小学校英語教育充実に向けた指導員の増員や子ども医療給付費の対象年齢を18歳まで引き上げるなど、住んでよかったと実感できる町の実現に向けた大胆な予算計上となっているとのことであります。

また、先日の全員協議会で発表のありました稲置学園スポーツ科の津幡町進出の話題は、目新しい話題として希望の湧く話題となることでありましょう。私自身も稲置学園の卒業生の一員として喜びでもございますし、また誇りに思えることでもございます。全面的に応援してまいりたいと思います。

矢田町長は初当選以来、本年3月で町長の職について丸9年が経過し、4月以降については10年目を迎えることとなります。いよいよ津幡町町長として、これまで積み上げてきた地道な準備を必要とした政策を形にするときに到来したものと私は捉えております。

昨年9月の一般質問で、町民の声を代弁して私が質問いたしました、町長がこれから実現されようとする数々の事業費用が将来大きくなり過ぎて町の予算を圧迫することのないように、これからの10年間の実質公債費比率について推計での値を確認させていただきました。そのときの答弁は16パーセントを超えないとのことでありました。その数字を聞き、ほっとしたのは私だけではないと思います。16パーセントの範囲内であれば安心して町政を任せていくことができる、そのことから、矢田町長3期目の総仕上げ作業をこれから大胆に力強く進めていっていただきたいと思っています。多くの町民もまたそう願っていると思いますし、津幡町の発展を願っている声が私のほうにも多くあることを、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。

前置きはこれくらいにいたしまして質問に入らせていただきます。

まず1番目の質問についてお話をさせていただきます。

道路や公園の不具合を見つけたら……LINEで町に通報できるシステムの導入を提案いたします。

通称はLINE通報システムというそうですが、兵庫県芦屋市では昨年10月からスマートフォン、スマホアプリのLINEを活用した道路や公園の不具合に関する市民通報システムをスタートし、活用されております。市民は、市のLINEページで友達登録した上で、地域の道路や公園などで路面に穴があいていることや公園の遊具が故障しているなどの情報を、その場所を撮影した写真や位置情報とともに市に送信いたします。それを確認した市が解決する流れになっていて、途中経過についても通報者にお知らせしており、大変好評だそうであります。

10月中では道路57件、公園13件で、11月では道路23件、公園12件の通報を受信しており、一旦は市のお困りです課が受け、道路案件は道路課が、公園案件は公園緑地課と連携して対応しているそうであります。すでに、消えていた公益灯、街灯ですが直ったなどの解決例も相次いでおり感謝の返信も届いているということでもあります。昨年12月25日現在、市のLINE友達数は529人になったそうであります。市道路課の課長さんのコメントの中では「電話での要望の場合では不具合がある現場の特定に時間がかかり、損傷の程度が現場に行くまで分からなかったが、LINEだと現場の写真や位置情報も送られてくるのでスピーディーに現場に急行できるし、持っていく装備

もあらかじめ見当がつくようになった」とのメリットを挙げられています。

私個人にあっても、私的にはLINEを活用しておりますが、こんな便利な連絡手段は今までになかったものと便利さを痛感しております。写真を送ったり、地図を送ったり、友達に近況を送って返信をもらったり、最近ではかなり頻繁に活用しております。日に日にLINE友達数もふえております。最近では、直接の音声通話数よりLINE活用件数のほうがはるかに多くなっている現状を見ると、LINEがいかに使い勝手のよいものであるかが分かります。

町民の方から私宛てに、道路補修やガードレールの不具合や公園などの不具合などについてさまざまなご意見をいただいております。結局、町当局に連絡をするわけですが、つつい忙しさに紛れて時間が経過してしまいがちですが、そんな時間的なロスを少なくする意味ではLINEは本当に有効な手段だと思います。危険が伴う場合の迅速な対応が必要なときであれば、なおさら効果を発揮するものと思います。

以上のことから、道路や公園の不具合を見つけたらLINEで町に通報する便利なシステムの採用を提案したいと思いますので、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思います。

町長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の道路や公園の不具合を見つけたらLINEで町に通報できるシステムの導入をとのご質問にお答えをいたします。

本町の道路や公園などにつきましては、町職員が定期的に安全パトロールを行い、損傷等不具合を発見したときは、補修や使用を禁止するなどの対応を行っております。また、地元の区長を初め、町民や施設の利用者からの電話やEメールなどでも情報を得ております。

平成29年3月16日には、日本郵便株式会社津幡郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、道路などの異状を発見した場合は郵便の業務に支障のない範囲で情報提供を受けることができ、これらの通報を受けた場合は町職員が早急に現場を確認し、適切な処置を行っております。

担当職員間では、すでにこのLINEを利用して不具合箇所の情報共有を図っております。電話では伝えきれない情報が画像で確認でき、正確な現場現状把握と時間短縮に有効であることから、このアプリを大いに活用しております。

道下議員のご提案のように、LINEを活用して登録した方々から写真と位置情報の送信による情報提供を行うとのことですが、LINEを活用することで施設利用者が手軽に通報でき、より多くの情報が得られるというメリットがあります。一方で、不具合箇所を撮影する余り危険を冒してしまうなど、通報者の安全を確保することができないことも心配されます。

LINEなど画像送信ができるアプリはこれからも施設維持管理に効果的であると考えておりますが、この通報システムを導入するに当たりましては、受信する役場の担当窓口や受信時間帯、通報者の安全対策、個人情報の管理などさまざまな課題が想定されることから、先進事例を参考にしながら導入について研究をしてみたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

課題が幾つかあるということですので、これについては一つ一つクリアをしながら前

向きに進めていっていただければというふうに思います。

それでは、2 番目の質問に移らせていただきます。

中学・小学・幼稚園の英語教育の取り組みにさらなる力点をということで提案をさせていただきます。

昨年10月11日に文教福祉常任委員会で視察に伺った滋賀県竜王町での英語教育の推進についての研修内容が、強く印象に残っております。竜王町では、平成21年から外国語活動における教材の効果的な活用及び評価のあり方等に関する実践研究事業の文科省研究指定校となり、継続的に中学校英語への円滑な接続を目指した英語の教育を推進していますとともに、平成26年から教育課特例校（小学校英語科）の文科省研究指定を受け、グローバル化に対応した英語教育を推進しています。

その取り組みの一つとして、町費による A L T（外国語指導助手）の配置では2 小学校と1 中学校に週1 日、J T E（英語科日本人講師）の配置では竜王小学校に週3 日、竜王西小学校には週2 日が配置されています。

2 番目として、子ども英語スピーチコンテストを年1 回開催。

3 番目には、海外派遣研修事業を年1 回、15 人の中学生をアメリカへ派遣し、また受け入れも行っています。

4 番目には、英語検定補助金制度を年3 回、1 回分を補助。

5 番目には、I C T 機器の整備による授業の改善。

6 番目には、幼稚園英語教育、平成29 年度から町内幼稚園に年間10 回、外国人講師を派遣、幼小中で連携した英語教育に力を入れております。

以上の取り組みでありました。

視察させていただきました小学校6 年生のクラスの英語授業風景は印象的で、今も忘れることができません。その授業の中で A L T 1 名、J T E 1 名、加配の英語の先生が1 名の合計3 名の先生が巧みに連携し、さも外国へ留学しているような英語しか使わない教室ではありますが、音楽を活用したり、リズムカルで楽しい雰囲気 of 英語の授業でありました。子どもたちに英語のプレッシャーを与えない、終始楽しい雰囲気のままの授業では、英語嫌いな子どもたちは育ちにくいという環境づくりができていいるなと感動をいたしました。

英語教育では、小学校から中学校に上がる段階で英語が得意な子とそうでない子に完全に分かれてしまいます。英語嫌いな子が誕生してしまうことが大きな問題となっていると聞きますが、それは私たちの世代の皆さんなら特に心当たりがある方が多いのではないのでしょうか。私たちの時代の英語教育は、中学校に入ってから初めて英語の授業があり、それもいきなり文法から入っていく段階で楽しさはなく、難しい文法で英語嫌いになってしまう子が何と多かったことか、私もそのうちの一人でしたが、英語嫌いな子どもたちが多く誕生してしまう、この反省を生かさない手はないと思います。

小学校の英語の授業が必修となることから、本町にあっては31 年度予算で小学校英語教育充実に向けた指導助手の増員の予算がつけられていますが、語学指導協力員1 名増員分の予算ですので、まだまだ十分とは言えません。理想とするところは、担任しない加配の英語の先生の配置が町単位でせめて1 名以上配置されれば、竜王町に負けない英語力が身につくのではないのでしょうか。

昨年12月に公明党石川県本部の一員として谷本県知事への党要望活動に同席させていただいた折に、直接要望するチャンスをいただきました。津幡町の代表として勇気を出して、その場で国際化に伴い中学・小学・幼稚園の英語教育の取り組みは喫緊の課題であり、英語の授業ができる加配（担任しない英語専門）の先生の配置のお願いをさせていただくことができましたことをご報告させていただきます。もちろん結果がいつ出るかは分かりません。

英語専門の加配の先生については町単費での予算捻出は大変厳しいものと考えますので、竜王町みたいにモデル事業などを見つけ出し、運用費に充てることはできないでしょうか。

吉田教育長に質問をいたします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 中学・小学・幼稚園の英語教育の取り組みにさらなる力点をとのご質問にお答えいたします。

児童生徒の英語力の向上は、グローバル社会で活躍する人材を育成するための重要な要素の一つであり、教育分野のみならずさまざまな分野に共通する課題とされています。学校教育においては、2020年度から新学習指導要領で小学校で学ぶ英語が大きく変わります。英語になれ親しむことを狙いとした外国語活動の授業は、昨年度まで小学校5・6年生で年間35時間実施されてきました。今年度と来年度の移行期間は年間50時間の実施ですが、2020年度からはそれが外国語という教科となり、年間70時間実施されることとなります。また、従来の外国語活動の授業についても3・4年生で年間35時間実施されることになるなど、小学校における英語教育は授業時間数がふえ、全体的に拡充されることとなります。

それでは、児童生徒の英語力向上を図るための本町の取り組みについてご説明いたします。

現在本町では、ALT（外国語指導助手）3名と語学指導協力員1名を配置し、中学校の英語の授業や小学校の外国語活動の時間に、児童生徒が生きた英語に直に触れることができる体制を整えています。2020年度から完全実施となる小学校英語の教科化に向け、本町では来年度1年前倒しをし、小学校5・6年生で年間70時間の英語の授業を実施します。その対応のため、4月からは語学指導協力員1名を増員して計5名体制とし、70時間全ての英語の時間を担任または専科教員との連携によるチーム・ティーチングの授業で実施できるようにします。

また、ALTと語学指導協力員はつばた幼稚園を、CIR（国際交流員）は町立保育園をそれぞれ月1回程度訪問し、簡単な英語のゲームや英語の絵本の読み聞かせなどの活動をしています。今後も就学前の園児たちにも楽しみながら生きた英語に触れる機会を提供していきたいと考えています。

次に、町教育センターの取り組みですが、平成20年度から毎年小中学生を対象とする英語スピーチコンテストを開催してきました。本コンテストは、本町小中学生の英語力の向上に大きく寄与していると自負しています。また、町教育センターでは小学校における英語の教科化を見据え、教員対象の外国語指導に関する研修も実施しています。3回に分けて実施した昨年度の研修には、計155人の教員の参加があり、今年度も若手教員を中心とする研修を実施しました。来年度は英語の中央研修に参加した本町の中学校教員と指導主事を講師とし、外国語担当者の研修を実施する方向で計画を立てています。

平成17年度から毎年実施している中学生海外派遣交流事業においては、派遣中学生10名が現地

でのホームステイや姉妹校であるノーザン・ビーチズ校での授業などを通じて異国文化を直接体験し、国際感覚の基礎を培っています。また、津幡、津幡南両中学校とノーザン・ビーチズ校の姉妹校交流では、昨年9月に3回目となるノーザン・ビーチズ校の生徒のホームステイ受け入れを実施し、両中学校で生徒が直接交流をしました。

その他、土曜学習事業の一つとして小学生を対象としたキッズイングリッシュクラブを実施しています。今年度は、計11回の事業に延べ200人以上の児童が参加し、ゲームなどを通して英語活動を楽しみました。夏休み期間中には、国際感覚とコミュニケーション能力の向上を狙いとするイングリッシュデイキャンプを実施し、25人の児童がC I Rや外国人留学生と交流しながら楽しく活動することができました。

今後、さらに教員の英語力、指導力の向上を図りながら、A L Tや語学指導協力員などの人材を効果的に活用していくとともに、I C T機器やデジタル英語教材を活用した授業の研究も進めていきたいと考えています。また、児童生徒が日常的に英語になれ親しみながら効果的な英語学習ができるような環境づくりも、学校と連携して進めていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ご答弁ありがとうございます。

いろんな施策を通して活躍していただいていることは、よく承知しております。特に私も以前提案をさせていただきました中学生の海外派遣交流事業についても大変すばらしい、また受け入れもやっているということは大変すばらしいことだと思います。そのほかにもコンテストであるとかいろいろ頑張っていることは重々承知しております。

その上で、矢田富郎町長が就任をされて、科学のまちつばたを目指して頑張ろうと、そしてまた津幡の町からノーベル賞が出るようなそういう時代をつくっていくことをお話されました。その中で、今までもお話ししたこともありますけれども、ノーベル賞をとるにはやっぱり英語は必須であると、当然であるというお話があったことを思い出します。そういう意味では、これからもさらにまた力を入れて、子どもたちの英語教育を進めていっていただければというふうに思いますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから3点目について質問をさせていただきます。

乳幼児健診における小児がんの早期発見について質問をいたします。

小児の死亡原因の第1位は小児がんだそうであります。ただ、年間発症数が少ないために多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診のおくれなどが懸念されております。

そのため、早期発見に向けた住民への啓発が重要になります。また、小児がんの中でも網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。

小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など成人のがん患者とは異なる課題を抱えることとなります。小児がんの発症数は全国で年間に2,000から2,500人と比較的少ないと思われませんが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。国では、昨年より全国15か所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実に

図っています。

そこで、小児がんの早期発見のためにどのような取り組みが行われているのか、町の実態を問います。

小児がんの中には網膜芽細胞腫という目のがんがあるそうです。その症状は出生児1.5万から1.6万に1人と少ないのですが、このがんは5歳までに95パーセントが診断されており、その多くは、家族が子どもの目の異常に気づき受診に至っているということです。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えますが、腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多いということです。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。

網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。そこで、乳幼児健診の医師検診アンケートの目の項目に白色瞳孔を追加してはどうでしょうか。

山嶋健康推進課長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 道下議員、葉名健康推進課長になっておりますけれども。

○13番 道下政博議員 ごめんなさい。失礼いたしました。

葉名さん、よろしく願いをいたします。

○多賀吉一議長 葉名健康推進課長。

〔葉名貴江健康推進課長 登壇〕

○葉名貴江健康推進課長 乳幼児健診における小児がんの早期発見についてとのご質問にお答えいたします。

現在本町では、1か月児および9から11か月児健診を医療機関において個別で、3か月、1歳6か月、3歳児健診は町福祉センターにおいて集団で実施しております。

集団検診では事前に問診票をお渡しし、会場で保健師が相談を行って、医師の診察につなげております。医師の診察項目には身体面、発育発達など確認する項目があり、医療機関の健診でも問診、診察を行っております。なお、健診で精密検査が必要な場合は、検査委託医療機関の精密検査受診券を対象者に交付し、受診していただいております。

乳幼児健診におきましては、異常の早期発見では保護者の気づきはとても大切です。集団検診の会場では問診の聞き取りや内科診察で保護者が心配なことを気軽に話せるよう、丁寧な問診を心がけております。また、ご質問の網膜芽細胞腫の早期発見については、母子健康手帳で生後6から7か月児の保護者の記録欄の確認項目であり、本町では7か月児の育児教室において活用しております。その他、各健診の問診および診察でも目に関する項目はありますが、議員ご提案の白色瞳孔を医師診察の項目に追加することについては、専門である町内眼科医の意見も踏まえ、今後検討していきたいと思っております。

これからも健康推進課では、異常の早期発見およびお母さん方が安心できる健診を目指し、担当医師やスタッフとともに取り組んでまいります。

以上です。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

葉名健康推進課長には、今後ともご活躍を期待いたしております。おわびをもって訂正させて

いただきます。

これで、私、道下政博のほうから3点の質問を終わらせていただきます。

○多賀吉一議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、7番 森山時夫議員。

〔7番 森山時夫議員 登壇〕

○7番 森山時夫議員 7番、森山です。

今回は通告により3問の質問をさせていただきます。

まず1番目、県森林公園外周に獣防護柵を設置せよということで、よろしくお願いします。

近年、一番厄介な獣といえば、県内外を問わずイノシシです。今はジビエ料理として食に対し人気が高まっているところでございますけれども、一方農作物被害は毎年右肩上がりに多くなっているのが現状であります。中山間地においては、人口を多く上回るほどに生息しているものと思われま

す。イノシシに対する防衛として電気柵を施しているのが今のところ賢明であります。イノシシも学習能力がすぐれていて、例えば支柱杭を牙で倒したり、ちょっとしたすき間をくぐりぬけ中へ入り込んで、一夜にして畑の作物や水田の中を駆けめぐると、年々手に負えない状態になっております。水田の被害だと、7月から8月にかけて土が乾いたところに侵入して転げまわったり異臭を放っていたものが、近年には田植えしたすぐに水田に入り、せっかく植えた苗をずたずたにされる被害が出ております。

今まで電気柵管理は一、二か月程度でありましたけれども、田植えをしたばかりから半年を超える管理が必要で、それに電気柵の漏電を防ぐために除草作業が大変ネックになっております。そのために、手押しの草刈り機械の出入りが柵のために困難になったり、柵の付近は刈り残しができるため除草剤を使用すると稲作に影響し、土がふかふかになり崩れたり、水漏れの原因にもなっております。しかし、現状は電気柵を欠かすことはできなく、作業量も大幅にふえております。米の販売価格が下がる、また人件費や燃料費、薬剤費などがかさばり、これ以上になると今後稲作を続けることが困難となり、水田放棄地がふえ、お手上げ状態になることが懸念をされます。

そこで、矢田町長にお伺いしますけれども、話を聞くと、毎年11月15日の狩猟解禁になると、県森林公園の周辺の鳥獣類は保護区である森林公園に逃げ込み難を避け、人の気配がないところまで逃げ込んだり、そこで気配がなくなるとまた出没するとの繰り返しになっているため、森林公園は町の財産でありますけれども、負の財産とならぬよう、県に対して森林公園外周に獣侵入防護柵の設置を強く要請してもらいたいのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の県森林公園外周に獣防護柵を設置せよとのご質問にお答えいたします。

石川県森林公園は鳥獣保護区の中に位置しており、本来狩猟は認められておりません。しかし、有害鳥獣であるイノシシにつきましては、鳥獣保護区であっても捕獲許可があれば捕獲することができ、実際に猟友会の有害鳥獣捕獲隊員によって森林公園内や周辺でイノシシのおりによる捕獲は行われております。しかし、おりを幾ら仕掛けても全てのイノシシを捕獲できるわけではな

いので、森林公園内を出入りするイノシシによる農作物被害がなくなるのが現状であります。ご質問の森林公園外周に獣侵入防護柵を設置することは一つの有効な手段ではありますが、約1,000ヘクタール余りの広大な面積を有する森林公園の外周は数十キロに及び、その費用も相当な額と見込まれます。

それらのことを総合的に考え、効果的な方法が発明、発見できるまでは、県への獣侵入防護柵の設置要望とともに、現在も実施しておりますが、森林公園と農地の間に緩衝帯を設けることや電気柵の効果的な使用法などを県・町、地域住民が一体となって取り組むことで、イノシシによる農作物被害を減らすことができるのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 今ほど町長さんが緩衝帯とかそういうものを施すということになっていましたけど、実際に森林公園は、管理されている施設とか道は非常にきれいですけども、本当の外周は雑木とか人の手が入らないほど密集しておりますので、せめてそのあたりでも伐採とかしてもらえば一番少しでもいいんじゃないかと思っておりますので、また何かの機会にまたお話をいただければよいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次、2問目でありますけれども、笠野トンネル内の照明を見直せということで質問をさせていただきます。

現在、津幡町内に5か所のトンネルがあり、国道には平谷トンネル、倉見トンネル、岩崎トンネル、県道には笠野トンネル、町道には下中トンネルというふうに、各道路によりトンネル内の照明度が異なっています。

国道にあるトンネルは、私は車で通ってみたんですけど、約80パーセントほどの照明灯が点灯しており、また笠野トンネル、下中トンネルは20パーセントほどの点灯であります。また、国道の3か所と下中トンネルは直線であり、すぐ入っても向こう先が明るく見える。特にその中で笠野トンネルは直線ではなく曲線になっているために、中間地点まで行かなくては向こう先の明かりが見えてきません。現状の照明度ではトンネル内が非常に暗く感じ、曲がっているために視界が悪く、運転がしづらい状態であります。トンネル内では無灯火の車や天気の良い日など運動部の学生がちょっとトレーニングをしたり、またツーリングなどで五、六台の自転車が通ったりして非常に危ないこともあり、そこでまたトンネル内でクラクションを鳴らすということもためらう、そういう状態であります。

そこで、産業建設部長に伺いますけれども、トンネル内の照明は、笠野トンネルに対して照明灯を数えるところ、片側50基、計100基あるわけなんですけれども、現在は5個間引きに1個ぐらいの状態です。そういうことで、非常に曲線のため暗い、視界が悪い、そういう状態でありますので、ぜひ関係機関に改善の要望をすることと、道路の格付によって照明ルクスの基準があるのか、お伺いをいたします。

○多賀吉一議長 岩本正男産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 笠野トンネルの照明を見直せとのご質問にお答えいたします。

笠野トンネルについては、平成7年度から平成10年度にかけ工事を実施し、トンネル延長262

メートルが平成10年8月3日に供用開始しております。

トンネルに設置する照明施設については、国道、県道、町道などの道路の格付により照明の明るさを決めているわけではございません。トンネルの照明の設置に当たっては、設計基準に基づき路面の明るさなどの基準を考慮して、設計速度、交通量、線形などに応じ、照明方式や灯具の配光、設置を検討しなければなりません。

笠野トンネルについても同基準により設置され、トンネル内の照明は全部で100基あり、トンネル全長にわたって前方の障害物を視認するために設置される基本照明として22基、残りの78基については、昼間にトンネル出入り口部でトンネル内外の明るさの差に生じる見え方の低下を防止するために、昼間の明るさの度合いにより39基を1つのグループとして2系統に分け、基本照明の22基と合わせた61基が点灯しているとのことです。つまり、夜間は22基、昼間は61基が点灯しているということです。

議員のご指摘のとおり、笠野トンネル内は非常に暗く感じ、道路の線形が曲がっているため、視界が悪く運転がしづらい状況であることから、道路管理者である県に対して、路面の明るさや対象物の視認性について調査を実施していただき、地域住民の不安解消の対策を講じるよう要望してまいります。

町といたしましては、町道以外の国道や県道などの道路においても、異状が発見された場合は早期に道路管理者である国や県に情報を提供しているところですが、今後も引き続き、安全で安心な道路となるよう、関係機関と連携し対応をしてまいります。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 ありがとうございます。

早期に調べてもらって、早くもう少し明るくなるように努力していただきたいと、そういうふうに思います。

次は3問目でございますけれども、これも再び産業建設部長にお伺いしますけれども、県道荻谷津幡線、倉見地内の危険区域の道路を変更ということで、前回、雑木が高くなって非常に見通しが悪いということで一般質問をしたことがありますけれども、今回はその反対側の急傾斜地の関連で質問をいたします。

これは、北バイパス平谷トンネルすぐの倉見口をおりて県道荻谷津幡線を左折したすぐの道路は山ののり面に沿うように大きくカーブをしております。ここ数年、毎年のり面の土砂の崩壊が発生し、大雨時には車の運転時はなるべく中央に寄るように走行しておりますけれども、現状を知らない車や自転車、歩行者は、路肩近くを通っているのが現状であります。

こののり面はよく見ると、国道ののり面より傾斜角度が強く、切り開いた土地で岩盤の上には約20センチほどの土砂が積もっている。そういうことで、雨が降ると岩盤に沿って水が流れ崩壊しやすいと思われます。よく見ると、イノシシが土を掘った跡や樹木がかなり大きくなって、岩盤のために根が岩盤の上に沿うようにして根が入り込んでいないということで、風や雨により根返りしたりする危険性もあり、車の走行や歩行時に巻き込まれる危険な場所であります。これが今1段目ののり面から崩れておるわけなんですけれども、あそこは4段の段差になっております。それが3段目、4段目から崩壊すると、非常に危ない状態になります。そういうことで、のり面の調査をしていただき、安全に車、人の往来ができるよう、道路の位置の変更の検討をするよう関係機関に強く要望していただきたいのですけれども、産業建設部長に見解を伺います。

○多賀吉一議長 岩本正男産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 県道荊谷津幡線倉見地内の危険区域の路線変更をとのご質問にお答えいたします。

国道8号津幡北バイパス倉見口周辺の県道荊谷津幡線は、平成3年度から平成11年度にかけて、一般国道8号津幡北バイパス工事の付帯工事として施工され、県道荊谷津幡線の一部として、延長573メートルが平成11年2月26日に供用開始しております。

ご指摘の箇所について現地確認を行ったところ、のり面の表層すべりが発生しており、さらにイノシシによる被害を受けている箇所も見受けられます。また、のり面の上段部分にも雑木が繁茂している状態であったことから道路管理者である県に対して、特に緊急性の高い雑木の伐採について、すでに依頼をしているところでございます。県からは早急に実施する旨の回答をいただいておりますが、さらにのり面の調査を実施し、道路利用者の安全確保が図られる対策を講じるよう強く要望してまいります。

道路の位置変更の検討につきましては、国道8号津幡北バイパスも並行しており、県道の位置を変更することは現実的には難しいと考えておりますのでご理解願います。

先ほどの質問でも申し上げましたが、日常管理で随時実施している道路パトロールの強化と、国や県を初め、地域住民や道路利用者から寄せられる貴重なご意見や情報により危険な箇所を発見することもあることから、地域との連携を図り、道路施設の破損や危険な箇所の早期発見、対策ができるよう努めてまいります。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 ありがとうございます。

特に重点項目として、日ごろから少し注意をしてパトロールをしていただきたい、そういうふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○多賀吉一議長 以上で、7番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

本日は、3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、社会教育委員を社会教育関係者から幅広く活用せよということで質問させていただきます。

社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言する役割を果たしています。社会教育とは、公的に誰もが参加できる形で提供する学習機会のことであり、学校教育だけではなく、公民館や文化施設、図書館、博物館など多くの場で行われる学習を幅広く参加する方々の考えを取り入れなければなりません。

私も以前、津幡町青年団協議会からの選出で津幡町社会教育委員を務めさせていただきました。また、石川県青年団協議会会長のときに、石川県社会教育委員も務めさせていただいたことがあります。その時期に石川県社会教育委員のメンバーは、社会教育に関係する各分野の方々が

なられていました。そして現在、県社会教育委員のメンバーは、金沢大学地域連携推進センター教授、みらい子育てネット県地域活動連絡協議会会長、県PTA連合会会長、県青少年育成推進指導員連絡会会長、県公民館連合会会長、県青年団協議会会長、県婦人団体協議会会長、県町長会副会長、県社会福祉協議会保育部保育士会会長、金沢市立杜の里小学校校長の10名であります。現在、津幡町の社会教育委員は5名、社会教育関係者ではありますが、幅広く活用されているのではなく、PTA関係者が多いように感じ、また女性や青年団体、子育て地域活動団体など幅広く活用がなされていません。

委員のなり手が、さまざまな理由から困難な現状であるとも聞いていますが、委員会の行政会議の開催時間やその社会教育の重要性の趣旨を強く伝えるなど、幅広く活用していくために改善が必要であると感じています。人と人のつながりが希薄になっている現在、以前のように社会教育団体が継続して活動をしにくくなっておりますが、だからこそ社会教育の重要性を考え、社会教育委員の選出を幅広く活用して活性化を図らなくてはいけないのではないのでしょうか。

行政会議の時間や開催曜日など改善を図り、社会教育委員を社会教育関係者から幅広く活用することについてお聞きします。

吉田教育長にお聞きいたします。よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 森川議員の社会教育委員を社会教育関係者から幅広く活用せよとのご質問にお答えいたします。

本町の社会教育委員会会議の委員構成は、本年度から公民館連絡協議会と校長会から各1名、学識経験者として事務局から依頼した元PTA関係者2名、そして元子ども会育成委員連絡協議会関係者1名の計5名となっています。5名のうち女性の委員は3名です。また、委員5名の中には、現在図書館協議会委員としても活動されている方がおられます。現在の委員は、皆さん学校教育、社会教育、家庭教育の関係者で、大変豊富な知識や経験をお持ちの方々です。会議では毎回、それぞれの立場から大変貴重なご意見や考えをいただいております、社会教育行政に反映させてきております。また、社会教育委員会会議では、社会教育に関する計画の立案や調査研究を継続して行っていくことも必要なことから、事務局から再任をお願いし、引き受けていただいている方もおられます。

以前は、町女性会、各種女性団体連絡会、青年団協議会から社会教育委員として活動していただいていたが、女性会と各種女性団体連絡会は解散し、青年団協議会では役員業務の多忙もあり、なかなか委員のなり手がいない状態となっております。

今後、委員改選時にはPTA連絡協議会や青年団協議会に限らず、区長会、体育協会、文化協会などからの人選も検討し、委員の依頼を行っていきたいと考えております。

また、会議の開催時間や曜日については、現委員と協議しながら柔軟に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 今後、幅広く活用も検討していただけるということで、例えば青年層の話だとなかなか平日の会議だと参加しにくいという声もあります。夜間の開催はなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、そちらのほうもぜひ検討していただければなと思っております。

ます。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子どもの出生人数をふやす政策を図れということで、質問させていただきます。

昨年、津幡町の出生数が300人以下であったことをお聞きました。そして、近隣のかほく市の出生数が300人を超えたと聞きました。少子化が進んでいるように感じながらも、さまざまな政策により少子化に歯どめをかけ、出生数をふやしている自治体があります。出生がふえるということは、若い世代がその土地に住み、結婚し、出産しているのだと思われます。若い世代にとって、その土地に住むことに魅力や何らかの理由があるものと考えています。

本年、津幡町の成人式を迎えた20歳の人数が513名です。そして、中学2年生の立志式を迎えた14歳の人数が356名。そして、0歳の子どもの数が300人以下、少子化に何としても歯どめをかけなくてはなりません。このことは、人口が減少し、町の活性化にも影響があります。

また別の話ですが、1人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる合計特殊出生率は1.43人です。しかし、結婚している女性の出生率は1.97人程度です。これは、少子化に歯どめをかけるために結婚を促進することが、出生率を上げるものだと考えられます。

町の出生数は、年によってばらつきがあり、一昨年は300人を超えていました。なので、本年はまた300人を超えるかもしれませんが、何らかの政策や取り組みが必要であろうと考えています。

現在も行っている定住を促進する政策も重要であると思いますが、住宅取得奨励金、三世代ファミリー同居等促進事業補助金や結婚祝品、結婚新生活支援事業などの補助金事業は、他の自治体も同様の政策を行っており、金額や条件など自治体間の競争にもなっているように感じています。津幡町の強みや魅力を打ち出していくことこそが重要であると感じています。

子育てをする世代の私が考えるに、金沢に近い立地の魅力、町なかでは徒歩で行動できる充実した施設、保育園での日常の中で学び成長する、行事ばかりにとらわれない保育、小中学校での他の自治体よりもおいしく、量もしっかりしている給食、ジュニアクラブ等のスポーツクラブ、文化のジュニア教室など、少し考えても魅力や子育てをするにふさわしい環境があると思っています。しかし、その情報は新しい住まいを探している新生活をする世代には伝わっていないようにも感じています。

かほく市のことばかりのことになりますが、テレビCMで「住みやすい市」と何度も放映して情報を発信していることで、若い世代が移住したものと考えます。近隣だと、小矢部市も「ビッグな暮らし始めてみませんか」や「どこからでもどこへでも」などのフレーズでテレビCMを放映し、定住促進を進めています。

定住促進を進めるために、自治体間の競争に勝ち抜いていくために、魅力を感じる政策が必要であろうと思われます。

今後、出生をする世代をふやすための政策はどのように考えているかお聞きします。

矢田町長、よろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 子どもの出生人数をふやす政策を図れとのご質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進行する中にありまして、人々が安全に安心して暮らし続けられる地

域づくりのために出生率を高めることは、社会全体の重要課題となっており、国では社会保障制度や働き方などの抜本的な改革に向けた取り組みを進めているところでございます。

本町でも、平成27年10月に津幡町人口ビジョンと津幡町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、若い世代の結婚、子育ての希望が叶い、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、各種施策に取り組んでいるところでございます。具体的には、住宅取得等奨励金や三世代ファミリー同居等促進事業補助金、結婚新生活支援事業補助金など、各種移住・定住促進助成制度を創設し、若い世代の定住促進と少子化対策に取り組んでおり、これらの助成制度は住宅の取得に対する経済的支援とともに、地域の活性化、子育て支援、結婚支援をあわせ持っております。また、独身者の結婚に関する相談を受けたり、お相手の紹介をしたりする町結婚推進員の設置や新婚夫婦に3万円分のドレミファお買物券を交付する結婚祝金制度もございます。さらに、子育て支援として新年度から対象を18歳まで拡大する子ども医療費の助成やチャイルドシートの購入補助なども行い、結婚から子育てまで切れ目のない施策に取り組んでおります。

ご質問にもありますように、本町には多くの魅力がございます。認定こども園や放課後児童クラブなど多くの子育て支援施設、学校内調理による安全で温かい給食、充実したジュニアのスポーツクラブや文化クラブのほか、加越能の結節点で金沢市に隣接し、通学、通勤時間帯となる午前7時から8時の間に金沢方面への電車が7本も停車する津幡駅を初めとする、町内5つの駅による鉄道交通の利便性の高さがございます。さらに、中小商店から大型ショッピングセンターまで多業種の店舗がそろっているという買い物の利便性の高さ、町立河北中央病院などの医療機関の充実もございます。また、子どもたちに人気のふわふわドームと噴水広場があるあがた公園や住吉公園、中条公園などの都市公園は国道8号に隣接し、町内外へのアピール度は非常に高いと思っております。

現在本町では、かほく市や小矢部市のようなテレビCMを制作し放送する予定はございませんが、子育て世代の目線からより日常生活に根差した本町の強みや魅力を新たに掘り下げ、町ホームページや首都圏等で開催する移住フェアなど、さまざまな媒体や機会を捉えてPRしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 再質問いたします。

ただいま、町長が答弁いたしましたいろいろな津幡町の魅力、これをいかに伝えていくかということが重要であると思っております。この若い世代に対してどのように伝えて行くのか、また新しい住宅を探している、また新しい新生活を行おうとしている方々にどのようにその情報を発信していくのか、その部分をお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 残念なのは、森川議員さんが余りにもほかの町のことばかりに目と耳が行き過ぎているのではなかろうかなと、若干心配をしております。

町としてもいろんなパンフレットもつくるなりしていろいろPRもさせていただいておりますけれども、これからは例えば観光地にいろんな人がたくさん集まるような機会があったり、そう

いったところにもいろんな、何て言いますか、余り大きな金額をかけるわけにもいかんかもしれませんが、パンフレットのようなものを持ち込んで、来られる方々にPRをする、子ども連れの方々に特にPRをする、そんなことも考えていかなきゃいかんのじゃないかなというふう

に思っているところでございます。

以上です。

○多賀吉一議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 どうしても情報がいろいろある中で、他の自治体のことを気にしたりしてしまっている部分もあるのかもしれませんが、けど、ぜひこの津幡町のすばらしい魅力をもっともっとたくさんの人に知っていただきたいなという思いで質問させていただきました。

ありがとうございます。

それでは、次の質問にさせていただきます。

3 点目の質問に移ります。

温水プールの運営計画を問うということで質問をさせていただきます。

現在、計画が進んでいる室内温水プールのことをお聞きします。

温水プールは、町民の多くの方々が町に必要な施設と希望した施設であります。計画の立案から用地の選定、施設が建設されるまでのかなりの時がたちました。計画が立ち上がったころは、現在の金沢プールもなく、津幡町にも建設されるのなら利用数も多かったと思われますが、今近隣には、内灘プール、かほく市アクロス、金沢市鳴和台体育館プール、そして金沢市城北地内に金沢プールがあります。健康促進やスポーツ施設、子どものスイミングクラブなど利用価値もあり、まだまだ希望している方は多いと思います。しかし、他の自治体とシェアをして利用も可能であるとも感じています。町民の方々からは、内灘やかほく市、金沢の施設に行けばいい、本当に必要なのかという声も聞きます。

そこで、内灘やかほく市のプールを利用している方々30名程度ですけれど、お聞きしました。津幡町にプールができたなら行くか、またプールは必要か。半数は津幡町のプールを利用することでしたが、半数は近所だから行きにくい、また今の近隣の自治体のプールを利用するとの声がありました。

町長は、プールの建設は町民との約束であると言われると思いますが、あったらよい施設であることは私も感じていますし、思っています。建設の資金や今後の経営していくための資金など考えることもあります。また、プールの運営は、専門的技量やスタッフが必要になってくると思います。

そこでお聞きします。

室内温水プールを津幡町に建設する必要性をお伺いいたします。そして、建設にかかる資金、毎年運営していくための資金、予想される利用人数等をお聞きします。また、運営に関してどこに委託されるのか、プールで子ども、幼児対象のスイミングスクールなど運営内容についてもお聞きしたいと思います。

矢田町長、よろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 温水プールの運営計画についてのご質問にお答えいたします。

温水プールにつきましては、第4次津幡町総合計画の策定時に調査したアンケート結果では、町民の皆さまが最も多く望んでいる施設であり、また第5次津幡町総合計画策定に当たり実施いたしました津幡町の未来を考えるワークショップにおいては、プールの早期整備が必要であるとの意見が挙げられていることから分かりますように、温水プールは依然として町民からの要望が強い施設であり、私自身にも町民の皆さまから温水プールの実現を望む声がたくさん届いております。

本町が計画している温水プールは、誰もが利用できる、町民の身近にある、健康増進、体力づくりができるプールとして進めてきております。町民の皆さまがアクセスしやすいよう、また町内の学校等の各関係機関と連携を図れるよう、利便性、アクセス性のよい住吉公園を建設予定地として選定いたしました。施設の内容といたしましては、プールだけではなく、トレーニングルームの整備も予定しているので、ぜひご高齢の方々や健康に取り組みたい方々など町民の方に大いに活用していただきたいと思いますと考えております。

私がプールという話を出させていただきましたのは、県会議員をしていたもうすでに20年近く前になろうかと思えますけれども、九州の大分の由布院のほうへ行きました。今は合併して由布市になっておりますけれども、当時はまだ由布院町でございましたけれども、そこにクアハウス、プールみたいなものができていて、県庁の保健師のOBだという方がそこでいろいろといろんな教室をつくって、お年寄りを相手にやっておられました。膝ぐらいまでの浅いプールで、言うなればお年寄りが水着を着てラインダンスをしているような、そんなこともやっておられました。そこで聞いたのは何かと申し上げますと、このプールができてから由布院町のお年寄りの医療費が大変に下がったんですよと、まさに健康づくり、健康をお金で買ったという言い方をするわけではございませんけれども、そういうものなんだということを分かっていたきたい。単純にお金がかかるからやめようじゃないか、半分の人が津幡の人でも行きたくないと言っているからやめようじゃないか、そんな次元の問題ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

建設にかかる資金、毎年運営していくための資金、予想する利用人数等のご質問についてでございますけれども、建設費につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、温水プール施設と住吉公園整備も含め約10億円から20億円と考えておりますけれども、建設費や運営費、利用目標人数、スイミングスクール等につきましては、来年度の基本設計を進める中で、収支の面でも町の過度の負担にならないよう検討してまいります。

町民の健康志向が高まる中、この温水プール施設は町民の皆さまの健康的な生活習慣づくりを支援するとともに、町の福祉向上の一翼を担うと期待している施設でもございます。だからこそ、本町の中心部に位置し、町民の皆さんが来やすく利用しやすい住吉公園に温水プールを整備する意義があると考えております。

以上です。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 町長のプールに対する強い思いを聞かせていただきまして、私の考え、少し浅はかだったかなと思いますけれども、たくさんの町民の声もありますし、不安の声もありました。ぜひこれをプールが建設されて利用する方々がたくさんいて、また健康増進にもつながり、長寿の町としてもいいまちづくりができればという勇気をいただいた答弁でした。

それでは、3点の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○多賀吉一議長 以上で、1番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、8番 角井外喜雄議員。

〔8番 角井外喜雄議員 登壇〕

○8番 角井外喜雄議員 8番、角井です。

早速、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、外国人労働者の現状と今後の課題について質問をいたします。

政府は、人手不足が深刻な分野での外国人労働者の受け入れ拡大に向け、在留資格を新設する改正出入国管理法を成立させ、ことし4月から施行されます。新在留資格を創設し、技能実習生を含めた特定技能1号は、在留期間が通算5年で、家族の帯同は認めない。同2号は、熟練した技能を要し、更新や家族の帯同を認め、条件を満たせば永住も可能となります。

これまで外国人労働者の社会保障制度でたびたび問題が指摘されています。外国人登録制度が廃止され、3か月の在留であれば外国人も住民票が作成され、日本人と同様の社会保障が受けられます。NHKで取り上げられたクローズアップ現代で「日本の保険証が狙われている～外国人急増の陰で～」と題して、外国人の健康保険の不正疑惑が取り上げられていました。日本で働いている外国人が健康保険に加入していれば、外国にいる扶養家族が日本に来て治療を受ければ保険が適用されます。さらに、高額医療を少額負担で治療を受け、本国へ帰るケースもあります。母国で扶養家族が高額治療を受けて、領収書を日本に送付して届け出れば保険が適用されますが、中には疑わしい事例もあると報道されていました。本来、社会保障制度は日本国民のための制度ですが、国籍要件を設けておらず、外国人も要件を満たせば日本人同様の給付が受けられます。

実際に外国人労働者の生活に向き合っているのは市町村であり、今後、外国人労働者の拡大に伴い社会保障、福祉、公的扶助など新たな問題にも取り組まなければなりません。

そこで、3点にわたり具体的に質問いたします。

先日、石川県内の外国人労働者数は9,800人と報道されています。町に住民登録をしている外国人労働者の人数はどのような状況なのか。これまで住民税や保険料など税金の滞納、あるいはまた不納欠損はあったのか。もしあればどのような対応を図ったのかお聞きいたします。

次、2点目、町内に住民登録されている外国人労働者の扶養家族が母国で出産し、出産一時金42万円を支給したことはあるのか。また、町内に住民登録されている外国人労働者の扶養家族が日本に来て、高額治療を受けた事例や母国で高額治療を受け保険料を適用した事例があるのか。

3点目、町内にも今後外国人労働者がふえることが予想されます。地域とのトラブル、子どもの教育などさまざまな問題を、必要に応じて行政サービスを利用することとなります。言葉の壁もあり、相談窓口をどのように開設するのか。

石庫総務部長にお伺いいたします。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 角井議員の外国人労働者の現状と今後の課題を問うのご質問にお答えいたします。

初めに、本町における外国人労働者の状況は、本年２月末における住民基本台帳に記録されている外国人は26か国、257人となっており、特別永住者10人を除き、外国人労働者となり得る方を国別に見ますと、中国が79人、ベトナム60人、フィリピン34人の順となります。

住民税や国民健康保険税などの滞納や不納欠損については、まず課税の状況から申し上げますと、平成30年度の住民税では74人の外国人に、国民健康保険税では25人の外国人に課税しております。現在までに課税された外国人の中には滞納している人もおりますし、過年度において不納欠損を行ったこともあります。課税、徴収、処分の方法については、住民基本台帳に記録されている人であれば取り扱いに変わりはありませんが、外国人の滞納者が出国すると徴収や処分が非常に困難な状況になります。そのため、転出先の市町村や入国管理局に住所照会を行い、滞納処分の早期着手を行っております。

次に、出産育児一時金や高額治療のご質問については、外国人が就労により健康保険に加入した場合、扶養家族の認定は居住地を問わず海外の扶養家族も加入することが可能であることから、その人が高度な治療を受けて、保険適用による療養給付を受けるようなケースは十分想定されますが、その実態は就労者が加入する保険者でしか把握することができません。一方、国民健康保険は、本人や扶養家族は本町の住民でなければ加入することはできず、平成31年２月末現在、外国人の被保険者は39人となっております。ご質問の母国で出産し、出産育児一時金を支給した実績は、過去５年間で、平成24年度と平成29年度にそれぞれ１件ありました。なお、扶養家族が高額治療を受けるために日本に来た事例や母国で高額治療を受け、保険を適用した事例はありません。

最後に、今後外国人労働者がふえることが予想される中、地域でのトラブルや子どもの教育など、共生していく上でさまざまな問題が考えられるため、その相談窓口をどのように開設するのかのご質問については、現在、多文化共生事業は国際交流事業とあわせ生涯教育課で行っております。その取り組みの一つとなりますが、本町では外国人労働者に限らず、外国人と町民がともに集い、学び、触れ合うことができる交流拠点として、国際交流員が中心となって実施する国際交流サロンにほんごカフェがあります。まずはこの国際交流サロンを充実させることにより日本の文化を学ぶほか、困り事を相談できる環境整備を図ってまいりたいと考えております。

また、国の施策ではありますが、外国人材の受け入れ、共生のための総合対応策として、仮称多文化共生総合相談ワンストップセンターを各都道府県や政令指定都市など全国約100か所に設置し、外国人の多様な生活相談に応じるにより共生社会の実現に向けた環境整備を推進することとしております。そういったセンターの活用も考えながら、本町の外国人労働者の相談窓口の必要性についても検討してまいりたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○多賀吉一議長 ８番 角井外喜雄議員。

○８番 角井外喜雄議員 今の回答を受けまして、やっぱりあるんだなということが分かりました。だからどうなんだと言われれば、これは今の制度ではどうしようもできません。これは国が決めた制度ですから、恐らく……、あっ、すみません再質問いたします。１点だけ。これは、今国会で外国人労働者は在留している人のみに恐らく適用されるというようなことで整理がつくのかなというふうに、これは私が勝手に思っているのですが、一つ私が答弁の中で思ったのが、外国人労働者の窓口、これは生涯教育課が担っているというように、これは私の聞き間違いなら

ば大変申しわけないのですけれど、生涯教育課がその任を担っている。私は、いろいろな国の人がおります、窓口はやはりもう少し対応のできる……、これは生涯教育課が悪いという意味で言っているのじゃないんですけど、やはりもっと対応ができやすいところで一元的に開設したほうがいいのかと、これは私の勝手な思い違いかもしれませんが、その辺をどういうふうに感じているのか、お聞きいたします。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 角井議員の再質問にお答えします。

一部重複しますが、現在、多文化共生事業は国際交流事業とあわせて生涯教育課でやっているのですが、やはり今後と申しましたけども、国のほうも多文化共生総合相談ワンストップセンター、こういったようなこれは都道府県レベル、それから政令指定都市レベルでつくりますけども、その状況も見ながら、本町の外国人労働者の相談窓口、そういったものの必要性についても検討し、充実もさせていかなければならないと思っておりますので、よろしくご理解願います。

○多賀吉一議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 私、何かこう、外国人労働者をちょっと差別したような発言もあったかと思いますが、これは、きちっとした税を納めれば、地域の住民であります。やはり、文化の違いや習慣の違いを乗り越えてこの町へ来る外国人労働者の尊厳は、やはり守っていかなければならないというふうに思います。そういう意味では、この窓口というのは、外国人労働者にとっては時には財産や生命を守る一つの手段を選ぶ窓口というふうになるかとも思います。ぜひとも今後、この外国人労働者が津幡町に来て、いい町だなと、安心して生活ができる町だなというふうに、そう思えるようなまちづくりにぜひしていただきたいというふうに思います。

次に、空き家バンクの活用を充実させよということで質問をいたします。

地方では、少子高齢化や過疎化の影響で空き家問題が治安の悪化、周辺の住環境への悪影響、財政などさまざまな問題へとつながってきています。このような社会現象は、農村部だけの問題ではなく都市部でもこのような現象が広がっており、各自治区では地域に悪影響が出るのではないかと心配されています。

その問題解決の一つの手段として各自治体が行っているのが空き家バンク制度であります。一般市民は聞いたことはあるが、その仕組みや利用方法については、まだ詳しく知られていないのではないかとこのように思っております。優良な空き家物件は、不動産会社が積極的に売買に結びつけようとするが、条件の悪い物件は敬遠されます。空き家所有者にとっては、なかなか売れず長年放置することにより特定空き家になることが心配されます。そこで、所有者と利用者をつなげ、地域への定住促進と活性化を目的として取り組んでいるのが空き家バンク制度であります。人生100年時代を迎え、定年を機に新たにこれから自分の人生観を考え、田舎でのんびりと自然と向き合える地域に移住を考えている人や、いろいろな事情で移住先を考えている人にとっては、全国の自治体が行っている空き家バンクを通じて容易に探すことができます。

効果的に利用するように取り組んでいる自治体もあれば、利用が進まず苦勞している自治体もありますが、より多くの利用希望者に見てもらうため、地域の特色を出し、独自の補助制度を設ける自治体もあります。

当町の取り組みは、空き家バンク制度実施要項、利用奨励金などの制度は整備されていますが、登録物件をホームページで見ますと、小熊、緑が丘、能瀬地内の3件しかなく、町内に多くの空き家が存在しているのに件数の少なさにはがっかりしました。

そこで質問いたします。

当町が平成27年度から取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略では、空き家バンク制度を充実させ、利用可能な空き家の利活用を促進するとなっています。取り組み内容は、空き家所有者等への空き家バンク登録制度の周知と登録促進など3項目にわたって取り上げています。

登録物件が少ないのはなぜなのか、町民への空き家バンク制度の広報活動をもっと積極的な取り組みが必要ではないか。加えて、空き家所有者へ直接お伺いし、登録促進への働きかけが必要だと思います。

2点目に、ホームページの情報シートを閲覧すると、内容は物件の正面の写真と間取り、基本項目しか記載されていません。重要なキッチン、浴槽、トイレ、各部屋の状態など肝心の内観が分かりません。写真で一目で物件が分かるような情報シートにすべきだと思います。他の自治体を参考にして、利用者にもっと丁寧な情報を公開すべきではないかと思います。

納口企画財政課長にご答弁をお願いします。

○多賀吉一議長 納口企画財政課長。

〔納口達也企画財政課長 登壇〕

○納口達也企画財政課長 空き家バンクの活用を充実させよとのご質問にお答えいたします。

本町では、空き家の有効活用を通じて町への移住および定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成25年7月に空き家バンク制度を創設いたしました。これまでに、途中で登録を抹消した2つの物件を除き18件の登録があり、うち16件が購入あるいは賃貸の契約が成立しております。現在、申し込み可能な登録物件は2件のみで、議員のご質問の中では3件となっておりますが、その後1件の抹消があったものと思われます。

県内で多くの自治体が空き家バンク制度を設けていますが、登録物件の不足は共通した課題であります。

さて、当町の空き家バンク登録が少ない要因といたしましては、県内の他市町と比べ空き家率が低いことに加え、空き家物件に登録の不備が多いことが考えられます。現在、町では空き家バンクへの登録促進策として、毎年発送する固定資産税の納税通知の封筒に空き家バンクの広告を掲載し、制度の周知を行っています。さらに、町区長会の総会や広報紙等でも空き家バンク制度を周知し、登録の働きかけを行っているところでございます。こうした働きかけにより空き家を所有する方から登録に関する問い合わせや相談がございしますが、登録の不備など不動産として取り引きする上で解消しなければならない課題を抱えている物件が多く、やむなく登録の受け付けを留保している状況でございます。

登録をふやす方法として、議員がご提案された空き家所有者を町で把握し、登録を直接働きかけることについては、個人情報の取り扱いの観点から非常に難しいと考えております。引き続き、従来の方法で広く周知を図るほか、新年度に予定しているホームページ改修にあわせ、空き家バンクのページをより検索しやすくなるよう工夫したいと考えております。また、ことし4月1日施行予定の津幡町危険空家除却等支援補助金交付要綱では、空き家の改修に最大50万円の補助金を交付する要件の一つとして、改修後、空き家バンクに登録することを定めていることから、間

接的に登録を促してくれるものと考えています。条件的に不利だと思われる年数がたった物件や中山間地域の物件でも空き家バンクに登録できれば、その多くが成約に結びついておりますので、これらの成約事例をホームページ等でお知らせしていくことも空き家バンク登録のきっかけになると考えております。

次に、登録物件の詳細情報を公開する件につきましては、不特定多数の方がホームページで情報を閲覧できるため、防犯面への配慮等から情報を制限しているものでございます。内部の写真や地番、登記情報など詳細につきましては、ホームページの情報シートには掲載せず、対象物件の閲覧申し込みの手続をされた方に対し、個別に開示しております。すでに詳細情報を掲載している県内自治体もでございますので、運営上支障がないかなどを確認し、今後、物件所有者の意向も確認しながら追加情報掲載について検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○多賀吉一議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 大変詳細にわたって説明をしていただきまして感謝していますが、ちょっと確認の意味で再質問いたします。

今ほど、町は空き家率が低いと、冒頭にそう言われました。ということは、もうしっかりと空き家は把握しているというふうに理解してよろしいんですか。そしてまた、空き家になっている状況が、どういう状況になっているかということも把握しているのか、再度ちょっとご答弁をお願いします。

○多賀吉一議長 納口企画財政課長。

〔納口達也企画財政課長 登壇〕

○納口達也企画財政課長 角井議員の再質問にお答えします。

空き家率が低いという件についてでございますが、これは平成25年、これが最新になるんですけども、実施の住宅・土地統計調査の結果によるものでございます。本町の推計、これは推計になります。全世帯の調査ではなくて抽出調査で、この範囲にこれだけの空き家があったから、町全体ではこれぐらいになるだろうという統計法上認められている推計の仕方でございますが、その推計で820戸、これは統計のデータとして発表されているものでございます。このデータを公表している県内16の自治体の中では1番低い数字で、6.4パーセントというふうに試算されるものであります。

以上でございます。

○多賀吉一議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 再質問はいたしません、推計で約820ですか、戸数があるということで、これはあくまでも推計ですから、実際はやっぱり把握していないと、実態を把握していないということについては、やっぱりしていないんだと、これは。私も把握するには、当然、時間も人も費用もかかります。これは恐らく、役場の職員だけでは全体把握はすることはできないというふうに思っております。そこで私が提案するのは、決して町の手法でやろうというよりも、民間事業者、あるいは公益法人とかNPOの法人、いろんなところと提携して、そういう人の力を借りながら、やはり実態把握をしながら有効な資源を有効活用して、定住促進を貫いていただきたいというふうに思います。町だけでは、私はちょっと限りがあると思いますので、この質

間を通じて新たにそういう官民の力を合わせて空き家バンクを有効に活用させていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、8番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午後2時47分

〔再開〕 午後3時00分

○多賀吉一議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

16番 河上孝夫議員。

〔16番 河上孝夫議員 登壇〕

○16番 河上孝夫議員 16番、河上孝夫です。

まず最初に、温水プールの基本計画の実施について質問をいたします。

質問に入る前に、先ほど森川議員がプールのアンケートの調査によると、30人が何かプールの建設に否定的な意見だったと思いますが、私はジョイアクロスを5年ほど利用している1人です。その中で、約20人以上の方が一緒にプールでウオーキングをして楽しんでいます。皆さんの声は、もう100パーセント「津幡にはよプールをつくってくれ」という声が大変多く、反対する人は1人もおりませんでした。また、津幡に温水プールができますと、かほく市の人、内灘の皆さんが、料金の設定はまだなんですけど、料金が一緒ぐらいだと津幡のプールのほうへ行きたいという他の町の人が多く聞かれます。その中で、後に話しますが、アクロスのコナミの運営会社が、津幡のプール建設に脅威を感じているということで、津幡のプールがたくさんの人が、私は利用することになると思います。

ちょっと前段が長くなりましたけども、最初に、温水プールの基本計画の実施について、質問をいたします。

町長の公約でもあり、町民のアンケート調査で望む1位に挙げられました温水プールの建設を含めた住吉公園事業に、今年度2,846万円の予算が計上されました。プール建設に早期完成を目指してほしい一人として、またプールを利用している立場で質問をいたします。

まず基本計画では、メインプールは25メートル、6コース。また、S字型をちょっと横にしたようなウオーキングのための流水プール、これは1周約100メートルを回っております。またひょうたん型の幼児プール、また卵型の多目的プール、ジャグジーなどの設置が示されています。その中で、メインプールのコースは現在6コースの計画になっています。

かほく市のアクロスではコナミスポーツクラブ、PFU、内灘の温水プールではエイムが指定管理者に運営を行っております。その中であって、小学生のスイミングスクールの収入は、プール利用者全体の約7割を占めていると聞いています。かほく市のアクロスでは、8コース中4コースがスイミングスクール専用となっており、一般の人が泳ぐコースが3コース、ウオーキングコースが1コースとなっています。

また、基本計画でのウオーキングコースは、流水プールの計画になっており、これはジェットの水流だと思いますが、この流水プールにおきましては故障が起きやすいこと、また歩行に当たっては、自分にあった速度で歩行ができないということがあります。それらを鑑み、プールコースの選定について、スイミングスクールの設置を考えているのか、またこれらを含めて流水では

なくても、普通のプールでウォーキングコースを含め8コースにすべきではないかと思います。また、この基本計画に当たりまして利用者の声、また学識経験者の意見を反映し、基本計画の策定に当たっていただきたいと思います。

次に2番目として、周辺の整備について、住吉公園にある築山は子どもたちに大変喜んで利用されております。この築山については、現状そのままなのか、フラット、平らにするのか。また、たくさんの人が利用すると思いますので、駐車場は200台ぐらい必要ではないかと思いますが、現在何台ぐらい計画をしているのか、町長の答弁を求めます。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河上議員の温水プールの基本計画についてとのご質問にお答えいたします。

本町の温水プール計画につきましては、平成25年度より基本構想、基本計画、事業手法の調査等、さまざまな検討を重ねてまいりました。そして、平成31年度より国の社会資本整備総合交付金を活用した5か年計画で、温水プールを含めた住吉公園の整備を進めてまいります。

来年度につきましては、温水プールと住吉公園の基本設計および公園の測量調査を行う予定としております。また、来年度に行う基本設計にあわせ、温水プールの指定管理予定者を選定していきたいと考えております。専門的知識を持った指定管理予定者が設計段階から携わることで、経費節減の工夫や安全対策、施設管理などのノウハウを設計の中に積極的に取り入れることが可能となります。そのため、より効率的で効果的な運営が行える施設となることが期待できるということでございます。その基本設計の中で、ご質問のプールのコースの数やスイミングスクールの設置、ウォーキングプール等の設備につきまして、検討していきたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

また、周辺の整備につきましては、温水プールの建物配置や駐車場の位置や台数、現在のグラウンドの利用形態等を鑑み、利用者の皆さまが使いやすいよう配置していきたいと考えております。

現在ある築山につきましては、防犯上の死角をつくらないようにするため築山を撤去し、見通しのよいフラットに整備し、また駐車台数につきましては、現在の素案では130台程度を考えておりますが、周辺の公共施設との連携も含め、さらに多く駐車できるよう工夫してまいりたいと思っております。

このように、指定管理予定者や学識経験者からの意見を取り入れながら、皆さまに喜んでいただける温水プールとなるよう進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 16番 河上孝夫議員。

○16番 河上孝夫議員 今ほど町長の答弁にあったように、指定管理者制度を取り入れるということで大変安心をいたしました。基本計画の策定に当たっては、それらの人の学識経験を聞いて、立派なプールになるようお願いをしておきます。

次に、2点目の小学生のスポーツ交流大会派遣について質問をいたします。

津幡町の小学生の国内派遣交流には、津幡町と災害時相互応援協定を結んでいる児童たちの交流を通じ友好を深める町として福岡県の岡垣町と、またスポーツを通じて交流を行う町として和歌山県の上富田町との2つの町との交流事業が毎年行われています。子どもたちのコミュニケー

ションの能力を高め、あわせて郷土津幡町の愛着心を養うことで、大変私はすばらしい事業だと思っています。今回、スポーツ交流事業について質問をいたします。

和歌山県の上富田町とのスポーツ交流では、平成27年には中条サッカースポーツ少年団、平成29年には津幡ジュニアアスリートクラブ、これは陸上なんですけども、平成30年には学童野球、町内の小学校の6年生の選抜チームが参加しています。上富田町の交流スポーツ施設では、野球、サッカー、陸上を受け入れ可能とのことで、相撲とか、卓球とかほかにはたくさんの津幡町にスポーツ教室がありますけれども、残念ながら受け入れ可能は、この野球、サッカー、陸上だけでございます。そのため、参加団体が決められていて、参加する団体がなくなる心配が生まれてきています。参加人員の制約は15人以上、参加する費用は交通費のみで40万円が限度であります。特に宿泊費は実費となっています。特にスポーツの選手は他の大会などで父兄の負担が大きく、大変だと聞いています。

この際、参加がしやすいように宿泊費の上限を決めて補助すべきだと思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小学生スポーツ交流大会派遣についてのご質問にお答えいたします。

小学生スポーツ交流大会派遣は、本町と災害時相互応援協定を締結しております地方自治体で開催されます小学生を対象としたスポーツを通じて交流を行う大会に参加するものでございます。そして、あわせて競技力の向上、青少年の健全育成および地域間交流の進展を図ることを目的としております。

和歌山県上富田町との小学生スポーツ交流は平成27年度に始まり、これまでサッカー、陸上、野球のスポーツ競技を通じ交流を行ってまいりました。本年度は、11月17日、18日の2日間、町内の学童野球4チームから選拔されましたメンバー16名と、監督や保護者などの計30名が上富田町を訪れ、交流試合3試合とバーベキューでの交流を行っております。平成31年度につきましては、新たなスポーツ競技で交流が行えないか、本町ジュニアスポーツクラブのいろいろな競技団体に参加を呼びかけてまいりました。上富田町の担当者とも調整させていただきましたが、上富田町側で受け入れが可能なジュニアスポーツクラブは、サッカー、陸上、野球に限るとのことでした。今後につきましても、この3競技が中心になってくるものと思われます。

また、津幡町小学生スポーツ交流大会派遣費補助金交付要綱では、補助限度額は40万円以内となっており、バス借り上げ料、高速道路代などの交通費と旅行傷害保険料を補助対象としております。上富田町までは遠距離となるため、関係者で車を出し合って事故を起こすことがないように、参加児童たちの安全を最優先に考え、旅行会社からのバス借り上げ料相当額を補助限度額に設定したものでございます。

宿泊費の上限を定めて補助することにつきましては、他の派遣費補助事業との均衡を図る上から、宿泊費相当額の参加者負担は妥当な額と思っているところでございます。

今後とも本町ジュニアスポーツクラブ関係者の方々や上富田町との連携を密にしながら、児童たちが友好を深め、楽しい思い出となりますよう、両町の一層の交流を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 16番 河上孝夫議員。

○16番 河上孝夫議員 宿泊費の上限が出ないということで、大変残念に思いますけど、また前向きに考えてほしいと思います。

それでは次に、3点目の質問に入らせていただきます。

津幡町において児童の虐待、いじめについては、八十嶋議員、また塩谷議員と質問が重複しますので、簡単に質問をいたします。

まず最初に、本年1月24日、千葉県野田市立小学校4年の栗原心愛さんの虐待死亡事件が、連日、新聞、テレビなどで報道されています。石川県警では昨年度、虐待を受けている疑いがあるとして470人を児童相談所に通告しました。前年度より85人もふえて過去最多となった傾向は看過できない。通告対象となった児童の安全は守られているのだろうか、ほかにも人知れず虐待に泣く子どもがいるのではないかと気にかかります。先ほど町民福祉部長から報告がありましたけれども、やはり津幡町でも145件の虐待があるということで大変驚いています。

町の対応は、先ほど町民福祉部長あるいは教育長が話しましたが、今後、町においても教育委員会、また町民福祉部と連携となって児童虐待の防止対策を講じていただきたいと思います。

これについては、ちょっとダブるかもしれませんが、町民福祉部長の答弁をお願いいたします。

○多賀吉一議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 津幡町において児童の虐待、いじめ等に関する報告はあるのか、現状、実態についてのご質問にお答えいたします。

本町の児童虐待に関する業務を担当する地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士および保育士の専門職が一体となって児童の虐待対応に当たっています。地域包括支援センターでは、これまで構築してきた専門職ネットワークや地域コミュニティとの連携を基盤に、児童虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、家族全体の支援を行うため、年齢や家庭状況に関係なく、対応できる体制をとっております。

町教育委員会とは、児童虐待の早期対応として、教育委員会事務局の実務担当者も入った町要保護児童対策地域協議会実務者会議や個別ケース検討会議において、対象児童の情報交換や援助方法について協議を行い、虐待対応に当たっています。

また、いじめに関しては、学校において教職員が対応しておりますが、町教育センターとの連携により解決につなげております。

なお、本町の児童虐待の現状、実態については、先ほど八十嶋、塩谷両議員の質問でご説明したとおりでございますが、今後も児童虐待を一件でもなくすることができるよう、児童相談所、教育委員会、医療機関および警察などの関係機関と引き続き連携を図りながら、児童虐待防止および早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思っております。

○多賀吉一議長 16番 河上孝夫議員。

○16番 河上孝夫議員 以上で、河上孝夫の質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、16番 河上孝夫議員の質問を終わります。

次に、15番 洲崎正昭議員。

〔15番 洲崎正昭議員 登壇〕

○15番 洲崎正昭議員 15番、洲崎ですけれども、まず先に、傍聴席の皆さま方には朝早くから傍聴いただきまして、ありがとうございます。大変お疲れだと思いますけれども、本日登壇予定の11名のうちの10番目でございます。あとしばらくおつき合いをいただければと、よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問に入りますけれども、私も久しぶりの一般質問をと思い立ち、この場に立つことにいたしました。考えてみれば、私にとっても議員活動7期目の最後の定例会議となりましたので、現在気になっている点について質問をさせていただきます。今期4年間の間には、平成29年3月と6月の2回に一般質問をさせていただきました。その中で、津幡駅の東口について第1点目としてお尋ねをいたします。この問題については、昨日の町長さんの施政方針演説の中でも大変詳しく述べておられましたので、まことに重複して申しわけないんですけれども、町長さんがあそこまで詳しく説明されると思わなかったものですから、私のほうで一般質問をしたためましたので、重複するかもしれませんが、ご答弁をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

この津幡駅の問題につきましては、私が中条地区振興会に平成25年6月に提案をいたしまして、要望書として提出されたのが発端となって今日に至っているわけであります。このときは、JR津幡駅の駅前駐輪場の整備が進められていたためこのような発想になったわけですが、折しも倶利伽羅新駅の要望も倶利伽羅地区から出ておりました。この年の6月会議で、当時の故黒田議員が一般質問で取り上げられました。このときは、運動公園や倶利伽羅塾の利便性や現在は名称が変わっておりますけれども、農業公園の整備等に関連して質問されていたように記憶しております。このときの答弁では、定住促進にもつながるため関係機関と検討していくとの答えでありました。さらに、この直後の7月にテレビ、新聞等で取り上げられましたので、同年9月会議に私が取り上げ質問をいたしました。そのときの答弁は、津幡駅の東口は定住促進、企業誘致、学術振興、観光振興などの分野における将来の津幡町の活性化に大きく寄与できるものと考えており、真剣に前向きに取り組みたいとの答えをいただいております。

しかしその後、27年、28年、29年と調査費を計上していただいておりますが、一向に進展が見られませんでしたので、29年3月の会議の一般質問で再度取り上げさせていただきました。このときの答弁は、東口を設置するにはまちづくり計画とあわせて事業を進めることが重要であるため、今年度は国の地方創生加速化交付金が採用されたこともあり、津幡駅周辺まちづくり基本構想を策定し、来年度、いわゆる平成30年度であります今年度ですけれども、この構想をもとに津幡駅の東口の必要性について、鉄道事業者や国・県との協議を行うため、その協議資料となる基本計画を策定し、引き続き事業化を目指しますとの答弁でありました。

昨日の所信表明演説におかれて答えられておりましたが、今年度5月22日に、津幡駅東口期成同盟会が設立され、私はこれからさまざまな活動が展開され、前に進んでいくものと期待しておりましたが、それ以降全く動きがなく、どのような状態か正直言って分かりません。朝、通学時間帯に津幡駅を通ると、石川高専の生徒さんが河原市用水沿いの道を歩いているのを見るにつけ、津幡駅の東口ができれば安全に、また短い時間で学校へ行けるのになあと思いながらいつも見ております。それと現在、町では大坪地内で工業団地を造成しておりますが、完成の暁には東口があれば利便性が大きく変わるのではと思っております。

今県内では、金沢駅以南の新幹線の工事が進んでいます。前にも申し上げましたが、新幹線の工事が完成し、I Rが加賀市まで延伸されましたら津幡町を取り巻く環境が大きく変わってくるんじゃないかと思われます。今のうちに県に働きかけて一步でも前に進めるべきではないかと思っております。これは余談ですけども、昨年の知事選挙の際に、谷本知事に我々の東口については、知事さんが判こを押せばそれで済むんやぞということも申し上げたこともあるんですけども、知事は笑ってごまかしておりましたけれども……。

そこで、I Rの取締役でもある矢田町長にお尋ねいたしますけれど、津幡駅の東口についてはI Rではどのように捉えているのか、現在の状況をお答えいただければと思います。また、今後どのように進めていくかについてもお答えいただきたいと思います。せっかく期成同盟会をつくったのですから有効に活用し、前に進めていくべきとは思われますが、この点については昨日説明していただいておりますが、再度お答えいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 洲崎議員の津幡駅の東口についてのご質問にお答えいたします。

まず、津幡駅の東口整備をI Rいしかわ鉄道がどのように捉えているかということでございますけれども、平成30年7月に町担当者が公式にI Rいしかわ鉄道を訪問し、協議を開始いたしました。そこで、町としての方向性である平成30年5月の議会全員協議会でも報告いたしました、駅西側と東側を結ぶ跨線橋タイプの自由通路案を提示いたしましたので、I Rいしかわ鉄道も本町の東口計画につきましては当然承知しております。ただ、前向きなのか前向きでないのか、後ろ向きなのかということにつきましては、まだはっきりと具体的に話もしていないわけではございませんので、今のところ何とも言えないと思っております。しかしながら、七野社長とも会う機会もよくございますので、これができることによって利用客がかなり多くなりますよってという話だけは今後もしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、津幡駅東口整備促進期成同盟会についてでございますが、本年度は調査研究および情報収集を進めているところであり、現在、先進地視察を実施するため準備を進めております。来年度は、これらの調査研究による会員からの提言をまとめ、早期の東口整備に向けまして、正式に津幡駅東口整備促進期成同盟会として国・県およびI Rいしかわ鉄道へと要望活動を実施したいと考えております。

津幡駅の東口整備は、昨日の本会議でも申し上げましたように、本町にとりましては最重要政策の一つであります。本年度は、東口整備に直接かかわる事業ではありませんが、本町の公共交通政策の基本的計画となる津幡町地域公共交通網形成計画を策定いたしました。この計画は、本町の社会情勢や将来のまちづくりの方向性を踏まえ、町全体の公共交通ネットワークのあり方を多面的に見直し、来年度から5年間の期間において、公共交通のサービスレベルをさらなる高みへと引き上げることを目的とするものでございます。津幡駅東口整備につきましても津幡駅倶利伽羅駅間の新駅設置とともに、基本方針である鉄道駅を拠点とした、新たなまちづくりと連携した交通結節機能強化を目指す上での主要な施策として掲げております。今後はこの計画に即して、実現に向けた方法、役割分担、予算化について具体的な検討を進めてまいります。また、整備に向けました最大の懸案事項であります財源の確保についてですが、県とも国庫補助金の採択に向

けた協議を開始しているところでございます。採択には、町として明確な意志と目的を示す必要があり、この津幡町地域公共交通網形成計画が重要となってまいります。

今後も期成同盟会での調査研究も行いながら、引き続き関係機関等と協議し、少しでも早く実現できるよう努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○多賀吉一議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 ありがとうございます。

私も期成同盟会の委員でもございますので、また町長さんとともに精いっぱい、私どもでお手伝いできることがあればお手伝いをしていきたいと思っておりますけれども、地域住民にとってはやはり大変期待している事業でもあります。特に来年度の予算の中で、都市計画マスタープランの見直しの予算もありましたけれども、恐らくその中でもこの地域の開発等の計画については見直していかれるんだろうというふうに思っておりますけれども、ぜひ少しでも、1歩でも2歩でも前へ進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

この件につきましては、昨日と本日で町長さんのほうから大変詳しくご説明をいただいておりますので、このあたりにいたしまして、次に2点目に入りたいと思っておりますけれども、これも実は中条地区振興会から毎年要望書として出ている国道8号のJ A石川かほくの中条ライスセンター前の交差点、いわゆるアル・プラザのバイパスの交差点と言いますか、の改良についてお尋ねをしたいと思います。

この交差点は、皆さんご存じのように大変変形した交差点であります。また、南中学校へ行く町道は片側歩道であるために、通学時には歩く生徒さんと自転車の生徒さんが集中し、いつも危ないなと思いながら見ております。その上、国道の側道も一車線のため、朝の通勤時には金沢方面からの本線からおりてくる車と側道を走ってくる車で渋滞しております。地域の方々の交差点の改良とあわせて側道の右折専用車線がとれないかとよく言われますが、農協の倉庫があり、また燃料の給油タンクもあるため難しいというふうには答えておりました。

しかし今、J A石川かほくでは各施設の統廃合の一環として、水田営農体制確立事業として中条のライスセンターの廃止、統合が進められております。来年度予算では総事業費15億7,935万円のうち、県支出金と町補助を合わせて7億2,786万2,000円の補助金が予算計上されております。今後、この事業が着々と進められていくのだろーうと思われまゝす。また、同時にネックとなっておりました燃料の給油所の廃止も決定されているようであります。また、常温倉庫についても使用方法を検討しているということもお聞きしております。

そうであるならば、この際、農協から用地を分けてもらい、かねて懸案となっているこの交差点の改良を検討すべきではと思ひますが、いかがでしょうか。この機会を逃したら今後できなくなると思ひますし、先般2月18日の議会全員協議会で発表されました稲置学園の金沢星稜大学スポーツキャンパス整備事業の側面支援にもなると思ひしております。それとあわせて、将来、南中学校周辺で南中学校を核としたまちづくりをするとするならば、それに対しても必要なことだろーうというふうに思ひしております。また、国道の側道の車線拡幅については、国土交通省と協議をして同時に実施してはと思ひますが、町はどのように考へているのか、担当であります産業建設部長にお答えいただければというふうに思ひしております。お願いいたします。

○多賀吉一議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 国道8号側道のJ A石川かほくの中条ライスセンター前交差点の改良についてとのご質問にお答えいたします。

ご質問の交差点は、中条小学校前の県道南中条津幡停車場線と津幡南中学校につながる町道南中条12号線が交わる南中条西交差点で、道路線形が真っすぐ通らず、いびつな形となっております。通学時は、徒歩と自転車の生徒が集中して危険であること、また国道8号の側道は一車線であるため、朝夕の通勤時には、金沢方面からの本線からおりてくる車と側道を走ってくる車で渋滞していることは、中条地区振興会からの要望もあり、町も把握しているところでございます。

ご質問にもあるように、J A石川かほくが給油施設を廃止することや常温倉庫の使用方法の見直しを検討しているということで、今後、本交差点の改良にあわせて町道南中条12号線の拡幅を実施することは、町としましては非常によい機会であると捉えております。

加えて、先般2月18日の議会全員協議会で報告いたしました稲置学園の金沢星稜大学スポーツキャンパスの建設予定地に隣接している本交差点の改良は、大学誘致の推進を図ることにもつながっていくものと考えております。

今後の交差点改良の具体的な事業計画につきましては、国の補助制度の動向を注視しながら、実施に向けて調査、検討をさせていただきたいと考えております。

また、国道8号の側道の拡幅についても、道路管理者である国土交通省に引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○多賀吉一議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 前向きの答えをいただきました。早急に、できればJ Aと用地の話し合いを開始していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思します。

それでは、次の第3点目ですけれども、これも同じなんですけれども、29年の3月の会議で質問したことの蒸し返しになるわけなんですけれども、いわゆる中条地区振興会からも要望が出ております南部地区の体育館について、再度お聞きをいたします。

前に質問したときは、津幡中学校と南中学校の区域内の体育施設の不均衡を取り上げて質問したわけですが、そのときと若干状況が変わってきたと思い、再度お聞きをいたしたいと思します。

現在、当町出身の川井姉妹が2020年のオリンピックを目指して頑張っております。そしてまた、あまりレスリングとは関係ないような町に感じますけれども、志賀町ではレスリングの町としてさまざまな施策を発信しておるようであります。2月19日の新聞報道によれば、レスリングの日本代表チームの合宿の誘致を進めて、7月7日から7月17日に日本代表とアゼルバイジャン代表の合同合宿が決定したということでありましたし、またジョージア代表の合宿も検討されているというふうに報道がされておりました。以前、馳 浩元文部科学大臣が、津幡町にこそレスリングの練習施設をつくるべきだという発言があったということも聞いておりますし、私も同じように考えております。町として、前回オリンピックのときの熱気を形にするためにも、また次代の選手育成のためにも施設建設に取り組んでみてはいかがかと思します。今まさに、前の質問の際に申し上げた稲置学園の星稜大学スポーツキャンパスの整備が進められようとしております。町

としてもこの地域をスポーツゾーンとしてレスリングの練習施設等を含めた体育施設が整備されれば、近隣の石川県漕艇場でのボート競技や前述のスポーツキャンパス等とあわせて相乗効果が発揮されるのではないかと考えております。現在当町は、庁舎の改築、温水プールの建設、体験型観光交流公園の整備、河合谷宿泊体験交流施設の整備など、大型物件がめじろ押しとなっておりますが、財政的にも大変厳しいものがあると思います。しかし、将来のまちづくり、人づくりの観点からも検討してみたいと思います。

幸い以前の質問の際の答弁では、町当局と相談しながら検討してまいりたいとの答弁でありました。検討してどうなったかという話は聞いておりませんが、この際真剣に検討してほしいと思いますので、以前答えていただきました教育長さんにお答えをいただきたいというふうに思います。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 町の南部地区の体育館についてのご質問にお答えいたします。

昨年のレスリング世界選手権における川井梨紗子選手、友香子選手の姉妹でのメダル獲得や、昨年末に開催されたウインターカップ全国高等学校バスケットボール選手権大会における津幡高校女子バスケットボール部の全国ベスト4という好成績は、本町のスポーツの発展にさらに勢いを与えるものであり、私も津幡町民の一人として大変うれしく思いました。

現在、志賀町がレスリングに関する体育施設や宿泊施設の環境を整え、2020年の東京オリンピックに向け、レスリング日本代表との合同合宿などの取り組みを通じ、レスリングの町としての発信をしています。本町においては、平成29年12月会議の八十嶋議員のご質問に町長がお答えしたとおり、現在はレスリングに関する組織がないことから、レスリングの練習施設については、現状では既存の体育施設を利用するという前提で、総合体育館やサンライフ津幡の体育室などが候補になるとの考えです。

町の南部地区の体育館建設につきましては、今後、温水プールの建設を初めとする大型事業を控えている町の財政負担を考慮すれば、その実現はなかなか厳しいと思われます。当面は、既存の体育施設の適切な維持管理と必要な整備を計画的に行い、町民の皆さまが安心して、安全に活動ができるようにしていくことを優先していくことが重要であると考えております。既存の町体育施設のほか、各地区の拠点である小中学校の体育館や公民館を有効に活用していただき、利用される皆さまが安心して、気持ちよく活動ができるように努めてまいりたいと考えております。

なお、金沢星稜大学のスポーツキャンパスにつきましては、将来的に町と稲置学園との間で互いにメリットを生み出せるような関係が構築され、地域の活性化にもつながるものとなることを期待しております。

以上です。

○多賀吉一議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 どうも前の答弁と一歩も変わっていない感じがいたしますけれども、最後の部分で教育長がおっしゃいました星稜大学のスポーツキャンパスが整備されていけば、将来的にはやはり町も一つの方策として何らか考えなきゃいかんのではないかとこのところ一抹の期待を残して、私の一般質問を閉じたいと思います。ただ、これで諦めたということではなくて、将来ぜひお願いしたいということを重ねて言っておきます。

これで私の7期目最後の一般質問を終了いたしますけれども、今回はこのように地元のネタ3件を質問をいたしました。考えてみますと、これまでさまざまな質問をしてまいりましたけれども、学童保育の質問をした後で事業化をしていただきましたし、また特別養護老人ホームの質問の後にあがたの里の整備が実現いたしました。そして、清水丘陵公園予定地での整備を予定されておりました図書館については、交通弱者のためにも平地での整備を再三申し上げた結果、北中条地内で整備がなされました。それにつけて文化会館シグナスも整備されたわけでありましてけれども、条南小学校の移転、そして分離、新築、そして南中学校の分離、新築、その後の改修とか申し上げたら切りがありません。さまざまな点がありますけれども、7期28年間を振り返ってみますと非常に感慨深いものがあります。また次に質問する機会があるとするならば、1期目、2期目のときのように、毎回質問するのもありかなというふうなことを今思っておりますことをつけ加えて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○多賀吉一議長 以上で、15番 洲崎正昭議員の一般質問を終わります。

次に、6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 6番、荒井 克です。

冒頭に八十嶋議員から退職者の方々へねぎらいの言葉がありました。大変長い間お疲れさまでございます。平成最後の退職者として、またこれから町に対して、それから各地域に対して、またご尽力いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、当町議会、平成最後の一般質問を行います。

1点目ですが、児童福祉施設にさらなる防犯対策をとということでございます。これは、昨年6月に森川議員が町立保育園の防犯対策をとということで質問をされておりますが、児童福祉施設における不審者に対するさらなる防犯対策をとということで質問いたします。

不審者による子どもを狙った痛ましい犯罪が近年全国各地で発生し、報道されております。そんな中、これからの津幡町を担っていく子どもたちの安全、安心の確保に、私たちは対処していかなければならないと考えます。

平成13年、大阪の小学校で起きた児童殺傷事件がきっかけとなり、全国の学校等で防犯、安全対策の強化が進められました。本町の小中学全校において玄関扉の自動施錠等の対策が図られ、とりあえずは安心しているところであります。

しかしながら、小学校の児童が通う放課後児童クラブ施設はどのようになっているのか。本町の放課後児童クラブは、今年度建設が予定されている条南小学校区の1施設を含め全16施設となる予定で、来年度には津幡小学校区でさらに1施設が増設される計画であります。

先般、私も幾つかの放課後児童クラブを確認してまいりましたところ、放課後児童クラブについては、子どもたちの出入りの都度、職員が玄関扉を施錠、開錠しておりましたが、それだけでは不審者などに対する防犯、安全対策が十分確保できないのではないかと感じました。本町でも最近、町の防災メールで不審者情報が寄せられる中、子どもたちや職員の身の安全を守るためにも、早急な対策が必要かと思われまます。また、来年度から町立認定こども園となる保育園も同様な対策も必要であるかと思われまます。

これら、町の児童福祉施設の防犯対策について今後どのように考えているのか、矢田町長にお

伺いたいします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 荒井議員の児童福祉施設における不審者に対するさらなる防犯対策をとのご質問にお答えいたします。

議員がご心配されておられますように、近年、全国各地で児童生徒を狙った不審者情報が相次ぐ中、本町におきましても不審者に関する情報が寄せられており、安全対策の強化が求められております。

本町の小中学校におきましては、すでに玄関の自動施錠の対策が図られておりますが、体力的に成人男性よりも不利となる女性職員や子どもが多数を占める児童福祉施設におきましては、不審者からの安全対策が十分ではないと認識しております。こうしたことから、本町では、児童福祉施設の防犯対策について施設防犯関係者の意見や県内市町における設置事例などを参考に検討を重ねてまいりました。費用対効果も検証したところ、現時点では、緊急非常時に警察へ直接通報できる非常通報装置の設置が最善の方策ではないかと考えております。この装置は、通報ボタンを押すことにより迅速に警察署に出動を要請することができることに加え、警察署員との会話が困難な状況になった場合におきましても、警察官に駆けつけてもらえることとなっております。今後、児童や保護者の皆さまに安全で安心な保育環境を提供できるよう、放課後児童クラブおよび本年4月から町立認定こども園となる各保育園での整備を計画いたしております。特に放課後児童クラブに関しましては、国・県の補助金を活用いたしたく、新年度に入りましたら整備計画書を提出する予定としております。

新年度の早い時期に、石川県と整備事業に関する協議を行い、補助金の確保など財源の見通しが立ち次第、保育園とあわせ速やかに整備したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 早い対策を行うということで、大変前向きな返事をいただきました。子どもの安全を守るということで、大変重要なことだと思っております。また、よろしく願います。

2点目であります。

源平倶利伽羅合戦に伴い平 知度の首塚と津幡城址のさらなるPRをとということで質問をいたします。

倶利伽羅の戦いで、木曾義仲源氏軍が平 維盛平家軍に勝利したことは皆さまご存じのとおりであります。町内には平家にまつわるところが幾つか点在しており、今後、町の歴史の中でさらなるPRが必要でないかと考えております。

倶利伽羅の戦いで、平 清盛の七男、知度は3万の兵を率い志雄山に陣をとっていましたが、維盛が義仲に敗れた後、援軍に駆けつけましたが激しい戦いの末自害したと伝えられています。その知度の墓が、津幡区内の通称平谷、へいだんとも我々は言っていますが、平谷と呼ばれている集落の入り口、高さ2メートルぐらいの塚の上に建っています。平 知度の首塚と言われ、以前住んでいた方々が草刈りや地盤整備などを続け、大切に管理をされています。広島県音戸町に

平 清盛が厳島神社参拝の折に植えた松があり、音戸清盛松と呼ばれています。31年前、昭和63年に源平合戦800年を記念し、当時のライオンズクラブの姉妹都市のご縁もあって、音戸教育委員会よりその松の苗木3本が当町に送られました。首塚の横の敷地、駐車場になりますが、そこに植えられて、大きいものは7メートルくらいに成長しているものもあります。知度は父清盛のゆかりの松とともに静かに眠り、また源平の歴史を語ることができる場所として、地元の人たちに愛され、守られています。平谷の地名は、源平の戦いに敗れた平家の落ち武者が隠れ潜んで生活していたところと伝えられており、平家谷とも言われ、末裔は平田、平能、平林、平村を名乗ったと、加賀志微に記されています。

津幡城址については、寿永2年、倶利伽羅の一戦を前に、平 維盛配下の平家軍が津幡に布陣し、街道を見おろすこの地に砦を設けたと言われていると、津幡小学校の旧校舎があった大西山の頂に、町指定文化財、津幡城址の説明板が立てられています。残念ながら遺跡はほとんど残っていませんが、忠魂碑の傍らに城址碑がひっそりとあり、標高15メートルの高台から周囲を見渡すと、城であった雰囲気伝わってきます。倶利伽羅の戦いで平 維盛が敗れた後も長年戦いの拠点などとなっていました。前田利家が加賀、能登、越中を支配するようになった1585年に廃城、約400年もの間、津幡城として歴史を刻んできたと言われています。加賀藩の参勤交代の第一の宿がおやど橋周辺であり、津幡城の歴史を語りながら江戸へ向かって行ったのであろうと想像できます。

1月に北国街道倶利伽羅峠道周辺が、いしかわ歴史遺産に認定交付されました。また、NHK大河ドラマ誘致に関しても積極的に取り組んできています。知度の首塚や津幡城址も同様にその歴史や眺望を体感してもらうためにも管理、PRをしっかりと行い、県内外からも多くの方が散策に訪れるように取り組んでいくことが必要であると考えます。

矢田町長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 平 知度首塚・津幡城跡などのさらなる管理、PRをとのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもございましたが、津幡町ではNHK大河ドラマ「義仲と巴」の誘致を初め、歴史や地域文化を核とした観光推進に力を入れているところでございます。先般、北国街道とそれに伴う文化財群がいしかわ歴史遺産に認定されましたことも、こうした取り組みの一つの成果と捉えております。

ご指摘いただきました津幡城跡と平 知度首塚につきましても、町として重要な資源の一つと捉えております。特に津幡城跡につきましては、町指定文化財であり地元清水区に管理の一部を委託し、その景観の維持に努めております。また、町のホームページや金沢市、小矢部市、津幡町の観光スポットを掲載したパンフレット「はじめよう 歴史感じる ゆるり旅」を作成するなど、PRを行っております。しかしながら、津幡城は遺構がほとんど残っていない状況であり、平 知度首塚も石碑等が明治期のものであり、その価値を前面に押し出した単体としての観光推進活動には厳しいものがございます。

そこで、こうした文化財を大きな一つのまとまりの中に位置づけ、町の歴史をひもとく中でいろいろな場所に寄っていただけるような取り組みが必要と考えております。ある場所から次の場

所につながっていくような、ストーリー性のある活用を考えております。いしかわ歴史遺産は、こうした趣旨で認定されたものであり、そのほかの観光資源も有機的に結びつけて、さらなる津幡町の魅力の向上を図っていきたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 ストーリー性のある歴史遺産として、また今後も首塚、そして津幡城址を大切に守ってほしいなと考える次第でございます。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○多賀吉一議長 以上で、6番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○多賀吉一議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時02分

平成31年 3 月13日（水）

○出席議員（16 名）

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会計管理者 兼会計課長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第3号）

平成31年3月13日（水）午後1時30分開議

日程第1 議案第4号 平成31年度津幡町一般会計予算から

議案第41号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更についてまで
請願第1号から請願第5号まで

陳情第1号

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて

同意第2号 津幡町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求
める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○多賀吉一議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○多賀吉一議長 なお、あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○多賀吉一議長 日程第 1 議案第 1 号から議案第41号まで、請願第 1 号から請願第 5 号までおよび陳情第 1 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○多賀吉一議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

八十嶋孝司総務産業建設常任委員長。

〔八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、総務部長、産業建設部長、環境水道部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第23号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第24号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について、

議案第25号 津幡町森林環境譲与税基金条例について、

議案第26号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第27号 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について、

以上、1 件の条例の制定および 5 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第34号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について、

議案第35号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について、

議案第36号 種辺地に係る総合整備計画の変更について、

議案第37号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について、

以上、4 件の辺地に係る総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第38号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第39号 財産の取得について（救助工作車（Ⅱ型））、
議案第40号 財産の取得について（津幡町営バス車両）、
以上、2件の財産の取得については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第2号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるについては、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○多賀吉一議長 荒井 克文教福祉常任委員長。

〔荒井 克文教福祉常任委員長 登壇〕

○荒井 克文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第28号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
議案第29号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について、
議案第30号 津幡町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第31号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について、
議案第32号 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第33号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、6件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第41号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第3号 国に国保への国庫負担増を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第4号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書については、賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第5号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの

であります。

報告を終わります。

○多賀吉一議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、総務部長、町民福祉部長、産業建設部長、環境水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第4号 平成31年度津幡町一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第5号 平成31年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第6号 平成31年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第7号 平成31年度津幡町介護保険特別会計予算、

議案第8号 平成31年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、

議案第9号 平成31年度津幡町バス事業特別会計予算、

議案第10号 平成31年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、

議案第11号 平成31年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、

以上、7件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 平成31年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算、

議案第13号 平成31年度津幡町水道事業会計予算、

議案第14号 平成31年度津幡町下水道事業会計予算、

以上、3件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第15号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第8号）については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第17号 平成30年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、

議案第18号 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第19号 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第20号 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第4号）、

以上、5件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第21号 平成30年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○多賀吉一議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○多賀吉一議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○多賀吉一議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

審議されてきました2019年度の予算の中には、4月1日から18歳までの病院窓口の支払いが500円になることや、放課後児童クラブの増設、産後ケア事業など新年度に向けて大変歓迎すべき施策がある一方、どうしても賛成しかねるものもありますので、それについて述べます。

私は、議案第4号 平成31年度津幡町一般会計予算のうち、2款1項14目自衛官募集事務費、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費、同じく町道竹橋大坪線道路改良事業費については反対いたします。また、これらの事業と関連している議案第15号の平成30年度一般会計補正予算のうち、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費と町道竹橋大坪線道路改良事業費についても反対いたします。一般会計補正予算のうち、町道庄能瀬線道路改良事業費は全体としてマイナスになっておりますが、道路改良工事設計委託料として594万円が計上されていますので、その部分に反対いたします。

最初に、自衛官募集事務費について述べます。

月曜日は、東日本大震災と福島第一原発事故が起きてから8年目の3月11日でした。大変な地震と津波、原発事故の中、自衛隊の方々が住民の命を守るために奮闘しておられました。この姿を見て多くの若者が自衛隊員に憧れ、自分もこのように災害で困っている人々の力になりたいと思ったということです。しかし残念なことに、2015年に安保法制が強行され、専守防衛の自衛隊が変質させられてしまいました。海外での戦争で命をかけることを求められるようになりました。PKOでも住民保護が求められるようになり、戦闘地域により近づくことになりました。南スーダンへ送られていた自衛隊員の姿を見て、早く日本へ帰ってきてほしいと思ったものでした。安倍首相は、自衛隊員が少なくなることに危機感を抱いていますが、自衛隊に集団的自衛権を認め、危険の種をまいたのはご自身です。安倍首相が憲法9条に自衛隊を書き入れたいのは、若者を自衛隊にたやすく入れたいためではないか、そのうち憲法に書かれている以上、若者は自衛隊に入るべきだと言い出すのではないかと疑いたくなります。安倍首相が憲法9条に自衛隊を書き込むことを求めている限り、自衛隊員募集に町は手を貸すべきではないと考え、反対いたします。

次に、町道庄能瀬線道路改良事業費と町道竹橋大坪線道路改良事業費についての反対意見を述べます。町民が本当に実行してほしいと願っていることは、津幡町民の暮らしをよくしてほしいということです。軟弱地盤であり、さして必要であるとは思えない町道庄能瀬線道路改良事業費に来年度予算で4,600万円、全体工事では約4億円をかけたり、町道竹橋大坪線道路改良事業に来年度予算だけで約1億4,000万円、全体では6億3,000万円もかけます。これだけの予算があれば

ば、町民が望むこと、例えば病院窓口での子どもの医療費を無料にしてほしい。国保税に法定外繰り入れを行い、安くしてほしい。国保における子どもの均等割はなくしてほしい。ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方で、買い物には高いと思いながらもタクシーを使わざるを得ない方やいきいきサロンに行くときタクシーを使いたいという方にはタクシー券を支給してほしい。仕事もやめて介護をしている方が、せめて幾らかの援助があればそれだけで励みになると控えめにおっしゃっていましたが、その方々には在宅介護慰労金を支給してほしい。これらは幾つかの市町で行われていることです。

工事に使われるお金は、国庫支出金や地方債が使われていることは承知していますが、今後の地方債の返済を考えれば、多くの税金がこれらの事業に使われることに変わりはありません。町民の願いを叶えることに税金を使ってほしいと思うのは当然です。町民の願いを後回しにして、試算されているような多くの集客が見込めるとは思えない公園や、必要性が感じられない道づくりになぜ税金を使うのかとせつなくなってしまう。津幡町は金沢市のすぐ隣で、これまで人口がふえてきましたが、これからはどれだけ住みやすい町なのか、子どもやお年寄りに優しい町なのか問われます。何にこそ税金を使うべきかを考えることが必要です。庄能瀬線の道路や竹橋大坪線の道路に税金を使うより、町民の願いを実現することにこそ税金は使うべきだと考えますので反対いたします。

次に、請願と陳情に対する賛成意見を述べます。

まず初めに、請願第2号の主要農作物種子法の復活等を求める意見書採択に関する請願に賛成の意見を述べます。

昨日の全協で、総務産建常任委員会では、いわゆる種子法は1952年に制定されたもので、すでにその役割を終えているので反対する旨のご意見だったようにお聞きしました。農業に携わっている方なら、いわゆる種子法の大切さは理解しておられるものと思っていたのでとても驚きました。

安倍政権は、民間企業の市場参入を阻害するとの口実で、いわゆる種子法を廃止しましたが、今、全国各地で廃止された種子法と同じ内容の条例づくりが進められています。北海道議会は、3月6日に北海道主要農産物等の種子の生産に関する条例案を全会一致で可決しています。山形、新潟、富山、埼玉、兵庫、北海道に続いて岐阜県でも3月議会で可決される見通しだと報じられています。ほかにも長野、福井、宮崎で条例制定の準備が進められています。

主要農作物種子法は、1952年の制定以来、都道府県が開発した優秀な品種を奨励品種として生産者に提供し、国民への安定的な食糧供給を行ってきました。種子の品種改良と生産は、県の研究機関、農協、種子農家の長年の努力と費用を費やして行われてきたものです。石川の米、ひゃくまん穀も長い年月をかけてつくられ、生産がようやく軌道に乗ってきたところです。

政府は、2017年に成立した農業競争力支援法を根拠に都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示していますが、種子を民間に委ねた場合、改良された新種子に特許がかけられ、農家は特許料を支払わなければ種子が使えなくなることが懸念されています。さらに、外資系事業者の参入により種子の遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安全、安心が脅かされることも危惧されています。

日本人の食の安全や日本の農業、農業者を守るため、安心して種子をつくり続けるためには、この主要農作物種子法が今でも大きな役割を担っています。

よって、この請願には賛成いたします。

次に、請願第3号 国に国保への国庫負担増を求める請願に賛成の意見を述べます。

請願にも書かれていますように、国保は無職者、年金生活者、非正規雇用の労働者などが多く加入し、医療保険の中でも最も所得が低い反面、1人当たりの保険料は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上ります。さらに、国保には家族の数に応じて負担がふえる均等割があるため、子どもの多い世帯では協会けんぽの2倍の国保税となる場合もあります。このような国保税の負担の重さを解消するために、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、国の財政投入により国保税をせめて協会けんぽ並みに引き下げを要望しています。

文教福祉常任委員会の審議の中では、要望はよく分かるが、財政の保証がないから賛成しかねるというご意見もありましたが、私たちは町民の思いを受けて国に対して余りにも高い国保税をせめて協会けんぽ並みにしてほしいと要望すべきではないでしょうか。全国的にそういう請願が多く上がってくれば、当然のこととして財政措置を考えるのが国の役目です。

命の保障である国保税をもっと安くしてほしいという町民の思いを真つすぐ国に届けることが必要だと思い、この請願には賛成いたします。

次に、請願第4号 75歳の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書に賛成の意見を述べます。

高齢者の方と話をしますと、必ず年金の少なさを嘆く声が聞こえます。それもそのはず、高齢者の7割が所得100万円未満です。「年寄りには長生きするなということか」とか「元気な者しか生きてはいけんということか」などの嘆きが漏れています。私の母親も98歳を超えましたが、時々「長生きしすぎたかな」などと言うので、私は「長生きしてもらうのは私の希望になっている。100歳を超えるまで頑張って」と伝えています。

公的年金が減らされ続けている中で、医療費2割負担化は医療機関の利用控えにつながり、高齢者の命を縮めます。長生きしてよかった、長生きしてもらってありがたいと言える国にするのが私たちの務めです。

よって、この請願には賛成です。

最後に、陳情第1号 日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書に賛成の意見を述べます。

沖縄県辺野古での新基地建設では県民の強い「基地建設ノー」の意見を踏みにじる形で建設が進められています。沖縄県の地方自治権はないのかと思わされますし、この状況が続けば、どの県においても国がかかわる問題については、地方自治権はないがしろにされることが予想されます。これは、日本のあり方が憲法に規定されるのではなく、日米安保に規定されるということを物語っています。

今回この陳情により、全国知事会が米軍基地負担に関する研究会を設置し、米軍基地負担の現状と負担軽減および日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行い、有識者からのヒアリングも行なうなどして共通理解を深めてこられたことを知りました。現状や改善すべき課題を確認した上で、国に対して行っておられる提言をしっかりと読みました。全国知事会として研究会を開いてこられたことや提言をまとめられたことに対して尊敬の念を禁じ得ません。

どんな提言をされているのか読み上げて紹介させていただきます。

1、米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器をふやすなど必要な実態

調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保証などを明記すること。

3、米軍人等による事件・事故に対して、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

こういうすばらしい内容です。

その努力に報いるのは、津幡町議会として全国知事会の米軍基地に関する提言の主旨を支持し、国に意見書を提出することだと思います。それが日本に主権と自治体に地方自治権を取り戻す道だと思いますので、この陳情には賛成いたします。

以上で、私からの討論を終わります。

○多賀吉一議長 次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 私は、平成31年津幡町議会3月会議において執行部から提出されました議案第4号から議案第14号の平成31年度津幡町当初予算について、また議案第15号から議案第21号までの平成30年度各補正予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。また、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるについては、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず初めに、先ほど申しました、津幡町議会3月会議において執行部から提出されました議案第4号から議案第14号の平成31年度津幡町当初予算について、また議案第15号から議案第21号までの平成30年度一般会計、特別会計、事業会計の各補正予算について、賛成の立場で意見を述べます。

まず初めに、本町の平成31年度一般会計当初予算は、前年度比9.4パーセント、11億8,800万円増の総額137億8,800万円となっております。

大きく増額となった主な増要因は、新庁舎整備事業費の増等により総務費で24.4パーセント、金額で3億2,576万円の増、石川かほく農業協同組合が実施する町内での大型農業用施設整備に対する補助金の増等により農林水産費で136.4パーセント、金額で7億1,091万円の増、文化会館シグナスの長寿命化大規模改修事業の実施により教育費で16.1パーセント、金額で1億9,328万円の増などが挙げられます。

また、重点事業として、ハード事業では新庁舎整備および福祉センター改修事業に3億7,408万円、石川かほく農業協同組合が実施する水田営農体制確立事業に7億2,786万円を計上するほか、文化会館シグナスの大ホール大規模改修事業に2億3,700万円、辺地対策事業による河合谷宿泊体験交流施設整備事業の設計費および旧校舎解体費に1億557万円など新規事業を計上する

ほか、住の江橋橋梁長寿命化補修事業、屋内温水プールの整備を含めた住吉公園整備事業、町道竹橋大坪線道路改良事業、消防本部の救助工作車更新事業、町道菩提寺1号線道路改良事業、町道庄能瀬線道路改良事業、林道西山線災害復旧事業など、計画決定事業を中心に緊急度の高い事業に予算を計上し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮されております。

また、ソフト事業では、低所得者世帯と3歳児未満がいる世帯を対象としたプレミアム付商品券交付事業に4,129万円、定住促進事業に1億8,750万円、条南小学校区の施設増設により全16施設となる放課後児童健全育成事業に1億1,015万円を計上するほか、科学教育振興事業、小学校英語教育の充実に向けた指導員等の配置、子ども医療給付費対象年齢引き上げなど、住んでよかったと実感できる町の実現に向けた予算計上となっています。

また、歳入については、町税では個人町民税で18億5,370万円、法人町民税で2億2,163万円と前年度同額程度を見込む一方、固定資産税を1.7パーセント、2,769万円増の16億5,256万円と見込み、町税全体で前年度当初予算比1.0パーセント、4,152万円増の41億6,465万円を計上しております。

また町債は、新庁舎整備事業や河合谷宿泊体験交流施設整備事業、文化会館シグナスの長寿命化大規模改修事業等のほか、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債で4億円を計上するなど、総額で13億9,150万円としています。これは前年度と比べ54.5パーセント、4億9,100万円の大幅な増となっていますが、町債発行額を各年度償還元金以内とする概算要求基準に合ったものとしており、それぞれの目的に応じながら経費の抑制、効率化を図り、必要度に応じた予算になっています。

各補正予算についても、年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減が中心であり、必要な予算措置を行ったものと言えます。

今後、各予算の実際の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら効率的で効果的な行財政運営に努められることを期待し、31年度当初予算、30年度の補正予算の賛成討論といたします。

次に、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるについては、先ほど言いましたように、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、政府見解として米軍基地の負担の軽減と日米地位協定の見直しについては、特に沖縄県について戦後70年以上を経て、今なお大きな基地負担を背負っている。政府も基地負担軽減のためにできることは全て行うとの方針のもと、全力で取り組んでいるとのことであります。これに私は賛同いたします。また、米軍が駐留することは安全保障上、日米同盟の抑止力を構成する上で重要な要素であり、我が国の平和と安全を確保する上で必要と示しており、私も全く同感であります。地位協定については、政府見解では同協定は大きな法的な枠組みであり、手当てすべき事項の性格に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取り組みを通じ、一つ一つの具体的な問題に対応していくと述べており、その上で日米協定のあるべき姿を追求していく考えであると見解を示しています。さまざまな問題につき、政府の積極的な取り組みを期待するものであります。

米軍基地負担に関する提言は、全国知事会の日米地位協定改定提言を報じた新聞によると、2015年に当時の翁長沖縄県知事が「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と発言したことがきっかけである。それに基づき、2016年7月、米軍基地のある11都

道府県知事の米軍基地負担に関する会の設置に続き、またこの年には基地を抱える15都道府県でつくる会での日米地位協定の改定に向けた独自案の発言もあり、追い打ちするように米軍絡みの事故が相次ぎ、それが積み重なり全国知事会の提言につながったと報じています。つまり、本土の沖縄化が進むに従って本土の住民、つまり国民が在日米軍の不合理に気づき、知事を突き上げ、知事が動かざるを得なかったと述べてもいます。

また、この決定についての限界も述べています。米軍のトラブルや騒音に悩む基地県の中には、温度差があるということです。すなわち、交付金で現実的に潤っている県も多々あり、決して一枚岩ではないとも報道しています。

私自身もその上で、知事の中にも現実、米軍基地が来てほしくない本望がそこにあると思っています。国の安全保障との関連からも米軍基地は国の問題であり、この陳情は全国知事会の主旨と異なると考えています。

以上のことから、陳情第1号に私は反対するものであります。

以上で終わります。

○多賀吉一議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

私のほうからは、請願第2号、そして請願第3号、そして請願第4号、陳情第1号について反対の立場で討論を行います。

請願第2号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願について、反対の立場で討論を行います。

2018年3月末をもって主要農作物種子法が廃止されましたが、この法の主旨は、日本農業の競争力を強化するために行われたもので、廃止に関して外国からの圧力は受けておりません。

種子法では、遺伝子組み換え作物や外資系企業の参入については、何も規制していなかったのです。遺伝子組み換えについては、厚労省管轄の食品衛生法の問題であり、同法による安全性審査で規制されています。したがって、種子法を廃止した今後も遺伝子組み換え作物や外資系企業の参入に係る規制は全く変わりません。今後も遺伝子組み換え作物が日本に流入し、外資系企業の参入が進むといった心配はないわけで、国が引き続きしっかりと対応していきます。

請願事項について、種子法廃止の目的は、民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築するため、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発、供給することで、さらなる活性化が見込まれます。よって、現時点では、種子法の復活などの施策は必要ないと考えます。

よって、津幡町議会として意見書を提出する必要はないと思いますので、請願第2号には反対いたします。

続いて、請願第3号 国に国保への国庫負担増を求める請願について、反対の立場で討論を行います。

この請願主旨は理解できるところも一部ありますが、国保の国庫負担を上げるための財源など

の裏づけが何も考慮されていません。やむを得ず行われる社会保障充実のための消費税の増税についても反対している一部政党もあります。財源を無視して社会保障だけの充実を要望するのであれば、なかなか賛同するわけにはいきません。

よって、請願第3号には反対をいたします。

続きまして、請願第4号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書について、反対の立場で討論を行います。

現在、この内容について経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）で議論されている段階であります。厚労省でもこれから議論が始まるという段階で、自己負担を2割にしないことを求める請願を提出するというのは、時期尚早と言わざるを得ません。当面、その議論を見守っていくことが大事だと私は考えております。

津幡町議会として意見書を提出することは、私は反対をいたします。よって、請願第4号には反対をいたします。

続いて、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて云々、という陳情について、反対の立場で討論を行います。

詳細については省略いたしますが、平成30年8月に、公明党沖縄21世紀委員長、日米地域協定検討ワーキングチーム座長、そして公明党沖縄県本部代表の金城 勉氏の3名で、日米地位協定に関する申し入れ書を内閣官房長官宛てに提出しております。

全国知事会提出の米軍基地負担に関する提言中の4項目中の2番、文中の「日米地位協定を抜本的に見直し」の部分と、4番、文中「施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理、縮小、返還を積極的に促進すること」の内容については、行き過ぎではないかと考えております。

よって、陳情第1号に賛成するわけにはいきません。津幡町議会として意見書を提出することは必要ないと思います。私は、陳情第1号に反対をいたします。

以上で、13番、道下政博から請願第2号、請願第3号、請願第4号、陳情第1号についての反対討論といたします。

○多賀吉一議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

議案第4号 平成31年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○多賀吉一議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成31年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第14号 平成31年度津幡町下水道事業会計予算までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第14号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○多賀吉一議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第41号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第41号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○多賀吉一議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 国に国保への国庫負担増を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○多賀吉一議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者5人 不起立者10人〕

○多賀吉一議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、請願第5号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○多賀吉一議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

<同意上程>

○多賀吉一議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町教育委員会教育長

任命につき同意を求めることについておよび同意第2号 津幡町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、3月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今3月会議に提案させていただきました議案の全てにご決議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育長、吉田克也氏が平成31年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第2号 津幡町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、固定資産評価員、矢田征夫氏が平成31年3月31日をもって退任することから、後任に津幡町字緑が丘3丁目47番地 坂本 守氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明を申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○多賀吉一議長 お諮りいたします。

同意第1号および同意第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号および同意第2号については、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 津幡町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時26分

〔再開〕 午後2時27分

○多賀吉一議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第5号の採択に伴い、議会議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○多賀吉一議長 追加日程第1 道下政博議員ほか2名提出の議会議案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○多賀吉一議長 お諮りいたします。

議会議案第1号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者 0 人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、議会議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

以上、本 3 月会議で可決されました議会議案第 1 号の意見書の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○多賀吉一議長 以上をもって、本 3 月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成31年津幡町議会 3 月会議を散会いたします。

午後 2 時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 多賀 吉一

署名議員 井上新太郎

署名議員 八十嶋孝司

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表.....	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表.....	4

平成31年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
1	4番 八十嶋孝司	1	平成への回顧と新年度への意気込みを聞く	町 長
		2	児童虐待相談に対する当町の対応は	教 育 長 町 民 福 祉 部 長
		3	三国山キャンプ場再開、にぎわいの創出は	町 長
		4	保育料無償化に伴う給食費の負担について	子育て支援課長
2	2番 竹内 竜也	1	町営バスの効果的運行について	交 流 経 済 課 長
		2	土曜授業の廃止と今後の土曜学習事業について	教 育 長
		3	広域連携について	町 長
3	10番 塩谷 道子	1	地域の身近な要望に素早い対応を	産 業 建 設 部 長
		2	国保税の均等割を子どもは半額に	町 長
		3	自衛隊から求められる名簿提出は慎重に	町 長
		4	高齢者の外出支援策を	交 流 経 済 課 長 福 祉 課 長
		5	子どもたちを虐待から守るための相談・支援体制の強化を	町 民 福 祉 部 長
4	5番 西村 稔	1	観光誘致は順調に進んでいるのか	交 流 経 済 課 長
		2	民生委員の待遇と今後の選任について	町 長
5	13番 道下 政博	1	道路や公園の不具合を見つけたら……LINEで町に通報できるシステムの導入を	町 長
		2	中学・小学・幼稚園の英語教育の取り組みにさらなる力点を	教 育 長
		3	乳幼児健診における小児がんの早期発見について	健 康 推 進 課 長
6	7番 森山 時夫	1	県森林公園外周に獣防護柵を設置せよ	町 長
		2	笠野トンネル内の照明を見直せ	産 業 建 設 部 長
		3	県道筋谷津幡線倉見地内の危険区域の路線変更を	産 業 建 設 部 長
7	1番 森川 章	1	社会教育委員を社会教育関係者から幅広く活用せよ	教 育 長
		2	子どもの出生人数をふやす政策を図れ	町 長
		3	温水プールの運営計画を問う	町 長
8	8番 角井外喜雄	1	外国人労働者の現状と今後の課題を問う	総 務 部 長
		2	空き家バンクの活用を充実させよ	企 画 財 政 課 長
9	16番 河上 孝夫	1	温水プールの基本計画の実施について	町 長
		2	小学生スポーツ交流大会派遣について	町 長
		3	津幡町において児童の虐待、いじめ等に関する報告はあるか、現状・実態について	町 民 福 祉 部 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
10	15番 洲崎 正昭	1	津幡駅の東口について	町 長
		2	国道8号側道のJ A石川かほくの中条ライスセンター前交差点の改良について	産 業 建 設 部 長
		3	町の南部地区の体育館について	教 育 長
11	6番 荒井 克	1	児童福祉施設にさらなる防犯対策を	町 長
		2	知度塚・津幡城址などさらなる管理・PRを	町 長

平成31年3月13日

津幡町議会議長 多賀吉一様

提出者 津幡町議会議員 道下政博
賛成者 津幡町議会議員 森川章
同 津幡町議会議員 井上新太郎

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に、平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、政府におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症が疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、安心して医療を受けられる体制の構築を目指し、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	津幡町森林環境譲与税基金条例について	〃
議案第26号	津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について	〃
議案第34号	牛首辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第35号	下河合辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第36号	種辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第37号	朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第38号	町道路線の認定について	〃
議案第39号	財産の取得について（救助工作車（Ⅱ型））	〃
議案第40号	財産の取得について（津幡町営バス車両）	〃
請願第 1 号	町道認定編入方請願について	採 択
請願第 2 号	主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願	不 採 択
陳情第 1 号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める	〃

平成31年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第28号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第29号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	津幡町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第32号	津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第33号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第41号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について	〃
請願第 3 号	国に国保への国庫負担増を求める請願	不 採 択
請願第 4 号	75歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求める請願書	採 択
請願第 5 号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出を求める請願	〃

平成31年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 4 号	平成31年度津幡町一般会計予算	原案可決
議案第 5 号	平成31年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第 6 号	平成31年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第 7 号	平成31年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第 8 号	平成31年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第 9 号	平成31年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第10号	平成31年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第11号	平成31年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第12号	平成31年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第13号	平成31年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第14号	平成31年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第15号	平成30年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）	〃
議案第16号	平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第17号	平成30年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第18号	平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第19号	平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第20号	平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 4 号）	〃
議案第21号	平成30年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 1 号）	〃